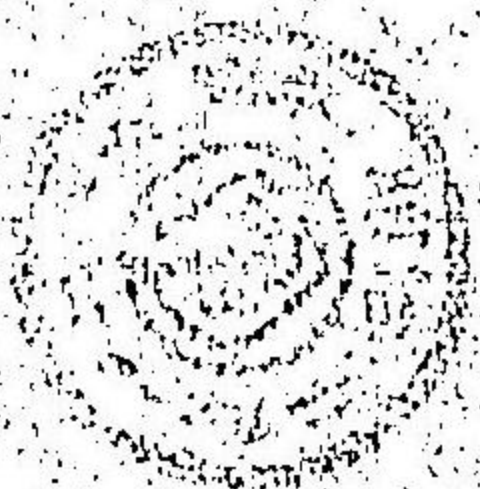


從六位 內藤耻叟先生序
從五位 栗田 寬先生著



天朝正學

東京 國光社

天朝正學序



蓋。簡。天。地。之。間。有。人。而。所。以。成。國。者。義。莫。大。於。君。臣。親。莫。至。於。父。子。大。義。與。至。親。並。立。一。致。者。是。

祖。宗。之。所。以。建。極。垂。訓。經。緯。天。地。也。若。夫。臣。而。不。義。子。而。不。親。則。人。極。不。立。而。天。地。失。位。焉。豈。匪。可。深。虞。也。乎。昔。者。權。臣。

專國。君臣義廢。以馴致天文永祿之大亂。正教衰而人紀紊焉。終使天地易位。人亦蒙慘禍者。未嘗不由于此也。我水戶先君義公。實有慨於此。始執古典而讀之。其為學也。以明大義。博至親為先焉。編史立言。務明

祖宗垂教之旨。以扶植天常。尔後子孫

繼紹匪懈。至於烈公。則大修其遺緒。孜孜不息。殆嬰巨禍而不悔。未幾終教明治之隆運。自義公修史。至是二百二十有餘年矣。方益見其效也。蓋二公之志以尊

天朝正人紀為急也。其慮遠而其見卓。所幾固在遠大。非彼乘時立功。恃以自

悅者所能及也。我友栗田叔粟。嘗著一書。以述其所由來。因謂。天地剖判。斯道始行焉。所行昂教。非待書而後有之也。是實

神州之大道。

天朝之正學也。乃題曰天朝正學。今也將刊行。以向于世。俾私叟序之。私叟淺陋

何足以窺其萬一乎。然使吾人因以知大義至親之可重。而免與西洋禽獸之徒同羣。則庶乎達二公之志。而此書之有功于世。亦豈可少也哉。今也西洋之學。盛行于宇內。將以其與父老君之教。以敗人紀。以紊天常。履霜堅冰。玄黃有漸矣。故吾先明正學。以排邪言。乃學者之

當務。救時之急也。抑我
 祖宗立國。夙以正教立人紀者。身越于
 萬國矣。人能明之。謂之正學。苟斯學
 而明。則人紀立而天地位焉。使今為政者。
 不能讀此書以學正教。不敢為邪之
 惑。則我立國與天壤無窮者。無復可疑
 焉。乃不辭以不文。敢書一言以弁卷

端云爾。

明治二十九年七月

特旨叙從六位大學教授內藤耻雙謹序



金井之某書



木部德太郎刻

天朝正學

常陸 栗田 寛 著

或人問曰學問に數十種の品ありとも之を大別すれば皇國漢土西洋の三種あるのみ頃者この中に就て天朝の正學と云ものありと
問曰先づ正學とは何を云ふや願くは之をきかん余之に答へて曰學問とは世に文字ありて後始て之あるにあらず天地開闢の始未だ文字
字あらざるの時天祖あり天神あり天祖の行ふ所天神の言
ふ所のもの萬民從て之に經由し之に遵奉して違ふことなきを道と
云ひ教と曰ふ是乃學也天祖天神ありて而後に國家あり國家あり
て而後に萬民あり萬民其覆育の恩を蒙るは天祖天神の賜也故に
天祖天神は國家の大本也萬民の祖先也天下の大なるも國家より貴

きはなく、萬民の衆きも、祖先より重きはなし、既に君臣あり、父子あり、君令して臣従ひ、父命じて子順ふ、君は即天祖の皇裔よましくて、萬古一系かはらざるの天日嗣にませり、父は即天神の神胤にして、朱髯綠眼の非類に異なり、君に事へて節義を致し、忠誠を盡すときは、天下爲めに感動し、祖に事へて祭祀を致し、敬禮を極むるときは、神明其祭を享く、神人於是感應し、天地於是和洽する者、之を道と云ひ、教と云ふ、この道を行ひ、この教を言ひ、子孫繼承して倍かさる、之を學と云ふ、大凡世に詩歌文章を作爲し、講釋演說をなして、揚々自得し、時々機軸を出して、新奇の說を吐き、世を惑し、俗を玩び、權家に媚び、當世に阿り、世と浮沈し、時と推移し、博士と稱し、學士と呼び、以て天下に銜ふ者を、學問と思ふは非也、學とは神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に倍かず、天業を恢弘し、皇運を翼賛するもの、是之を正學と謂ふ、請試に之を述ん。

夫れ天地剖判の始に當りて、神聖あり、神々相傳へて、創業開物の事をなし、諾冉二尊に命じて、天下國土を經營せしむ、二神已に天神の命を奉じ、國魂の神を生み、草木を繁殖し、河海物産の事を明かにし、國土の疆域を定め、各其國民を治めしむ、於是乎三貴子を生て、天下の君を定め、以て君臣の分を明にし給へり。

二尊經畫する所の天下は、天神授る所の天下よして、他人民の私にす可き所にあらず、天神の授る所の天下を以て之を經畫し、之を平定し、以て天下の君とますべき天照大神に授け奉れるにて、天下の地、一民も天子の民にあらざるなく、尺土も天子の有にあらざるなきは、彼西洋諸國白黑人種の水草を逐て、移住結合して國をなすものとは、もとより異なること顯然たり、世人或は此義を明にせず、一個人の主義を立て、自由を唱へ、民權を主張するを、無上の大義と心得、自國の國體をば打忘れて、彼の外國の事を摸範とし、稱するよ文明以て

し、自ら居るに半開野蠻を以するは、是君父の國を輕蔑するもの、もとより學問の主意を失へる者なり。
學問の主意とは、神聖彝訓を奉じて、天地の大道に倍かざるを云ふ、神聖の彝訓は、君臣の大義なり、父子の至親なり、祖先の祭祀なり、天照大神、五穀の種を獲て、勅曰、此物や顯見蒼生食て活べき也と、子の生民を愛するの情、靄然として言外に溢る、其君徳の大なるや知るべし、天祖の天窟に隠るゝや、百神奔走して、各其誠敬を致し、幣物を供す、人臣の禮明かなり、其皇孫をして下土を治めしむるや、群臣に勅して皇孫を輔翼すること、天上の儀の如くならしむ、君臣の義、儼乎として正しきを見るべし、天智帝の蘇我氏に令するに、開闢以來、君臣始有、と云ものは、之が爲なり。
かよる道理あることを知らずして、自由の説を唱る者は、政府乃干渉を嫌とせず、民權を唱る者は、上に抗するを旨とするに至る、是れ

大に學問の主意を失へるものなり。

天祖の神器を 皇孫に授るや、勅曰、汝此寶鏡を視ること、朕を視るが如く、以て齋鏡とせよと、寶鏡は即 天祖の神体をうつしたまへる所のもの、皇孫は即其神胤にましませり、神胤を以て其寶鏡を視る、其うつる所の玉體は、即 天祖の遺體なり、天祖の遺體を以て 天神の神器を奉ず、父子の親、一系綿々萬古絶ることなし。

たゞ朝廷萬古一系、父子の血脉を傳へ給ふのみにあらず、下萬民の賤きに至るまで、何れも 天神の裔、地祇の胄にあらざるもの有ことなし、君臣共に天地を窮めて、萬世血脉を保ち、一種族相うけて、他血屬の之を問するものなし、豈萬國無上無比の至尊至貴なる神明の國ならずや、然るを外國學をする者、輒すれば則曰、君臣の大義は、野蠻蒙昧の俗なりと、何ぞ不遜無禮、大體を知らざるの甚しきや、かかる學者をして、舌を鼓し辯を弄せしめ、黙々して世に視息するは、

日本人民、朝廷に敬事するの大道に背き、學問の道理に違ふものなり。

又天祖の皇孫を筑紫に降し給ふや、高皇產靈尊勅して曰、吾は天津神籬、天津磐境を起樹て、吾孫の爲に奉齋せん、汝天兒屋命、太玉命宜く天津神籬を持て、葦原中國に降て、皇孫の爲に奉齋せよと云て、二神を陪從せしむ、又勅して曰、吾高天原に所御齋庭の穗を以て、吾兒よ御せ奉るべしと云り、この神籬は神社なり、磐境は疆域なり、神社を設けて、天祖天神の恩に報い、其國土に生ずる所の衣食の物を以て、祭禮を致せとの御事なり、祖先に敬事するの道、是に於て盡せりと謂べし。

神武天皇の東征、天下を平定し給ふに當て、先づ第一に主として皇祖天神を鳥見山中に祀りて、大孝を申べ給へるは、天祖天神の天勅に従ふなり、崇神天皇の神祇を崇敬して、同殿共床を畏み給へるは、

祖宗の神勅と異なるが如くなれども、其孝敬の心、惻怛の情、實に同殿にますに忍びさることあるに起れり、神勅と異なるが如にして、神勅を奉遵するの道なり、景行天皇の威風を耀して、東西を征伐し給ひ、成務天皇の山河を疆ひし邑里を定め、國造縣主を置き、以て皇化を扇くもの、亦祖宗の神慮に本けり、是皆未だ文學あらざるときに、神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に順ひ給ひしもの、此の如し、是れ、天朝の正學なり、我故に曰く、學問とは、文字ありて始て之あるにあらず、未だ文字あらざるの時より、天祖天神の皇基を建て、日本國民をして遵行せしめしもの、之を學と云ふ、此故に諾冉二神は、よく天神の道を遵奉し、國土を經營せり、大己貴命は、素戔鳴尊の命を守て、よく大國主の大業を致せり、經津主、武甕槌命は、天祖の勅を以て天下の邪徒を掃蕩し、皇威を八洲の内よ輝せり、神武崇神景行成務神功は、天祖天神の大道を恢弘して、大に稜威を海外よ施し給へり、

是之を學と云ひ、是之を道と云ふ、是之を大和魂と云ふ、この神聖の
彝訓を奉じて、世界萬國に及ぼすに非ずんば、日本の民と云べからず、
日本の學と云ふべからず、日本の道に叶ひがたく、君臣の大義に背き、
大和魂に違ふものぞ、然らば、此心なくして學問をなし、詩をよくし文
を作りたりとも、忠心義膽なければ、其詩は戯作者の小説を作るが如
きもの耳、伊勢物語源氏物語のあとなし言のみ、安んず人をして感動
せしむることを得ん、感ずる人ありとも、之を眞と思ふ愚惑の徒のみ、
言ふに足る可らず、たとひよく演説をなし講義をなし、其儀容は見る
べきが如きも、亦冠玉の如くならん耳、所謂俗儒曲學、阿世の徒耳、忠臣
を誹謗し、義士を排却し、得々揚々たるの類耳、もとより君子儒者の流
には齒ひすべきにあらず、然るに世にはかゝるたぐひを以て、學問の
正理を得たるものと思ふは、甚しきあやまりなり、思ひ惑ふこと勿れ、
是の如きものは、決して天朝の正學とは云ひがたきものぞかし。

應神天皇の朝に至り、三韓より種々の貢物を奉りし時、論語を獻じたり、
是時よりして朝廷に始て漢土の文字を讀習はるめ給へりしこと、
日本紀に見へたるが如し、是より以前、既に支那と交通もありしさま
に見ゆれば、漢土文字を知る者もありしこと明かなれども、未だ取用
ひ給ふことは無りしが、應神天皇この貢せる論語を、王仁等に讀し
めて、其言論を聞き給ふに、君臣の義を論じ、父子の親を言ひ、祭祀の禮
を説く、其言着々、神聖の彝訓に違はず、天地の大道に倍かざる故
に、天皇蓋深く是を實によき書籍なりける、と思はしめして、皇太子
に學はしめ給へりしなるべし、若し然らずば、其善惡邪正の弁なく、新
奇を好で遽に之を皇太子によましめ給ふべき道理なければなり、
天皇の御心に、この書やよく彝倫を説く、之を用ひて弊なく、之を取
害なく、以て皇猷を賛け、天業を輔るよ足るものと思はし給ひる
かは、やがて皇太子にも之を學はしめ給ひしと見ゆれば、此書を讀み、

此道を助るは、蓋 天皇の聖慮に起れり。
然れども後世學者、狹隘の見を懷き、同を合せ異を兼ること能はず、務めて彼此を立て、藩籬を設け、其學ぶ處に溺る、是以て洋學を主とする者は、天祖の遺訓を褻慢し、列聖の盛意を奉違せず、古學を事とするものは、或は孔子の教を誹議して、神聖の大道に合せずとし、之を排抑して取らず、以て異端とするが如きは、皆褊心自ら小にするの類にして、大道の罪人也。

欽明天皇の朝、百濟より佛像を奉る、蘇我稻目之を禮せんことを請ふ、時に物部大連尾輿、中臣連鎌子と、同く奏しけらく、我國家の天下に君たる者、恒に天地社稷百八十神を春夏秋冬に拜禮するを事とし給へり、今改めて蕃神を拜し給はば、恐らくは國神の怒を致さんとまをしき、而るに 天皇、稻目に禮拜せしめ給ひしかば、疫疾大に起りて、人民天殘を致せり、故に尾輿、鎌子又同く是れ臣が計を用ひ給はざるによれ

りと奏しければ、天皇命じて、佛像を堀江に投じ、火を放て伽藍を焼かしむ、抑物部氏世々武職にありて、政事にも參與し、中臣氏は神世の時より祭事を主として、朝政に參かれるを以て、二氏共に其本の異なる外教を偏るに用ひ給ふことは、天祖天神の彙訓に違ひ、天地の大道に倍ける由を、かく直く正しく諫め奉れるもの也。

この後蘇我氏と物部、中臣と、互に怨恨し、蘇我は物部を憎み、物部は蘇我を憤り、神道佛法の争を起しけるに、合せて神道と云こと始て用明紀に見ゆたり、神道とは、上に所謂 天神の彙訓、即天地の大道にして、君と親とを敬まひ、妻子を惠まへ、兄弟を睦しむ、朋友に力を合すること、神の定め給へるまほく、自ら行はれにけるを、佛法の渡來してより、我國のいみじき妨害となりし故に、中臣物部深く之を憤り、外國の教と我惟神大道と事異なるよしを知らせんとて、いつとなく此神道の名は興りしなり、

世に神道と云へば、稱宜祝等の神祭りすることを然云りと思ふもあれども、予は大なる過りなり、神道とは、天神の定め給へる條理にして、人の蹈行ふ所の道即是にて、父子は親あり、君臣には義あり、兄弟は序あるが如く、天下にありとある人の、一日も離る可らざるものを云へり、故に大にしては、朝廷の大政を天下に施して、萬民を治め給ふも、即神道なる故に、其制度は從て、違ふまじきは、云ふまでもなく、小にしては賤しき我々に至るまで、一家を治るも、朋友に交るも、皆神道なることばなき筈なり、人倫の外に、神道あるにあらす、神道の外に、人倫あるにあらざる也。

この 天皇群臣に詔して、朕三寶に歸せんと欲ふとのり給へる時、物部守屋、中臣勝海議して曰く、何ぞ國神に背きて、他神を敬まはん、由來かくの如き事を知らずと諫め奉りしかば、時の權臣蘇我馬子之を忌みて、物部、中臣を撃滅しき、豈甚しき國賊にあらざらんや。

かゝる國賊に欺れたるは、世未だ質實にして、開けざりし故なり、もし今日の如く開けたらんには、さる國賊に欺かるゝものはあるべからず、反て彼を斬屠りて、餘類なからしめ、其肉をば犬も喰ざりむならんを、當時の人、彼は愚弄せられて、左右に驅使せられ、阿諛迎合せしこと、慨嘆に餘りあり、余や千載の後にありて、千載の前を思ふ毎に、何ぞ此賊子をして刑戮に免れしめしやと、怒髮冠を衝て、切齒扼腕に勝へざるなり、天下有志の士、かならず余と感を同うする者あらん。

この御世に、皇太子厩戸政事を攝し、大臣と共に佛法を崇め、つとめて漢さまを學びしかば、天皇は姫命にましく、けれども、快からず思したりけん、十五年の詔に、我皇祖天皇の世を宰るや、敦く神祇を禮し、同く山川を祠れり、今朕世に當て、神祇を祭祀すること、豈怠りあるべけんや、群臣宜く心を竭して、神祇を拜祭せよ、と詔ひしかば、流石佛

法信仰の蘇我大臣も、大臣百寮を率て、神祇を拜祭せしとみゆたり、是亦天神の彛訓を以て、勅らし給へる故よ、かの奸臣共も、畏服したるなりけり、是を以て學問は天神の彛訓に従て、天地の大道に倍かざるを主とすべきこと、文字未たあらざるよりの風習なることを、思ひ明なべし。

初佛法渡來の時、中臣勝海之を争ひ諫め奉りしかば、蘇我氏の爲に排のけられて、其忠誠の意を達せざりしは、其計畧疎漏にして、力足らざりし故ならん。欽明の御世より八十餘年を経て、其憤り猶もれざりけんを、勝海の裔孫なる鎌足公、彛倫をむねとする周孔の教を學びて、彼佛氏を崇まへて、君僭へつる蘇我氏を撃滅したる神算英畧、いとく妙なり、其逆黨に説くに天地開闢以來、君臣始有と云ことをさとせる辭、たゞならぬことを思ひて、よく天神の彛訓を奉り、天地の大道に叶へることを知るべし、もし此時公をして、我國

に古來道なく、教なく、唯周孔の教によりて、此君臣の道はある、なご思はしめたらんには、いかぞ如此云べき、是實に學問の正理を得たるもの也。

この後推古天皇の朝、始めて小野妹子を隋に遣はし、隋主に書を贈て曰、日出處、天子致書、日没處、天子無恙と云へり、隋主又裴世清等をして來報せしむ、其書に、皇帝問倭皇云々、とあるを見て、厩戸皇太子深く憤り給ひしかば、宜しく答書すべしと曰て、乃書して曰、東天皇、敬白西皇帝云々、と云り、厩戸皇子、佛法を信するを以て、天下後世の議を免れずといへども、この海外往復の書に於ては、名分を明にし、義理を嚴にして、敢て苟もせず、是神聖の彛訓に違ふときは、國威を辱めんことを、心し給へる故なり。

今人は、四海一家萬國兄弟など云事を主張して、名分の學、義理の辨を知らず、或は自ら東夷と稱する物、徂徠を學び、或は其著書に外國

の王及妃を稱して、皇帝と云ひ、皇后と稱して、少しも内外の稱謂を分たず、是亦學問の主意を失へるもの也。是外交上の儀式をさして云ふにあらず又今日洋書のみ讀耽り、西洋をのみよき國と思ふて、大體を知らざる无識の徒は、我日本は小國なり、彼は大國なり、我は野蠻なり、彼は文明なり、故に彼に屈して頭を垂るゝは、當然のことなりと自ら安んずる類もあるべけれど、さる鄙屈の根性にて、學問したりとも、要領を得る事能はず、日本の用をなす學者にはならぬこと、明にして火を觀るが如し、されども、かゝる男も、流石に生を日本に受たれば、この皇太子の書き給へる御書翰のことに就て、本居宣長が馭戎慨言に、抑天皇のかぎりなく尊くまします御事は、申すもさらなれど、先大御國は萬の國を遍く御照しまします日の大御神の御國にて、天地の間に及ぶ國なきを、やがて其大御神の御末を、嗣々傳へましくして、天つ日嗣と申て、其御國治しめし、萬代の末までも、動きなき

御位になんましませば、彼よしもなく濫りに高ぶり居る、唐土の國の王などの、かけても及び奉るべき物にあらず、遙にすぐれて尊くましませば、もし彼國王などへ詔書賜はんには、天皇勅、隋國王、なごころ有べきに、此度彼をしも天子とのたまへるは、敬ひ給へる事、理に過たりき、しかはあれども、彼はたしかすが、大きな國にて、かたへの國共を従へて、古より驕りならへる王にしあれば、しか隋國王などへ詔ひ遣はさんには、いと甚しく腹たちぬべきを、こなたには、深く望み給ふ事し有て、遣はず御使なれば、しほし心を破るべきには、たあらざれば、心よからぬわざながら、此詔書には、假に天子とあがまへ遣はさんこと、さも有ぬべし、然るを猶無禮とて悦ばざりしは、彼かたはらの小國の王ごもの従ひ畏ちつゝ、諛ひたるにのみ習ひて、己れより、天皇のこよなく貴くまします理をしらざるが故なり、もし此理を知らば、有べきまゝに、勅、隋國王とあらんに

でも悦びかしまりて辱き大御詔をうけ拜み奉るべきわざなるをや、又後の度の詔書には、日出處天子を東天皇、日没處天子を西皇帝と改め給ひしは、始めのをかの王が悦ばざりし事の聞ゆたりし故に、いさゝかかへて、又敬ひ給ひし也、されど猶かの王をたゞに皇帝とはの給はず、東にむかへて、西との給ひ、こなたにはた倭とも王ともあらため給はず、猶天皇とのまたへるにて、かれが書に、倭王と申せるるやなさをよくみて、うれには、したがひ給はざりしは、知られたり、又すべての御詞も、かごとより申せる趣を、うけ給へるさまはあらず、よく心をつけて見るべし、しかはあれど、あながちにのぞみ給ふ事まします故、前には致書と有しを、敬白と改め給へるは、いともく、かたじけなく、から王ともへは、甚く過たる御詞なりかもし、と云る、真正の議論を讀味ひて、心を翻し、目を醒しなば、彼西洋の文明なき云ひは、こらへる國々を、眼下に見さぐるの見識ある

人物ともなり得べき也、これにつけても、眞木柱、太き心をつき立て、あまたの書は、よむべかりける、とさへうち詠めらるゝはや。

舒明皇極二朝の間、蘇我氏權を専らにして、天宗を蔑如し奉りしも、威儀の甚しき、天下之れは抗するものなく、皆其願使に従ひしが、大織冠鎌足慨然之を憤り、諸皇子の中に選て、中皇子(即天智天皇)と同心協力、大に謀る所あらんとするも、亦嫌疑を憚り、南淵先生に就て、周孔の道を學び、其往來の際に、謀議を盡し、終に之を殿陛の下に誅し、孝徳天皇を輔けて、大化改新の業を致せり。

孝徳天皇改新の始め、諸大臣に以悦使、民の道を問ひ給ければ、蘇我石川麿は、先以祭鎮神祇、然後應議政事と奏し、東國司に詔へる御詞に、隨天神之所奉命、方今始將修萬國とも、三年の詔に、惟神惟神者謂隨神道、我子應治故寄、是以與天地之初、君臨之國也、自始治國皇祖之時、天下大同、都無彼此者也、と見ゆるを以て、この改新の御政は、全く天祖天神の大

道に隨て、周孔の教をとり、文化の不足を助けて、政を施し給へる事の大意を知るべし、かく斟酌損益、彼此輕重の倫を失はず、活用施設するを、學問とは云也、道を知るとは云ふ也、故に學問は、古へを考へて、道を知るを要とす、道とは、天神の定め給へる條理に隨て、人の踏行ふべきもの也、我固有の道を捨て、人に從ひ、我風習に違ひて、人の禮俗にのみ從ふを、學問と思ふが如きは、いみじき過なり。

藤田東湖の論に曰、斯道者、即天地之大經、而神皇所遵行也、聖子神孫、既法其大經、君臨億兆、而更資西土之治教、以扶綱常、以叙人倫、譬諸草木、既有萌蘖、暢茂之性、而培養有方、則根抵益固、枝幹益長、譬諸刀與鑿、固有剛銳、澄明之質、而磨礪不懈、則鋒鋌愈利、光輝愈新、然此特言其理耳、請嘗論其實、王仁之來也、始獻論語、亡幾高麗朝貢、表文無禮、菟道皇子怒詰其使、壞其表、應神帝愛菟道皇子、立爲太子、時仁德帝賢而長、乃應神崩、太子避位、相讓者三年、遂殞躬以成其志、其踪蓋過中行、然其義

不可沒也、仁德帝躬儉素、恤民隱、海內庶富、稱爲聖帝、太子之聰明謙讓、帝之慈仁恭儉、雖皆出乎天性、而非藉學問之力、則其効焉能至此、魯論之教、於是乎可觀矣、厥後自五經博士以至醫卜曆日之學、往來如織、邦家之治、日趨文明、而大臣蘇我入鹿世竊權柄、罪惡貫盈、天智帝龍濟、與中臣鎌子學周孔之道於南淵氏、明良遭遇、水魚不啻、同心戮力、果決雄斷、殲兇賊於瞬息、措宗社於磐石、以帝之英武、鎌子之偉畧、遽升天位、直列大臣、其孰曰不然、而帝能久守儲位、輔佐大政、鎌子亦爲內臣、屈於左右大臣之下、大化中興、宇內一新、當此時、東宮與內臣、其薰陶啓沃、獎順匡救、何如也、此其神聖英武、忠義謀畧、雖亦皆根乎天資、而非資切磋磨礪之功、則其効又焉能至此、周孔之道、於是乎大可觀矣、抑其資於周孔者、固在培養斯道、而不在捨此從彼也、何以知之、大化元年之詔曰、當遵上古聖王之迹、而治天下、右大臣奏曰、先祭神祇、而後議政事、夫皇朝治教之隆、莫過於大化、而遵古道、先祭祀者、實爲大化中興之第一義、乃若

大寶之令延喜之式、揭神祇於卷首、隸浮屠於立蕃、其所以重國體、明名分者、豈不詳且備乎、とあるは、よく我古道を見明らかめたる論ひと云べし、讀者思を潜めて熟考せよ。

是より後、律令格式を定め、學校を興し、國史を編纂し、文章制度、燦然として大に備る者、みな大化改新の偉業に原かざるはあらず、盛なりと謂べし、孝謙天皇天平寶字元年、天下をして家ことに孝經一本を藏せしめ、神護景雲元年、大學に幸して、釋奠を行ふなど、いとくうるはしきさまに見ゆれど、孔子の教と異なる佛法を、専らと敬ひ、妖僧道鏡を寵し給ひ、其惑溺の甚しき、終に天位を妖僧に傳へまさむとするに至る、天地の大變云ばかりなし、此時吉備朝臣眞備唐に往て、經史を研究し、衆藝に該涉し、阿部仲麿と名譽を唐國に施せり、さきに眞備中宮職に在り、立防の淫行あるを見て、救正することなく過ぬるは、何事ぞや、或は立防と志を合せて、悪しきことを働かしにはあらざるか、又妖

僧の法王と稱するとき、身右大臣に居て、帝の師とありながら、黙し居るのみならず、却て百官を率て穢らはしき僧徒の前に拜賀して頷きたるは、何事ぞや、不學無術の人ならば、深く責む可きにあらねど、學問才藻を以て世に聞ゆるたる人の、かく節義もなく、廉恥もなきは、俗儒とやいはむ、曲學とやいはまし、周孔の教を學び、明倫の義を講したる者の、かくて居りしは、いかなる心にや。

この仲麿眞備二人は、才學を以て世に稱せられし人なれども、其志操と品行とを察するに、美官を得て厚祿を食み、權貴に阿諛して、名利を釣るの一小人に過ぎず、是神聖の彝訓を奉て、天地の大道を明にせざる故なり、我水戸の史臣佐々宗淳云く、予續日本記を讀で、安倍仲麿の事に至て、未だ曾て卷を置て大息せずんばあらず、夫仲滿、元正帝の詔を奉し、唐に往き道を學ぶ、其學已に成る、唐を慕て歸らず、美官を得、厚祿を食む、古來書を讀者、滿の唐に在り官を得、且李

白王維等と交遊するを以て、千古の美談として、一人の其非を議する者なし、予を以て之を観るに、滿は唯不忠不義の人のみにあらず、亦復叛臣也、嘗て試みに之を論ず、元正帝の滿を遣るや、其學業成るを俟て、我邦の用を爲さしめんとする耳、而るに滿累世の廷臣を以て、朝恩に飽浴し、一旦父母の郷を棄て、身を他邦の主に委ね、其章服を變じ、其姓名を更む、之を不忠不義と謂ずして可ならん乎、今人ありて、畋獵を喜む、素一健夫を養ふ、偶隗人の善獵するを聞、健夫を志て之を學はしむ、健夫、隗に在ること數年、日々獵に従事し、其技の精きこと、殆隗人に過ぐ、健夫遂に隗地に留て、官を受け、祿を食まは、以て義とせん乎、滿の唐に留る、何を以て之に異ならん、或の曰、滿藤原清河と同船歸朝するに、海上風と逢ひて、安南に漂泊す、故を以て唐に留れり、子何ぞ深く之を罪するや、曰、昔し蘇武匈奴に拘はる、艱難備は嘗む、猶節を持て、漢に歸れり、滿が如きは、唐帝之を縱して郷に

還らしむ、滿若し武の志あらば、豈一颶風の故を以て、歸郷の志を喪はむや、曰、子の滿を議する、我其理に服せり、而して之を叛臣と云ふは、亦已甚しからずや、曰、不幸にして、本邦唐と兵を構ふこと、蒙古の如くならば、滿、唐の爲にせん乎、抑本邦の爲にせん乎、其祿を食む者、其難に死するは、古今の通義也、然らば、則滿、干戈を執て我に抗すること必せり、是れ叛臣に非ずして何ぞや、滿の死する、朝議之を庶民と爲し、後世人臣たる者をして、彼の所爲に倣ふこと莫からしめて可也、而るに、光仁帝は賻を賜ひ、仁明帝は位を贈り、且詔を下して稱揚せり、蓋是二帝不學にして、大臣無識の致す所なり、嗚呼、滿の所學何事ぞや、蓋詞章の末技耳、詞章の名教に補ひなきこと、一に此に至る乎、吁、と云るが如し、苟も世の帝皇たり大臣たる者、漫りに海外諸國の事を摸倣するの餘、仲鷹が如き者を遣し、游學せしむるときは、或は不學無識の譏を免れざらん、戒めざる可んや、且世實に

詞章の末技を事として、大義を知らず、名分を辨せず、孝悌仁義を度外に置き、唯名利是務むるの學者あり、眞に卑むべきなり、藤田東湖亦宗淳の論を敷衍して曰、世之談古者、於博物必稱吉備眞備、於詞藻必稱安倍仲麿、以余觀之、俗儒曲學、舍此從彼者、未必不二人者爲之倡焉、則其才學雖多、亦奚以爲、夫儒教所以培斯道、苟讀其書者、誠宜體周孔之本意、資明倫正名之大義、以光隆神皇之道、二人者則不然、當僧立昉、瀆宮闈、眞備職任中宮、隱然不言、當釋道鏡稱法王、眞備身列台輔、又號帝師、不啻袖手觀望、乃率百寮拜賀於其前、若仲麿則弁君親廢彝倫、北面稱臣於李唐、嗚呼、妖僧覬覦神器、天地之大變、眞備處之而不怪也、失節於異域、臣子之至辱、仲麿爲之不耻也、其失德玷行、在不學無術者、猶不容於名教、況於二人之碩學宏才耶、と云り、近來執衿子弟、輕薄少年、我國體名分の何物たることをも解せず、徒らに西洋を欽羨して、長を採り、短を補ふの益を知らず、漫りに自ら卑屈して、大に汚辱を

とるの輩ありと、是仲麿の流にあらざといへども、其國體を辱むるは一也、心すべきこと也。

この時にあたりて和氣朝臣清麿は、彼眞備が如くにはあらで、學問の正理を得たる人なりければ、富貴も淫すること能はず、威武も屈すること能はざるの氣節を持して、屹然世に立り、嘗て路眞人豊永に従て學びたり、道鏡の威權を逞する時、豊永清麿に語りて云く、道鏡若し天位に登らば、吾何の面目を以て、其臣となる可き、吾二三子と共に、今日の伯夷たらん耳、と云けるを、清麿深く然りとして、常に命を致すの志を懷けり、初習宜阿曾麿が八幡の神教を矯りしとき、道鏡深く自負して、清麿を呼て語て曰、大神の使を請ふ所以者、蓋我が即位の事を告ん爲なり、汝我志の如くせば、大臣の位を得せしめんと云り、清麿蓋憤激に堪えざりしならん、往て神宮に詣りて祈りて曰、今大神の教る所、是國家の大事、願くは神異を顯し給へと云しに、大神託宣曰、我國家開闢

以來君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、道鏡悖逆無道、輒望神器、是以神靈怒、不聽其所、汝勿懼道鏡之怒、吾必相濟、との神教ありしにより、神言のまゝに奏聞し、遂に妖僧の奸謀を挫折したるは、千載の下、凜然生氣あるが如し、いとく心地よきことなり、誰か此事を見て、感奮せざらん、誰か公の事を聞て、身を致すの念を發せざらん。

賴山陽このことを論じて曰、所貴於士、以其有氣節、不獨以立其一身也、是以維持國家、定天下之安危、國之有士氣也、猶家之有柱也、舟之有楫也、舟無楫則覆、家無柱則傾、國無士氣則亡、吾觀於和氣清麿之事、有以知之、神龜寶字之際、朝廷之士、可謂無氣節矣、云々、夫以赫々天朝祖宗百世之天下、而欲傳之一比丘、誰不知其不可、而莫敢言者何哉、曰懼禍也、當此時、有一人焉言之、是捐其一身、以存祖宗之天下也、清麿是也、故曰士之氣節、關係天下國家、有天下國家者、不可不養、此以爲倚賴也。

乃光仁天皇之即位、首召還清麿、復其本官、是矜式士大夫、定天下之所向也、嗚呼、可謂知所務矣、天下可百年無如諸兄眞備者、不可一日無如清麿者、と云り、余今日天下の學士を見るに、經濟に富み、法律に明かに、功藝に妙、議論也、文章也、地理に、哲學に、鑛山に醫術に、皆あらざる者なし、濟々たる多士、眞に文明の世と云べし、唯神聖の彝訓を奉じて、天地の大道を明にし、氣節凜然不可奪志の士に乏しきことを嘆す、山陽は云り、朝廷之士、可謂無氣節矣、而して余今之を言ふに忍びず、嗚呼、有天下國家者、不可不養、此以爲倚賴也。

桓武天皇古今傑出の英主を以て、大義名分を明にするに意あり、冗官を汰し、費用を省き、大に坂東諸國の兵を發し、坂上田村麿をして、蝦夷を征討し、大に邊陲を安じ、土疆を拓く、故に姓氏錄の序に、仁被日出之崖、德光月朏之域、停烽廢關、文軌爲一、慮周品物、思切正名、また續日本紀上表に、仁被渤海之北、貂種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化前代之未化

臣往帝之不臣自非魏々盛德孰能與於此也、と云り、亦神聖の遺訓に遵ふ也。

蘭人檢夫爾が鎖國論云、日本地は自然と堅固にして、今に至る迄、外寇の恐るべき者極めて鮮し、稀には犯し襲しことありと雖も、未だ曾て敵に利ありしことなし、此勇猛無敵の俗、又未だ曾て他の命令を聽くことなし、一千年計り前なる、桓武の御宇に當て、韃靼の無庭より大軍を舉て、頻りに日本の浦に打寄たり、自注曰、韃靼の無庭と云へるは、固より其地廣大なるを云へる者なり、爰に厄勒祭西は、羅馬の代の以前の代を云ふ、其代の言語を當時羅甸と名く、西洋の雅語なり、攻撃火急にして、敵軍は早くも陸地を取て基としける程に、日本人も是を退治する事甚難かりけり、其故は彼等は毎に挑戦して、屢敗軍して、其勢ひ大に衰滅せしかども、韃靼より日を追て新軍を送り備へ、勢を助る程に、終に五十年の久きは堪へて、猶も日本の地は居て、動かざりけり、然るに七百九十九年(延暦十年)國の守護神の威力冥加と、又日本人の銳氣の

勢力と、一齊に超張して、終に彼等を抜き滅しけり、如何んとなれば、日本の史に記て曰、(クワンノシ)檢夫爾自注曰、クワンノシ、日本の大神の一にして、多手の像なりと云へり、暴風雨するの夜に當て、其許多の手檢夫爾自注曰、これぞ通力自在なるに縁る、以て、敵の水軍を沈溺せしむ、其翌日八神利明曰、八幡の誤乎を選て、以て日本の總國を救はしむ、日本の大將田村麿進み攻むるに至て、敵軍元より周章力を落し居たる折なれば、前には幸事の堅かる可きなり、後には引退べき頼もなき、斯る大敗軍の不幸なるを音信、其人に傳へ告べき者たになかりけり、以上とあるによりて、先輩小宮山昌秀曰、此書に、韃靼より我國を犯せしことを載す、甚詳なり、是我古史に所見なし、然れども、桓武帝のとき、奥州の夷俘叛きて、屢兵を用ひしこと、續日本記に見たり、其戰の詳かなること、載せざれども、今の蝦夷の如き、蠢々たるもの、叛きたらんよは、如此の戰はさにも至るまじ、又今の世までも、田村麿の武功をことごとく、しく云ひ傳るにも至るべからず、由て

考るよ、此時の戦は、此書に云る如く、韃靼より犯し來、追々援軍をさしむけしとのこと、必疑ひあるべからず、早く陸地を取れりと云も、奥州に入りしを云なるべし、蓋檢夫爾此邦の話を書記せるのみにあらず、必彼地に舊記ありしによりて、記せると見ゆたり、其故は此邦の人の話にて記さんよは、桓武帝の御時などとは云べし、五十年の久しきを経て、彼七百九十九年と、屹と年曆を書す事能ざる筈也、是即彼舊記によりしこと明なり、惜哉日本後記今絶たれば、延暦十八年のこと考べからず、然れども天皇を桓武と謚し奉りしも、此武功ましく、けるゆゑなるべし、又田村麿鈴鹿山の鬼神をも退治せしとのこと、彼の賊伊勢まで攻來りしを、鈴鹿の關にて防ぎ留め、大に討勝、終に其賊を皆殲にせしなるべきか、其故よ末の世までも傳へ、又田村麿没後までも、其墓を將軍塚と號し、屢々靈驗あることは、よくよく、大功にてありしと見ゆたり、奥賊惡路王駿河まで攻上りしと云ことも、即此韃靼の賊なる

し元亨釋書、延鎮の傳に曰、坂將軍田村奉勅伐奥州逆賊高丸々々已陷駿州、次清見關、聞將軍出師、退保奥州、官軍與賊交鋒、官軍矢盡、于時小比丘及小男子拾矢、與將軍々々異之、已將軍親射高丸、而斃于神樂岡、獻首帝城、また東鑑文治五年九月二十八日、御路次之間、令歸青山、給被尋其號之、田谷窟也、云々、是田村麿利仁等將軍奉綸命征夷之時、賊首惡路王並赤頭等搆塞之岩室也、また梅松論曰、桓武天皇田村麿を遣はして、奥州夷赤髮以下の凶賊を平けらる、とみゆたるを、昌秀按に、二書に赤頭赤髮とあるに、蝦夷ねらざること明らかなり、今和蘭を紅毛と呼び、魯西亞を赤人と稱するにても知るべきなり、本朝奇跡談曰、陸奥國磐井郡達谷村、此所に鬼の岩屋有、表間口十一問裏行六問南向なり、桓武天皇延暦年中、達谷が窟堂、慈覺大師開基の由、田村丸鈴鹿山の鬼退治有し、頃より後、又此所に鬼住すと云、右堂登り口、左東正面に、多門天と云額有、昔桓武天皇の勅額によつて、田村丸造立す

と云り、毘沙門百體あり、今は二十五體残り有也、別當眞鏡山西光寺と云、石岩窟に引籠りたる鬼の名、惡路王赤頭高丸此三鬼なる由、惡路王は此所にて死す、赤頭は伊達郡半田村にて死す、今此所にて赤頭大明神と云ふ、氏神とすと云、高丸は駿河清見が關にて打殺さるゝと云、延曆十七年頃と云、是眞僞不詳、村老の語り傳へしを記す、又南谿東遊記曰、出羽國秋田城の東邊、既に津輕地に近き所に鶴形飛根など云ふあり、山の姿河の流れ、頗る要害の地形なり、然るに此邊山甚高からずして、或は兩山相對し、或は數里一望に見はれ、すべて皆山の上甚平かにして、古城の跡儼然と備れり、然れども他所の城跡に異りて、地面甚廣大にして、十町二十町と連れり、或中に一山高く四面は山の姿堤の如くめぐれる有り、或山連り屈曲して、所々に通路の道の開けるも有り、山は何れも皆上平にして、人作にて山を引ならしたるもの也、天然の山のには姿あらず、此あたり何人の城

あとにやと尋るに、知るものなし、又古書にも、此あたりにかく廣大の城郭を構へ住たる人を聞ず、日本紀など、上古蝦夷を征して、鎮守を置しやうにも見ゆず、何にもせよ、人力を費たること、豐臣太閤などの十倍にも至るべし、日本古今いまたさる人を聞ず、按上古の世、蠻夷の住たる時、彼人々格別の豪傑ありて、かくの如き事をなせしや、いぶかしき事の限也。秀按に、この鎖國論に敵軍は早くも陸地を基としけるとあるは、恐くは此地なるべし、また曾占春暇積抄曰、世に云ふ鈴鹿山の鬼は、けだし古へ王化に従はざる夷賊のたぐひと思ひけるに、うれむかし鈴鹿の神社の什物の内に、鬼の手函と云ふを見るに、是なん西洋の器物に疑ひなしと云り、寛按するに、惡路の王と云は、或はをろにて、をろしやの事なるべし、魯西亞王の此に兵を出して來れるが、擊殲されしものとみゆ、今日にては萬一魯西亞より北海道を躰て、王地を侵入せんも測る可からず、未雨の綢

繆宜く注意すべきことなる。

平城天皇の朝に、齋部宿禰廣成と云人あり、大同年中、其齡八十に逾へたるも、氣韻高尚にして、思を千古の遠に致し、爵は從五位の下にありと雖も、心を九重の天に達せんとし、當時風俗浮華にして、古を談ずることを好まず、人みな新奇を競で、舊老を嘲笑し、故實を訪問するも、根源を識ることなきを慨し、蓄憤多年之を洩らすに所なかりしが、誠心天地を感動せしにや、時に天朝の召問を蒙り、始て古語拾遺一卷を作りて之を獻す、上は神代の古事の世に遺逸するもの、及我祖先天太玉命の諸齋部を率て、朝家に仕奉りし事より、種々の事實を採録し、さて古實の源に違へる十一條を縷述したる中に、世を憂ひ國を思ひ、君を尊び神を敬ふの情を據たる、古往今來、未たかく貴き書はあらじと云ばかりなり。

此後、宇多醍醐の朝、文學の尤盛にして、人材輩出する中に、菅原道眞、學問才識共に世に超へて、比類べき者もあらざりければ、宇多帝之を翰林學士より右大臣に登庸せられ、されは貞觀以後、藤原氏權を專にして、天子を制抑し、紀綱甚だ衰へたるを以て、道眞に大政を委ね、外戚の權を抑へて、王室を隆盛にし給はむと思してのことなり、故に道眞も身を忘れて、志を政事に勵し、裁決流るゝが如く、紀綱を振肅せり、是よりさき、勅命を奉じ、舊史を分類して、類聚國史を奏上す、其心を經濟に用るもの、想見るべし、然れども久しからずして、讒言に遭ひ、大宰權帥に貶せられ、其懷抱の万一を施すこと能はずして己ぬるは、いと慨かほしきわざなり、朱雀天皇の朝には、下總に將門あり、伊豫に純友ありて、叛き奉れるも、當時公卿、神聖の彛訓を忘れて、武勇の事をいやしめしかば、武士に命じて之を追討せらる、然れども、朝廷の上には、公卿搢紳唯儀容を習ひて、紀綱の振はざるに心付ず、藤原氏の權勢のみ阿順し、蹴鞠歌道に心をよせ、上下とぞりて優柔佞媚

一の氣節の士に乏しく、誰も彼も、伊勢源氏の物語をてもはやして、淫亂の事とも多きを、物のあはれを知れり、なぞ云ひはやしつゝ、終ゝ兵馬の權下に移るの勢を醸せり、これみな、天地の大道に倍ける故なり。予もく、剛正勇武の人、世に用ひらるゝの時は、天下自ら盛んに、優柔佞媚の徒、上にあらはるれば、政事自ら衰ふるは、自然の數なり、近世の事を以て之れを見るに、高山蒲生二氏の如き、勤王の議論を唱ふる者あるときは、窃ゝ幕府の專權を憤るもの世に多く、本居平田二氏の如き、古典の學を以て、一世を鼓動するときは、天下の義氣あるもの、尊卑内外の辨を明かにして、國威を辱しむるの恥つべき事を知り、漸々ゝ王權復古の論を唱へり、然れども、源家康公の云るが如く、武家は鉄の如く、公卿は金の如し、武家もし公卿の風となるときは、公卿必ず武を好む、是れ治亂の機也、と、果して幕府の末弊を見るに、都府の輕薄、麾下の優柔、實に婦女子の如く、酒色に耽りて時勢

の變遷に心付す、所謂國學者の中にて、和歌を詠じて、貴公子を學び、伊勢源氏を講じて、淫風を煽ぎ、揚々自得するもありたりき、是幕府の政權を失ひし所以也、然るゝ近世國文學語學など流行するに合せて、其論說する所、又皆彼覆轍をふみ、伊勢ゝあらざれば、源氏を以て國文國語とし、之を少年に教ふ、少年子弟血氣未だ定らざる者、之を聞き之を信ず、國文は男女の良媒なり、國語は花鳥の使と思ひ、其先生教師も、神聖の彛訓を以て之を教化し、天地の大道を論じて之を訓導するを知らず、其拙を掩ふが爲に、伊勢源氏を以て之を教ふ、故に其生徒の作る所の文は、優柔婦人の如くにして、剛健雅正の音に乏し、豈歎すべきの甚しきに非ずや、古人文章を以て世の盛衰を卜するは、之が爲め也、我亡父雅文翁は、伊勢源氏の二書をさらひて、之を几上に置かず、また我兄弟ゝ之をよましめず、嘗て寬等を戒めて、彼業平中將源氏の君の如き、色好みの男とならんより、頑率無

骨のますらをとなれとて、常に鏡月一毛のむくくとはひよかし、
さる歌よみと人よいはれじと云るを歌ひて、きかせられき、今予此
事に就て、聊か感あり、故に論述する如此、因云我父執なりし吉田令
世の論に、華山天皇の拾遺集は、古今後撰の二つのゆらびとは、其
さま甚た違ひたるべし、さるは昔鎌足の大匠、天智天皇と思ひ計
りて、蘇我入鹿を伐亡しよより、やうやく藤原のつる御門にうち蔓
りて、其末なる忠仁公昭宣公など云ひし、かの漢の霍光にならひて、
万の事を關ひ白され、うけはりたる世のたもし也しまよに、自ら朝
廷の御稜威、この家に移り来りつゝ、はては上をなみする事ゆいで
まうて来つづるに付て、東三條兼家の大臣、うの子道兼のれとよ二
人して、花山天皇をはたばかり欺きて、世をすてさせ参らせ、兼家
の女の生奉りたる一條天皇を御位につけ奉りたりき、然れば
花山の天皇は、未たいと御若き程に、世を遁れ給へりしまよに、あた

ら年月を、徒に遁位の帝にて過させ給へる、御つれづれの程なごに
や、拾遺をはるらはせ給ひけん、延喜天曆の古今後撰のさかりなり
しとは、甚たりの趣異よしして、云々、まことに悲しくせん方なげの御
所爲とや、申奉るべからん、人の心も淺らに弱らに、なりもて来て、時
の勢ひある方になびき傾く世のさまは、藤原の家あることを知て、
御門あることを知らず、とも云はかりに見ゆるは、いと後の世に、此
大御門を下さまの強き人けうははれ給はんきさし、此よあらはれ
ぬと謂べし、されは其世にいで来る歌は、皆悲しく力弱く、花やきた
る言のたはれたる詞のみ多く、實にまめなる方には、花すよき穂に
いたすべくもあらず、大納言公任の卿、あるは、紫式部など女にまで、
才人おほく聞ゆて、道さかりなる如くに見ゆれども、これ世の中の
おどろへゆくさまかくの如くにして、衰ふるわさなりける、され
は先、文徳清和の頃より一條天皇の比かけて、うの世の人のか

ける書等を見るに、大かたの人々、筋ならぬ男女の淫ミダシこと、あやぶま
 までいと多かり云々、かよれば、其間によみかはしたる歌とも、皆弱
 らよして、世の中もいろしく武さまにはあらざりつれども、源頼義
 など云ふますらを有て、後冷泉院の御代の末に、犬みこと順は
 ぬ阿部貞任など云ふ荒ぶる者を撃平け、猶大君の御國ならぬ國ぞ
 なかりける、又 後三條院のはじめには、記録所をれき給ひ、國まつ
 りごとを記させ給ひ、世も興りぬべき勢に見ゆつれど、撰集の事は
 絶つて久しく聞ゆざりしを、○寛云、此時撰集なかりしは、後三條の剛
 健賢明にねはします所なるを知べし。白川院
 の御時にぞ、後拾遺を集められけるは、古きに反るとも云てんかし、
 ひき繼ぎて 堀河院こと歌を好ませ給ひて云々、男と女とを殊
 更につがはせて、艶書合と云わざをし給ひしは、いかゞあるべき事
 かは、かくて世を治めんとすることは得可らず、是も云もてくれれば、
 彼心弱らかに情あると云所より出たる戯にして、其世のみたりが

はしさも、思ひ見るべし、是弱らなる歌のさかりに行はれて、世の衰
 へを知るとも謂つべき歟、云々、撰集も、金葉、詞花、千載、程もれかず選
 ばれつ、さて其歌さまは、西行、定家などの花やかにかこまやかにして、
 弱らかなる歌にうつるべきさしにこそありけれ、さるは其頃平
 の清盛入道世を我物として、朝廷をなみし奉りければ、大御稜威
 甚た衰へまして、世のさま廣く大きならず、小やかに狭きさまなる
 につけて、歌もしかありぬべき理りなるべし、さるは保元平治より
 世の中みたれて、平治の時、清盛功ありてより、かくなりあがるにつ
 れて、あぢきなき行ひありければ、木曾義仲、信濃ちよりおこり、源頼
 朝、伊豆におこりて、まづ義仲が都をせめつる其まぎれに、門さしこ
 めて、潛み居られつる俊成卿ころ、千載集をはらばれける、世の中
 覆へり、君亡び給へども、共に生き死を同じくせんとは思はず、よろ
 に見なして引籠られたる者のきたなさは、何にか譬へん、歌よむ人

の弱らにして、世の中に補ひなき事かばかりにも至れるは、皆かの
 心やわらかなるより、かくはなりまさるにこそあれ、中貞徳戴恩記
 にも、力なき女の歌をよむ男は、臆病をのこ也と見えたり、さればか
 く衰たる世ながら、世の中ひさかへさんとかまへられたる頼政
 三位の歌なきは、いかし勢ひたけく見ゆる、杜鵑名をも雲井に揚る哉弓
 はり月のいるにまかせて
 又自らの理りなり、かくて御國を頼朝卿に奪はれ給へれば、すめら
 みいづは衰へたれども、其實を尋ぬれば、此大八州の勢ひは、却て強
 くなりぬる也、よて鎌倉人の歌は同じ世といへども、其さまたけく
 勇みて見ゆるは、此大やまとを掌に握りたる人の心よりいづれば
 なるべし、と云るは鄙怯情弱の歌よみどもを、警醒するの論なり、嗚
 呼今日は王政を復古したる明治の天下也、優柔佞媚の徒、上にあら
 はるべきにあらず、今日維新の功臣は、公卿忠義の華族と、天下諸藩
 の武夫健卒なり、剛正勇武ならずんばある可らず、然れども名或は

實と違ひ、剛と柔と時に地をかへ、剛正勇武健卒、いつの間にか優柔
 の搢紳に化し、藤原時平公の淫風、山階左大臣の愚惑とならずとも
 定めがたく、大權は上にあれども、人の心淺らに、時の大臣の勢ある
 方になびき傾き、藤原家あること知りて、御門あることを知らずと
 云形情なしと云がたし、一念此に及ぶ毎に、今古俯仰の感またへさ
 るなり。

後三條天皇は、文學を好み、博く古今に通じ、政權の外戚に歸て、朝憲稍
 弛みたる事を憤り給ひ、記録所を太政官朝所と設け、莊園の民害とな
 るものを檢覈し、痛く藤原氏の權を抑へて、其政柄を奪給ふはがりの
 雄々しき御心に、なほしければ、彼男女のみたりがはしき風俗を更革
 し、大道を維持して、憲教を立んと思ひたること云までもなし、かゝれ
 は軟媚優柔の歌を集むること、は止め給ひて、殊に大學の衰頽を再興
 せんとのあらましにて、先聖先師の像をも修補せしめ給ひしなるべ

し、されど帝祚を早くし給ひし故よ、神聖の彝訓を奉じて、天地の大道を明にし給ふの擧なかりしは、實よ千載の遺憾也けり。

後醍醐天皇關東の專權を憤り、意を政事に用ひ、中興の業をなし給ふばかりの英主にねはしければ、常に儒臣と經史を討論し、古今を明らかに、忠義を以て天下を鼓舞せり、故に皇子よは恒良、尊良、護良、宗良、懷良等の諸親王まし、公卿には藤原藤房、師資、源親房、顯家より武士に楠新田、兒島、名和、菊地、結城、村上の徒踵起て、關東を撃亡し、政權を朝廷に復することを得たり、中にも源親房、義良親王を輔けて、出羽に赴く、海上大風に遇て、常陸東條の浦に漂ひ着て、阿波崎神宮寺二城に據りしに、敵兵に陥られしかば、小田治久が小田城に依り、人を遣して東北諸國を招輯し、屢々賊と戦ひ、援を結城親朝に請ひしも、親朝意を賊に通し、治久も賊に降りしかば、退きて關の城を保ちき、此時源顯時は下妻よ奔り、大寶城を保ち、高師冬を撃破りしよ、師冬長圍を築き、之を攻む、親

聖房、救援を親朝に請ふに、親朝援けず、城中益困しむ、其書辭曉諭百端、忠誠言外に著れ、讀者をして感動せしむ、親朝終よ賊よ降るに及で、親房吉野に歸り、正平九年賀名生よ薨す、其著す所は元々集あり、二十一社記あり、元々集其言駁なりと雖も、大に神皇の道に助ることあり、又小田城に在て賊と相持するの際、職原鈔を著はして、官職轉輔の次第を考へて、之を吉野の公卿に贈り。

職原抄跋に云、或人請聞官位昇進之次第、欲傳口實、可似臆說、欲貽手澤、有慙來者、予從出俗塵、已移十年之寒暑、况在逆旅、不審一卷之文書、每年荒忽、恰如蒙蠶、上章執徐之春、爽鐘侯豫之日、強而染翰、聊以終卷、被引餘習、不顧後、嘲耳とあり、國人中山信名云、上章執徐とは、庚辰の年を云ひ、爽鐘とは二月を云ひ、侯豫とは二月節より廿八九卅日よ當る日を云へり、されば興國元年二月下旬に成たること、論を俟たず、當時小田城に在て、賊と相持するの際、一卷の典籍なくして、この

選述あり、故に篇中古事を云へる者、誤謬なきはあらずと雖も、官職轉輔の本意、少しも違ふ所なし、後世官職を云者、これを以て規模とす、親房元徳二年卅八歳にして出家す、公卿補任に見ゆこゝに至て實に十一年なり、故に從出俗塵、已移十年之寒暑の文あり、櫻雲記、南朝祀傳等の書に、新帝即位ありといへども、南山の行宮に御するを以て、毎事闕滞、朝廷の公事まさに廢せんとす、親房これを歎き、職原鈔二卷を撰んで、吉野皇居へ献せられし由を記せり、然れどもこれたゞ推考の説にて、所據あるは非ず、固より信じやすからず、且跋の意趣によれば、人の需に應じて、作爲せられしものにて、朝廷へ献せしものにあらず、一説には人の需に應ずるは託して、實は朝廷へ献せしものなりと云り、然れども亦本據なし、信名窃は按に、この書は洞院實世四條實資の需に應じて撰せられしものなるべし、其故は前年新帝即位ありしに依て、親房吉野にあらんには、専務を攝すべきに、逆旅

にあるを以て、遙に奏して實世隆資を舉じ、萬事を執奏せしむ、太平記に見ゆ二卿撰に應じ、才卿の稱譽ありといへども、年尙初老に至らず、蓋見聞闕ることありて、親房は乞ひ、この書を得て、公事を行ふの引とせられしなるべし、さてこの撰述はありしと見えたり、と云るは、いとよき考なれば、因みに此に書るへつ。

後村上天皇位に即に及て、深く中興の終ず皇統の絶るになんくとすること歎き、皇祖建國の意を推本けて、神皇正統記を著す、其神器の所在に至て、三ひ意を致せり。

大日本史親房公傳に、方帝即位行在、親房深歎中興不終、皇統垂絶、乃推本皇祖建國之意、著神皇正統記、上起于神代、終于興國初、揭皇統於已微、以明神器之有歸、其明微扶正誠有合于春秋遺旨云、とあるが如し、此記の古本は、公の跋あり云、此記者去延元四年秋、爲示或童蒙所馳老筆也、旅宿之間、不蓄一卷之書、纔尋得最畧皇代記、任彼篇目、粗勒

子細了、其後不能再見、已及五稔、不圖有展轉書寫、輩云云、驚而披見之處、錯乱多端、癸未七月、聊加修治、以此可爲本、以前披覽之人、莫嘲笑耳、とあるを思ふに、帝の即位元年に書終たるを、五年の後、整理を加へたる由なり。

其略に曰、天照皇大神、高皇產靈尊相計て、皇孫をくたし給ふ、八百萬の神勅を承りて、御共に仕奉る、諸神の上首三十二神あり、其中に五部の神と云は、天兒屋命中臣祖、天太玉命忌部祖、天鈿女命後女祖、石凝姥命鏡作祖、玉屋命玉作祖なり、此中にも中臣忌部の二神は、むねとの神勅をうけて、皇孫をたすけまほり給ふ、又大神御手に寶鏡をもち給ひ、皇孫にさづけて、祝て、吾兒視此寶鏡、當猶視我、可與同床共殿、以爲齋鏡、との給ふ、八坂瓊の曲玉、天叢雲の劍を加へて三種とす、又此かがみの如くに分明なるをもちて、天下に照臨したまへ、八坂瓊のひろがれる如く曲妙をもつて、天下をしろしめせ、神劍をひきさけて、不順ものをたひら

け給へと、勅ましく、けるどぞ、此國の神靈よて、皇統一種たゞ若くましますこと、まことには是等の勅に見ゆたり、三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に有まねなじ、鏡はさきにしるし侍る石凝姥命の作り給へりし、八咫鏡玉は、八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉の作り給へるなり、劍は素盞鳴尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり、此三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ましべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡のすがたあらはれずと云ふことなし、其のすがたにしがひて、感應するを徳とす、是正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり、此三徳を翕受ずしては、天下の治らんことまことに難かるべし、神勅明らかにして、詞約かに、むね廣し、剩へ神器にあらはし給へり、最かたじけき事にや、中にも鏡を本となし、宗廟の正體と仰がれ給ふ、鏡は明をかたちとせり、心性明かなれば、慈悲決斷

は其中にあり、又まさしく御影をうつし給しかば、ふかき御心をとゞめ給ひけんかし、天にある物、日月より明かなるはなし、依て文字を制するに、日月を明とすと云へり、我神大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふこと、陰陽よれきて、はかりがたし、冥顯につきて、頼みあり、君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし、神達の苗裔なり、誰か是をあふぎ奉らざるべき、此理をさとり、其道にたがはずは、學問も爰に極まるべきにこそ、

上に學問の主意とは、神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に倍かざるを云、と云しことを、此に考へ合せて、唯寛一人の私説にあらす、既北畠准後の學問識見の、此に洞達せられしことを、思辨べし、應神天皇以前、未だ漢土の文字あらざりし時の神聖は、深く此義を知り給へりし故に、威武を耀して、國體を辱しめず、教化を推弘めて、萬民を安ずることを旨とせられし事は、言ふまでもなき事ながら、應

神の朝漢籍わたりし以來、聖子神孫時に出給ひて、神聖の彝訓を奉遵して、天下に照臨ましく、けること、粗上に辨へたるが如し、然るに其事實を文章に書あらはして、天下後世に告げ、天下の人をして感發興起せしむるも、正史實錄律令格式の外には、齋部宿禰廣成が古語拾遺あり、源親房卿の神皇正統記あり、この正統記の主意をうけて、眞に神聖の彝訓を奉し、天地の大道に倍かざるの學問をせられたるは、我舊藩主の祖水戸贈大納言源光圀卿と、その五世孫贈大納言源齊昭卿になんねはしける、其由は次々云ふを見て、思ひ明らむべし。

應神天皇の御世より、儒書をひろめられ給し、是權化の神聖にましませば、天照大神の御心をうけ、我國の道をひろめふかくし給ふなるべし、寛云、この本文に權化とあるは、佛語にて、義にあたらす、宜しく古言によりて、現身の神などよみてあるべし、

此に我國の道と云るは、天神の定むる所、從て、萬民の由り行ふ者

を云、即天地の大道なり、而るに狹隘の見を取る者、或は孝弟仁義、或は親義別序信の名は、我國古代よりなまきものよて、漢土の名によれり故に古は我國に道なし、故に名なきなりなまき唱ふることなれども父子あれば親あり、君臣あれば義あり、夫婦あれば別あり、兄弟あれば序あり、朋友あれば信あり、世界萬國、何れの國も住としてか人あらざる、人あれば必ず五倫あり、必ず五品あり、唯人に賢愚あり、道に純駁あり、俗に厚薄あり、賢者は道の純なる者を得て之を行ふ、之を身に修め、之を天下に施して、不可なることなく、四海に准じ萬世に傳へて、易べからず、故によく神聖の彝訓を奉じ、天地の大道に倍かさる也、若し夫れ其駁なると、薄なる者とを偏執して、之を事物に施す時は、一を擧て百を廢し、以て訓となす可らず、漢土の禪讓放伐、易姓革命、米利堅の共和政治、人民の投票を以て君を立てるが如き、英吉利の女主を立てるが如き、皇國の萬古一系の天皇を仰奉ると、

大に霄壤せり、故に之を用ること能はず、西洋の男女同權の説の如き、男にして女より従ふの類、耶蘇教の其父母を小父母として、天主を尊敬するの類、亦大に天神の彝訓より背けり、決して之を用ゆべきにあらず、然れども大道の世に明かならざる、横議百出、人其説を殊にし、家其言を異にして怪ます、人情の新奇を好むや、舊を厭ひ、彝を嫌ひ、曲塗旁徑に馳せ、迷ふて復らず、其害擧て言可らず、是決して天照大神の神意に叶はざるなり、在昔天祖統を垂れ、天孫位を嗣ぐ、授るに、三神器を以てして誓曰、寶祚の隆々まさんこと、天地と窮り無かるべしと、之を千萬世に傳へて、臣民未嘗て一人の天位を覬覦するものあらず、君臣の義立つ、寶鏡を持って祝ひて曰、以て我神として、吾を視るが如くせよと詔ひき、而して天胤遺體を鏡中に仰瞻る、報本反始の孝、又萬世に至て享祀懈らず、皇統一定して、未だ嘗て他派異流の敢て天潢を瀆す者あらずして、父子の親大なり、

男唱へ女和するの義と、一夫衆妾の歌、大初に見れて、夫婦の別明なり、三貴子の分職、長幼の序あり、思兼、手力、健雷、事代主、猿田彦、及五部神の其股肱の力を盡して、以て天功を亮る、朋友の信あるを見る、五倫ありて、五品よく遜ひ、天地と終始して、易ふ可らず、准後の所謂我國の道是なり、上古風俗淳樸、大道不言の中に行はれ、百姓日に用ひて知らず、後世漸文なるに及んでは、教を設けて道を修めずんばある可らず、應神の朝、百濟吉師を貢するに及んで、始て儒教あり、儒教尤五典を重んず、五典實に我國固有の物、彼が文物を資て之を推弘し、諸を我君臣父子と夫婦長幼朋友とに用ふ、是に於て堯舜孔子の典教を取りて、之を民に用ふ、五典の教、我天神の彝訓と符節を合するが如し、之を行て弊なく害なし、是應神帝の御心なり、東湖藤田彪曰、是の時に方て、天下又安、四海肅清、一物も其所を得ざる者なし、常情よりして、之を觀れば、尙何ぞ外に求ることをせん、と云べし。

れど、聖主の心は則然らず、衣食既饒なり、兵甲既足れり、而して更に織縫釀冶の工を海外に召すは、厚生利用の政を、ますます廣くせんとなり、風俗既に美に、綱紀既に張る、而して更に文献を異域に求るは、正徳の教を大に備はらしめんとなり、苟も光明正大、宇内を視て一家とする者に非んば、安んず此の如きを得ん、厥後、列聖相承て、儒教を崇尚し、以て斯道を培養する者、蓋皆帝の美意に本けりと云ふ、准后所謂、天照大神の御意をうけ、我國の道をひろめ深くし給ふなるべし、と云るは是也。

又むかし、皇祖天照大神、皇孫尊にみこと、のりせし寶祚の隆、當與天壤無窮とあり、天地もむかしにかはらず、日月も光をあらためず、いはんや三種の神器、世に現在を給へり、窮ある可らざるは、我國を守り傳る寶祚なり、あふぎて貴び奉るべきは、日嗣をうけ給ふ、皇になんたはしますとも、又此國は三種の正體をもちて、眼目とし、福田とする

事なれば、日月の天をめぐらん限は、一つもかけ給ふまじきなり、天照大神の勅に、寶祚のさかゑまさん事、天地ときはまりなかるべしと侍れば、いかでか疑ひ奉るべき、今より行きさきも、いとたのもしく、思ひ給ひしとみる、後醍醐天皇の條に至りて云、昔仲尼は獲麟に筆を絶とあれば、此にて止めたく侍れと、神皇正統の横しまなるまじき理を演て、素意の末をもあらはさまほしくて、強て注しつけ侍なり、兼て時をもさとりしめ給ひけるにや、前の夜より親王をは左大臣の亭へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる、中此君聖運ましく、しかは、百七十餘年絶にし一統の天下を若らせ給て、御目の前にて日嗣を定めさせ給ぬ、功もなく徳もなきぬす人、世をとりて、四とせあまりが程、宸襟を惱まし、御世を過させ給ぬれば、御怨念の末、空しく侍りなむや、今の御門又、天照大神より此かたの正統を受ましく、ぬれば、この御光にあらうひ奉る者やはあるべき、中々かくてしつまるべき時

の運とぞ覺侍る、とありて、後村上天皇御即位までの事にて、筆を止めたりこは上にも云る如く、皇祖天神の神勅のまに、三種の神器をたもちます君を正統の天子と申奉るなれば、神器まさらんには、君とは申奉るべきにあらず、と云ふが、本書の主意なる故に、かく丁寧反覆、いく度も神器の事を云おきて、さて正統を受まします、後村上帝にて、筆を止められし心しらびを思ひて、公の忠義の厚くして、議論の正しき事、古今にすぐれたるを仰ぎ奉るべきなり。

この北畠公の事を論じたる人、世に多かれども、我先儒潜録粟山愿が云る議論に云、予始讀職原、知其才之大、然以爲此特才而已、有才者則可能也、又讀正統紀、以爲保元之間、猶或疑神皇失統、當公時、賊兵陷邦、大統如縷、豈止如保元乎、豈止如平治哉、豈止如治承養和乎哉、非明知大經、斷然無疑、則豈得呼北朝爲僞主哉、豈得曰賊徒終滅、時運歸一哉、又豈得曰歸統於當今、使後世無疑哉、既而亦以爲此特識而已、豈得

謂有識者皆不可及歟、最後得關城書、每讀之、往々盡然不知涕之流落、是時也、乘輿播遷、賊兵四塞、間關海道、危如累卵、雖三尺童子、知天下之勢、既無如之何、公惓々曰、老臣齡在一瞬、區々一心、將以餘命報之先帝、夫公同時有識、而憂君者、咸曰、藤房、藤房見危而諫、諫而不聽、則去矣、公與藤房皆世貴戚、當與邦同休、同戚者也、公之辛勤漂泊、雖似不若藤房之果決勇退、其忠厚惻怛、憂世之誠、蹈萬死而益固、其慷慨凜烈、敵愾之志、濱百死而不屈者、未必不出藤房之右、予於是知其才則真其才、其識則真其識、而非後世才識者所及也、嗚呼、南朝有臣如此、宜矣、賊以烏合陷天下、不能以天下犯吉野、と云るはいとよくいはれたり、但し此に關城書とあるは、親房卿の自書なりと思ひて、大日本史にも引用し、群書類從にも刊行ありしかども、こは親房卿の自書にはあらず、全く白河結城文書によりて摘約し、之を漢文にかきしもの也、其由は本朝通鑑に、結城家記、近年出於白河民間、道忠結城宗廣子孫衰廢在民間

寛永年中、源忠次爲白河城主、時聞彼民爲道忠末裔、搜索其家、得結城系圖及舊記數葉、並關城書於反古堆中とあり、この源忠次は、白河城主松平式部大輔忠次にて、所謂關城書は、忠次の文學に命じ、數通の文書を斟酌して、作らしめつるならん、此書を引用せしもの櫻雲記を始とせり、然れば櫻雲記は、寛永廿年以後に作りし者也、寛永廿年は忠次白河城主なり、此事の考は、中山信名關城書考に委し、就て見るべし。

南北以後、新田氏餘孽遺族、流離困頓して、其所を安んぜず、其子孫參河に潜伏し、憤を蓄へ志を包み、世々繼紹して、足利氏を滅し、以て先世の讐を復せんと欲し、忠義を以て士衆を淬厲し、八世にして、徳川家康公に至り、其念祖聿修の大孝を以て、其志を繼ぎ、其事を述べ、義勇を以て天下に鳴り、遂に仁義を以て禍乱を戡定するよ方て、普く天下に令して、古書を探求し、國史律令格式の類より、日記記録、政事要略、類聚三代格、江家次第、内裏式、西宮記、諸系圖等再び世に顯はれしは、公の功なり、

時に惺窩藤原肅スミあり、其弟子に林道春あり、當時衰亂の後を受け、人みな道義を講ずることを知らざりしを、二氏始て程朱の説を主張し、四子六經を講じ、文學頗る興れり。

後光明天皇、幼より學を好み、正道を興し、舊弊を矯るを旨とし給ひ、御十七の時、侍講の人々に、凡天下國家を治むる者は、假にも無用の事をなす可らず、道を學とならば、聖賢の正しき教に従ふべし、老佛の類、高尚に似たれども、用ふるに足らず、漢唐の古註は訓詁の學にして、程朱新註の義理分明なるに如かず、今日より新註を講じ、古註を講ずる勿れと詔ひ、又常に皇朝の衰へし其本は、和歌を我國の第一と思ひ、源氏伊勢物語等の書専ら行はるゝによりて也、古に志ある者、いかぞ和歌を專ませんや、まして源氏の類、浮華淫亂の書なりとて、假にも御前近く置せ給はざりき、又孔子の廟を建て、釋奠を復し、大學寮を復するの叡慮にて、關東に詔あり、又武門に禮服の古意を失ひたるを歎か

せ給ひ、四海萬國いづれの地にもあれ、袖なき衣服を○これは、武家の時、上と禮服とすることやあるべきとて、此反正のことを關東に勅諭あらせらるべきに極りたりしかば、御年二十二にして、崩御なりしかば、聖意遂に貫徹せざりしは、其遺憾なりし歎されども、此の天皇の御旨意のある所を察し奉るに、神聖の彛訓を奉じ、孔子の治教を取り、斟酌損益、大に施爲する所あらんとせられし事知るべし。

初 後水尾天皇、皇子數多ましまし、兄皇子をおきて、皇女 明正天皇に讓位あり、この天皇は、繼橋の宮と白して、御母は台徳院秀忠の女、東福門院なりければ、武家の勢にて、兄皇子達は及び給はぬ迄、萬御心のまゝに物し給へり、此議粗定りしも、時の大臣公卿多くは、下心に厭きらす忍びし中にも、中院中納言通村卿通村名據、強ちに御讓位の理にあたらぬことを諫め奉り、數度に及びけれども、聞し召れぬにより、世を渡る、人の上にも懸てみよ、いかに心のまゝの繼橋と云

歌を奉りて、自ら蟄居せらる、既にして 明正帝即位あり、關東の武士とも勢猛にみゑければ、中院家には行通ふことを憚りて、同堂上方も、訪ふ人稀れに、第宅も草のみ茂りて、廢屋の姿なりし、實にあはれなりし事共也、されども、後水尾上皇の大御心、いかゞましけん、知れる人もなかりしが、明正天皇は、上皇の術中に在りて、遂に生ながらの寡めすみよて、物し給ひし、皇子大臣の内には、内内の詔あからさまに聞知り給ひしもありぬべく押なべて術中、歡ひ悲しみしなるべし、其まことの大御心はあらはならぬ、又大御心にはある可れ、台徳院上洛の時の寛云、台徳院は大猷院の誤りなり、汝父世を去りとあるは明正帝即位の三年に、台徳院薨じそれより二年に家光公入朝ありし時のことを云るものなるべし御簾近く靜に語らひ給ひし時、汝は今程父某も世を去り、上に恐るゝ者なき身なれば、汝が心に逆ふ物あらじ、かりろめにも驕る心あるべからず、驕泰の心出來れば、世は又乱るゝと知るべし、朕ならでは、かく示すものもなからまく思ひよれば、

言ふぞと、勅しけるは、常の御あらましとは、殊に異也、また 明正天皇皇女にてませとも兄皇子方より御光つよく、主上にもをさく、劣り給はぬ世の有さまにて下嫁し給はんには、駒馬の家も自ら威稜ありて、兄皇子たち位に登り給ふとも二りの天子と云ふとくならんには、事の起るべき端ならめとうしろめたく思し計らひ給ひた上へは、世に誦へる趣に人のうしろも恥給はでかくなし給ひけん、明正天皇十餘年御位は保ち給へども、何事も 上皇の御計ひなるべし、兄皇子 後光明天皇御即位の後も、仙宮にて萬の事關り給ひしさまなり、かゝる大きやかなる御心の底は、世人伺ひ得ざりしならんかし、唯大御心の内には、國內靜に青人草安かれとのみ思ひし給ひ皇子の愛やさしさも、又大御身の御恥がましきをも捨て、顧み給はざりし、大徳大仁あり難しとも、辱しとも、中々なりや、民の父母たらん御身には、美しき事にし給はんは、論にも渡

らず恥しき事重しき事せしかり給ふ事等も小兒を育つる類にて
さあるへき事ならずや、此意をよく知らざらん人主國君うち見は
賢君聖主と云ふべくもまことの仁意は未だしとも申べし 上皇
世のなりゆく様も大御心の底にはつはらかに知しめし、武家の
政引返すへき氣運にもあらぬ物から天か下の政事なぞ露綺ひ給
ふ事なかりき若かはあれと 後西院天皇また皇子にてませし頃、
密にあつまの方を巡り給ひしと、人の口にも傳ふるは、必ずしも迹
なきことにもあらじ、とにもかくにも長く久しき乱世の治りかゝ
れるを助け給ふ御心なるべし、又東照公大坂陣の時、秀頼を討つ
院宣下さるへしと、後陽成院天皇に再三請ひ奉りしかば、事ゆかさ
るを以て、公大に怒りなされ、扱々悪き王也、隱岐國へ移すべしと申
されしを、時の老中近習の臣、悪きとは知りながら、公意に逆はんこ
とを恐れて、一言申し諫ん人もなく、己に珍事に及ぶべき處、天海僧

正進み出て、殿は大にあやまれり、今院を隱岐國に移さば、譬へはい
か程の大功を立給ふとも、朝敵と云大罪遁る可らず、必ず口外し給
ふ可らずと、大に諫ければ、公も其事止り給ひぬ、老中大に悦び、終に
天海をして、種々肝いらしめ、後に院宣を下されたり、新蘆 面命とみゆ、此
事它に考ふる所なし、未だ其の虚實を知らず、といへども、かゝるこ
とを世に言ひ傳へたりとみゆ、又 後水尾院ふと御位をすべり被
成候時、板倉周防守近衛殿 應山公 なり へ參られ、不意に御世繼も仰せ付
られず、江戸へも仰談せられず、御心の儘なる事、何事にかやと尋ね申
されしに、應山公仰せに、吾等も曾て知らず、何事にか有けん、防州再
三御尋申候へば、中院は存じ候はんやと答ふ、因て中院通村朝臣に
御尋申候處、通村仰せられ候は、何か面白くて、御位にて御坐被成候
半、僧某を紫衣に被仰付候處、江戸にて御奪なされ候、かくの如き有
さまにて、何とて御位御持遊さるべきやと仰らる、防州大に驚き、此

旨申上候所、台徳公大に氣色を損じ、舊例の如く隠岐國へもうつし、可被成やと仰られ候。寛云この文中に隠岐國云々ある語に思ひ合すべ大猷院御いさめなされ、これ仙洞様の御道理至極なり、再三佗なされ候へどあり、事あはたゞしく、明正院御立ち遊され候、これに付き、中院殿を何となく江戸へ召寄せ、四五年江戸に御入なされ候、中院殿あやまちの様にしなしたるならん。新黨面命この事を、好人録には、京の所司代、通村卿を責て、卿傳奏の職にありて、左右に親近せらるれを、かならず宸衷を知しめしたらん、など之を江戸に告げ給はさると云しに、卿答て、事此に至りぬるには、知らずとも云がたし、假令知る事ありとも、臣として君の事を告る者あるべきや、といひけるに、所司代も詰る事あたわす、さらば卿自ら江戸に往て、分疏し給へどありけれを、やがて江戸に至りしに、三年留められたり、と云るも、とあるは、雜錄なれば、信を置きがたきに似たれど、寛永六年一説なり、とあるは、雜錄なれば、信を置きがたきに似たれど、寛永六年十一月八日、西洞院時慶卿記に、辰刻俄に堂上束帯にて可伺候旨被觸事候、子細は不知、急參内にて、御讓位俄也、誰も無知人、中院大納言計にて、各驚計也、また土御門泰重卿記に、九日、所司代板倉周防守中宮御方へ伺公仕、不慮俄御讓位中に廢亡、言語同斷之御事也、雖然江

戸兩御所へ御案内、御返事有之まで、御穩便可然存事被申候、また十一月廿九日御番伺公、御前に召候、世上沙汰御尋候、存之旨申上候、又今日中院所へ參候而、中院申候事、有のまゝ申上候、則中院伺公申候は、可召候、則召御尋之事也、予傍に侍候也、安徳天皇又御復位等之事也、御不甘心之御氣色也、中院所存叡心不叶御氣色と相見候也、以上史學會雜誌所引とあり、この中院大納言は、通村卿にて、初名は通貫、又は權中納言通勝也、足軒また素然老人といふ、卿人となり、方正端嚴にして、才識高明なりければ、一時名流を以て稱せらる、源氏物語の諸説を折衷して、岷江入楚を著されたり、後水尾院天皇に仕ふ、天皇茶を好み給ひて、茶碗の古きを召し、諸卿に見せ給ふを、卿忽ちに打碎きて、天子かく古く何物の手に觸れたるも知る可らざる物を玩び給ふ、御事やあるとて、諫め申しければ、制可し給へりとぞ、また江戸より京都に歸りて、參内せられけるに、武家の制札を書きて、階

下に建おきたるを見て、直ち番刀を取りて、其板を斫破られしかば、制札を禁内よ建れく事は止たりし由、高山正之が記録にみられたり、其方正にして慷慨の人なりし事を知るべし、後水尾院御集國集に、八月中頃、中院大納言武家勘當の事ありて、武州にあるころ遣はさる寛永七年とある歌の中に、見る人の心の秋よ武藏野も、姨捨山の月やすむらん、又時世を慨らせ給へる御歌に、曲木に柳の糸をより掛て、すぐなる道を風にとはゞや。蘆原よしけらはしけれ、たのがまゝ、とても道ある世にあらはころ。など仰せられしよりて思ふに、志ある人々は慷慨扼腕せしならん、まして後光明帝非常の叡主に、はしければ、蓋關東の威權を御憤りましけること明けし、帝の叡主に、はす事は、上にも粗云るを、なほいはゞ、槐記に、或時後水尾院、宮中に御幸なりて、御學文御詩作の事は、御聞及あるはしたり、和歌の事は、さまで御沙汰なし、是も我國の道也、遊はせかしと思召せ

とて、十首の歌を御持參にて、進せられしを御覽ありしが、供御など參らせらるゝ間に、十首の御歌の和韻を不殘遊はして、叡覽よ備へられしかば、後水尾院様にも、殊よ叡感不淺、是にては歌を遊はさずともと仰せられし由、物語りせらる、また後光明院は、格別の御器也し事、毎度仰られし事なるが、其頃板倉周防守が所司役を勤しとき也、後水尾院に癰の御惱ましゝて、日々の御容體を叡聞に達せしに、尙御心元なくや思召れけむ、板倉周防守を召て近日行啓あるべきの由を仰下さる、周防守申し上げしは、朝觀行幸の事、其儀大形の事ならず、先づ關東へも申遣し、其儀もたゞされずして、遽には調ふまじき由を申上しに、さらば其事は止らるべし、禁中の辰巳の隅の築地より院の御所の戌亥の隅まで、梯にて高廊下を急々に申付くべし、禁裏の内を行幸あるは、常の事也、廊より廊へうつらるゝ事よ、誰か行啓と申すものゝあるべきや、早々に仕立べし

とて、終つひ行啓なりけると也、とあるにても、當時關東にて、朝廷を牽制せられしさまを見るべし、此時、中院通茂卿あり、卿は通勝の孫、通村の子なり、和漢の才よ富で、和歌の道はいにしへの歌仙にも、たさく劣りたまはず、殊更廉直の君子にて、若は誠忠の御事どもありしかば、上下の崇敬いやましにて、終に正二位内大臣に昇進ましくける、一代の秀歌多し、關東にて逼塞の時、雨いたく降りて、心淋しき折、都の空を眺給ひて、一首の歌を手習ふ草紙の端に書付られしを、天海僧正見られしに、入かたに身をば誘はで夜なくの、袖の露とふ武藏野の月、この歌言上ありしかば、大樹大君も御氣色直らせ、種々物贈り歸路を命じたりとぞ、通茂其さき傳奏にて、關東へ下向ありしかば、台徳大君寛按に、この四字通義公の時代に、あらず、台徳は常憲の誤なるべし。古今傳授御所望ありしよ、和歌堪能の人ならでは、傳授なり難きよし言上に付、御氣色あしく、傳奏の御暇出されずして、龍之口傳奏屋敷に三年

までればせしと、近世外史にあれど、疑らくは、王室關係の事よて、留められしなるべし、この幽居せられし時、權中納言光圀、菊一枝を贈りけるに、通茂手折つる心もふかき色に香に、垣ねの露を思ひやられて、と云遣されき、又關東の勢を憚りて、人の行かふものも無りけるに、光圀は當今の御從弟にて、關東の宗室三家の列なれども、世の姿には拘はらず、わざと都鳥を木よて造らせ、御文をうへて、都鳥あさる波間に若づむとも、やがて雲井に立ちぢかへらむ。とありし返歌に、思ひさや沈む水くつを都鳥、心にかけて言とはむとて、と云り、世に諂ふ人情とはいへども、義を好むは自ら萬物の靈にて、都鄙となく聞傳へ言傳へて、美談とぞなしける、或時人ありて、通茂卿に我朝の忠臣は誰にて侍るべきと問はれけるに、鎌足公逆臣入鹿を誅して、社稷を安んせられたり、これに及ぶ忠臣它にありとも思はれず、と答給ひしは、幕府の專權を憤りての御事なるべし、好人録に云、通村公の子

通純卿もまたたぐひなき忠臣にてましくける其御子通茂公もまた諫争を以て罪を待給ひ蓋居七年に及びて御ゆるされを蒙り給ふかく代々打つゞぎてからき目見給ひたるがどもに徳業を以て世に稱せられ給ふ人の徳慧術智ある者は常に疾疾に存すといふこと誠にもなしからぬ御教へなり野々宮前中納言定基朝臣は通茂公の第三子にて野々宮の家を繼給ふるの幼かりし時人々象戯をさして遊びおはしけるを通茂公見させ給ひ付け置れける山本飛騨といふ者をめしてかゝる遊び誰がゆるしたるにや尋常のわらは遊びは年長ぬれぬいませぬめされぬものづからやむもの也かゝる事は日にましき好みて家業をも忘るゝ者也其の具めの前にて打破れど砕かしてすてさせ給ふ又或時山本兵衛尉といふもの一よ切といふものを吹て教へむたりしをも又見付させ給ひて公家の遊にかゝる賤しきもの玩ぶべきやとて是をもわらせられける其一よ切は人の秘藏せる名管なるを借出て見せたるを打割られてうき事にれもへせかくすべきにもわらねばありのまゝに語り打泣きけれむ其ぬしも公のかくわらせ給へるを聞き咎めもあへず却て赤面して恥入けるとかの右兵衛殿のかたり侍りける過し頃有栖川の宮正仁親王の象戯をわろむしけるを通茂公見給ひて矢島備前守といふ諸大夫をめして其具をわつからせ給ふにも前の旨を示し聞へ給ふ余宮の侍讀に参りて親しく見奉りければかの野々宮どのへの御教へもさこそと思ひあたり侍りける通茂公すでに亞相に昇り給ひても道を熊澤に尋給ひけるにかゝらず下に座し給ひていさゝかも貴位をさしはさみ給ふけしきなかりけると左右に侍り仕ふまつれる人の語りけるとあるに又義公も其程遠からぬ世におはしければ深く世に感じ思ほすことありて心を王室に致せしならんと推測らる當時中院通茂卿は幕府の嫌をうけ公も

亦西山に遁れ給へること兼て其忠情の相孚するより其幽閉隠退のさまも同時にありければ感愴悲憤やる方なきならんと思はるれど君子の心綽々餘裕あること通茂卿より公へ贈れる書簡二通を觀て思半に過る者あれば因に此に附録して讀者の参考に供す其一通に云芳翰御隱居に付蒔繪文臺一脚並御肴一種御懇惠殊更古物殊勝之物驚目候先年焼失後願望候得ども無才覺打過候處此度相受達年來之本懐千喜萬悅誠以不知所謝候先以彌御康健之由珍重存候今程は一向事軽く御閑居之御様體御使者被談驚入候扱々御尤御事承傳候心さへやすらかな候心すゞしき御事感發不少候あはれ御見廻申今一度拜顔の事もがなと彌以一入に存斗候候恐惶謹言卯月二十七日水戸前黃門公通茂より其一通云追申御諭之義不可他見候由畏存候也以上思召寄御息芳翰殊雁三羽拜受且又舊冬之御返歌彼是御懇情之至不知所謝候御安康之條珍重今

程ふかく御隠居之由御心靜御たのしみもさころと察入御うら山
 しく存候下官蟄居も相似候御事ながら猶わづらはしく月日をく
 らし候あはれ今一度緩々得賢意候はよと存候恐惶謹言三月廿
 一日水戸前中納言殿通茂とあり其言簡にして意を盡せり時世を
 商論するの人うれ當時の形勢を推察せよ

家康公の孫光國卿後の諡を義公といふ天性學を好み當時戰國の餘
 習をうけて君臣名分の義明かならざる事を患ひ倫理を明よして風
 教を植て正道を掲けて邪説を排し王室を尊て祖宗を敬ひ史文の闕
 逸を歎きて國家の大典を作るにあり

義公幼き時伯兄頼重讚州高松侯の始祖英公と云に超て世子たりしが年十八に及て
 史記の伯夷傳を讀み深く感發して後を頼重の子に譲らんと思ひ又
 載籍の已むべからざることを知りて史を修むるの志あり父頼房卿
 薨するにより幕府公をして封を紹しむ其前一日頼重及び諸弟を神

主の前は集めて吾弟の身を以て世續になりしを年頃耻思へとも父
 在世の中世を遁れば父子の中悪さと云れんとて打過たり願くは貴
 兄の子松千代綱方を我養子に賜へと云て其弟綱方をも引とり綱條を
 立て世子とせらる朱舜水この行を以て伯夷叔齊にまされりと云り
 き頼房公薨後三年いさゝかも父の道を改むることなし

舜水文集與陳遵之書に義公の事を上公讓國一事爲之而泯然無迹眞大
 手段舊稱泰伯夷齊爲至德然爲之而有其迹尙未是敵手世人必曰古
 人高於今人中國勝於外國此是眼界過窄作此三家村語若如此人君
 而生於中國而佐之以各賢碩輔何難立致雍熙之理

又修史の爲に儒生學士を召し髮を蓄て武職に編し修史を兼しめ幕
 府の壁書に儒者陰陽師に乘輿を許すの文を見て君臣共儒を學ぶ
 者は儒者なり學問は儒者の私業ならねば改め給へと申しけるに即
 醫陰と改められやがて天下の儒者をして法印の號を止めしめ林氏

の子孫をして大學頭に拜する事を得しめしは、皆公の賜なりきと。文苑雜纂寬文四年小宅生順寄弘文林學士書あり。曰嚮者寡君嘗命順也。曰汝若陪先生燕居而待其傍無人、則私請告之、其意曰、我邦中葉古風不存、禮樂無統、雖非易姓革命、而猶因襲舊弊、來々歷々、其最可歎者、儒者進退而已、何則、今所謂儒者、與巫醫百工同列、而不過爲方伎者流、及其太甚、則至以僧官爲官、以僧服爲服也、世所謂老師宿儒、皆無不然、嗚呼、是何之謂也、程子嘗攻禪者、以其不知尋一尺布帛裏頭而死、況其學聖賢之道者、而安有如此事哉、獨有先生懷經濟之資、以此道爲己之任、故能有言、而初拜弘文院學士之名、嗚呼、先生見義有勇者、誰爲不然哉、余爲先生深以喜之、猶恨其爵秩衣服、非古之道、而大不稱先生之德也、夫以禮樂之隆替、繫在先生之行藏而已、先生能勵今日之義、救後世之弊、而以辭非禮之服、托言而暫代之以深衣或野服等爲請、則外施韓歐持正之功、內招馬朱興廢之譽者、非先生而誰乎、然則如余者、亦爲先生

一言之矣、想其事之成否、蓋有命也、君子不言命、先生只願義之所在、而不顧命之所在、則假饒不幸、其謀雖不得達、其志誠足以師于百世、雖然、余未知先生之意、汝試就其間啓之、余待其指揮而已、とあるにて、公の其臣生順に命じて、林氏に促し、林氏の請に因て、彼法印號を傳しめ給へることを知るべし、夫儒者にして法印の號を稱し、僧徒の服を服するとき、なほ僧徒の類のみ、僧にして儒道を講ずる、亦是五山の僧と一般のみ、何ぞ大道を明かにすることを得ん、義公此に憂ふることあり、而して之を停めしむ、其事小なるがごとしと雖も、世道人心に關するや大なり、道を學ぶ者、此用意なかる可らず、而るに世の學者、唯文辭を銜ひ、奇説を唱へ、權家に媚び、洋學者に諛ひ、儒佛を混じて神聖の道なりと云ひ、歡を世人に買ひ、以て自ら得たりとするの類、徃々にして見る、是れ其心は俳優雜劇にして、陽には學者の假面を被れるものと謂べし、僧服僧官にしてさへ道に害あり、俳優

雜劇の心を以て、神聖の道を講し、堯舜周孔の教を論す、何る世道人心を維持するを得ん、嗚呼天下この弊を救ふ義公の如き人なき乎。公致仕の後、諸士族に諭して云、今少將綱も若く、汝等も若く侍れば、末永く仕ふべし、若事あらん時は、馬前に戦死するを面目と思ふも、あるべけれど、命を輕するは、士の職分なれば、珍しからず、血氣の勇は、盜賊も之をよくするなり、士の士たるは、其場を退て忠節になる事あり、之を死すべき時に死し、生べき時に生と云ふ、其生死の所は決斷しかたきもの也、一毛ちがへても、大きなる過になるもの也、是を決斷さずる者は、聖賢の教あり、然は若き者は學問を勤め、五倫の道を知るべしと云れしは、明倫の事なり、義公七代孫齊昭卿諡を烈公と申す、能義公の遺志を繼す著はるゝもの實に烈公の功なり、故に今義公の事蹟を擧る條下に於て、その繼述の義を低書し、附録して天朝正學を擴張せられし一端を知らしめんとするなり、以下之に倣へ、烈公嘗て學問の事を人に告し文に、我 大日本は 神胤一本にて、天地間の中、外國は一切其例し無之、尊き御國にて、何事も外國の

事不取用候へばとても、事足り申候へとも、其上にも人に取りて、尙皇國の御爲は可被遊と、應神天皇の叡慮より、漢士の書類をも御取寄に相成、益 本朝の尊きゆゑんも相分り、難有御事に候、孔子を初西夷とは乍申、中にも道理は格別にて、人の教も相成候へは、皇朝を本といたし、皇朝の御爲に學び候義に候へば、よろしく候、其中にも不可取者、一二をあけて申候はゞ、孟子二卷梁惠王の章に、齊宣王問曰、湯放桀武王伐紂云云、曰臣弑其君可乎、云云、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也、と有之様覺申候所、此章齊宣王の身を慎様に云ることとは見ゆ候へども、全く夷狄腹にて、於 皇國は聞もけがらはしき語と存候、如何様の闇君にて、君は君よて、一夫同様と申事は、決して無之義、皇朝よて 皇帝を弑候は、異端の佛法を信じ候馬子入鹿計に候、又我 皇國の道を弁へ候人に候はゞ、たとへ八つさきに相成候とも、天照大御神より御代々の神國の御恩を忘却致し、夷

狄降參等は不相成事に候、誰とても、長命を好み、短命を不好候へども、疾等一候へば死間敷者にも無之所、まして義に死候事に候はゞ、一身を塵芥よりも軽く心得、本朝の御爲といたし、名を後代にのこし可申と、心懸候義、第一の學問と存候と云れしこと、義公の血氣の勇を戒めたるに同じ心はへ也。

國に學校を設るは、三代の遺法にして、王道の本なり、書を講し道を弘め、教化をなす、是よりよきはなし、されど今諸侯城下に學校を設くるは、行はれ難し、先聖廟を營建し、祭を行ふは易からん、諸侯もし儒士を招き、諸生を勸督し、成業の者を褒賞せば、先王の遺意を得るに近からんといひ、又忍岡の大成殿を駒籠の別居に立ん事を乞ひ、又忍岡の釋菜を見るに、執事刀を佩び、伶人樂を堂上に奏するは、非禮なりとて、之を革めしめ、頼房公の葬儀、みな儒法によりて、墓所を端龍山に定め、水戸城内に廟を置き、神主を安し、殉死を止めたるより、天下殉死の禁令

あり、諸士には墓地を定め、文公家禮に據て、喪祭儀畧を撰みて之を行はしめ。

義公の學校を建ざるは、時勢不可なることあれば、先づ聖廟を建て、禮儀を知らしめ、孔子の教を崇ふの意を遍らしむるにあり、烈公其意を繼述して、弘道館を設け、其祀る所ひとり孔子に止らずして、鹿島の神を祀る、我皇國の本にして、西土の末なること、第一は我神道の尤も重んずべく、次に孔子の教義崇ふべきことを知らしめ、本末内外の辨を明にせんと成り、又其學ふ所、ひとり文學に止らずして、弓馬刀槍砲術等の諸武技を講ずるは、周家六藝の義にとるものと雖も、皇國尙武の俗、専ら文學を習て、文弱の弊に流れんことを防さし也、神道を崇ひ、儒教を重んずるは、彼文化を以て、我足らざる所を補ひ、斯道を培養し、文を講し武を習ひ、文武一致にして、之を實事に施さんことを要せしもの、皆義公平生の素志に遵ふ也、義公の

文武を兼習のことは、安積覺か記せる綱條公への御傳言に、一御讀書之儀、前々より度々被仰遣候、御身の益に罷成候段は、不及申、文字御働候へは、當分御用御たり候、而御老年の後、甚御慰罷成候事に候、依之被出御精候様と、思召候事、一御武藝の儀、何も少宛御心懸不_レ被遊候て不_レ叶義、就中鎗は長道具にて、取扱難成物と候、尤大將は御自身の働に不及、御馬之先にて、諸土の鎧を入候を御覽被成事に候へは、如何様の事にて、御自身鎧を御取被成事有之間敷物にも無之候、其節日頃御稽古無之、アイカブリ等御手に入り不_レ申候ては、御用に立不_レ申候間、能程に御習被遊候様にと、被思召候事、一劔術は、御身の圍に罷成候儀、御心得不_レ被成候て不_レ叶儀、就中居合御習、御尤之事に候、云々、居合抜口、一種之物に候、抜口を致吟味候は、抜打之あたり強く候爲、譬は二打三打にて參候處、抜口能あたりつよく候へは、一打にて參り候もの、許多の益に罷成候間、御稽古被成候様にと、

被思召候事、一軍學之根本は、七書より外に無之候、大御殿様義公即を云若年より七書を御覽被成、大要御心得被成御座候、三略六韜其外何も軍學之道理を説述候書にて候得共、就中孫子吳子を專要に致候事に候、云々、一大將之寶は、堅固なる城郭、さね能甲冑、此二つより外無之候、然れども城郭甲冑、外に有之物にて無之候、常に被召仕候諸士、則城郭甲冑にて御座候、何程さねよき甲冑を着、堅固なる城郭に籠候ても、士卒の心離候ては、御用に立不_レ申候、士卒合心之時は、何程の城郭甲冑にもまさり候、譬は人の身近き寶は、刀脇差に過たる物無之候、然れども鞘はしりて手足を切る事も有之候、士も如此にして、御身の守に罷成候寶にて候へは、鞘はしり怪我をすること無之様に、人を能御見立候て、被召仕候事、肝要に候、畢竟之處は、御恩に感申候は、刀脇指之身の守に相成候ことにて候、鞘はしり怪我を
する如にて候間、御恩に感じ怨を含ま不_レ申候様に、常に可被召仕候事。

とあるにて、文武偏廢せざるの大意を知るへし、又義公は専ら葬祭共に儒禮に従ひしかと、神官等には、神葬をなさしめ給へり、又人を遣して萩原兼從、出口延佳等に神道の古實を問しめ給ひき、烈公亦喪祭儀略を改訂して、葬祭式を作り、之を國中に分ち、又人民有志にて神道を好む者には、神葬の儀式もてゆるふ事も許されしは、皆義公に同じ、特に神道を尊崇するの念、甚だ厚かりし故に、百歳の後は、神葬の式もて、國見山と云ふ山の絶頂に葬られん、との素意なりしことは、既に天保十年の史局日記に見えたり、又十一年二月、公瑞龍山の墓所を參拜ありて、直ちに山越しにて國見山の頂に登り、床机に腰をかけ、我百歳の後、此に葬られん、汝よく記臆せよとて、近臣今井金衛門へ仰付られ、杭を立させらるゝ由みゆ、是は蓋威公以來、儒葬を用ひらること故、遽に改めかたけれども、公には殊に神道を好み給へるを以て、御自身より神葬の儀式にて葬られ給はんと

思ひけるなるべし、その事は烈公より會津恒藏へ賜へる書天保十年巳亥四月十九に、最早我等儀も、初老にいたり候へば、萬年の覺悟無之而は不相成所、去る巳年瑞龍山參拜致候所、瑞龍山も場所無之、たとひ有之候而も、一二人の事は、わりこみ候儀も可相成候所、代々左様いたし候ては、御山墓外見も不宜、折角日本一の御墓と、世間之名聞々候を、其間へわりこみよ相成候而は、不宜候故、瑞龍は是迄の姿にいたし、右近くの國見山等へ尤も瑞龍よりはなれ候所には、可然山も可有之候へ共左候候故、右近くとは、瑞龍へはなれ候のみ、無之墓守初つかね候儀、不相成は申候事に候山を見立、此度初より瑞龍の如く、間遠に無之仕向申候は、可然と、巳年相考、午年參府之節、參拜序に右山見立可申と存候所、遅刻に相成、雨天は候へば、其まゝにて追而と存、參府前日取無之夫切にいたし候所、前にも申候通、最早初老にもいたり候へば、定め置申度候、來春歸國いたし候へば、是非々々見立可申所内々恒藏勝太郎等之兩三人にて見合、見立置くれ候様、俗人に申付候得は、不吉

杯申、先つは流し置可申所、何も只今死と申儀には無之、万年の後の事故、不苦候故、内々にて見立置可申候、扱又子供並子供の實母杯も、同様下の方へ葬に相成候様の場にいたし度候、左候へは、格別奥にても佛を好候儀相止申、よろしく候故、山の下の所へは、召使候婦人の墓所も出來候様之地にいたし度候、こゝに墓を置くの略圖ありさし堂の如く出來候杯も、可然哉、備物いたし候にも、不便に無之方可然、扱又備物等の儀も、初より仕向候て、誰に備へ候にも、圓の所にて備候様も相成候は、便可然と存候、猶又無伏藏可申聞候、また追々瑞龍山もせまく、此上間々へ墓所出來候而は、是迄天下第一の墓所と聞へ候所も、無にいたし残念故、我等より外山を見立候儀に付、申聞候趣、承知の由にて、縷々申聞、扱々安心いたし候、人命はいつ何時と申事も無之中、別而武士の儀は、朝夕難計命の事に候へば、常々覺悟無之ては、不相成候所、早速承知の由、右にては、只今死去いたし候とて、心

掛り無之、實以悦入候、萬一の事も有之候は、我等存候通り相成候様、可扱候云々、とあるにて知るべし、公の用意の深遠なること、往々かくの如し、これは人の知らぬ事故、こゝに記しおくなり、又我老友揚元善筆記に、奥御殿にて御意被遊候は、我等百歳の後は、史臣評議の上、諡を付可申候へども、死後の事はしれぬ故、生前に存し候ても、可然様に存候と、御簾中様へ御諡號被進候とて、聰明夫人と御書被遊、やつかれへ其方存候通、奥御殿には、御耳も御目もささく候故、右の通の御諡、可然と御意被遊候故、御意御尤に候へども、聰の字はあまり諡の字には見ら不申候故、文の字に被遊可然由、申上候處、うれはいかにと御意故、すべて御内助の御力格別、猶又すべて御言行にあやあり候事、文の字御相當と存上候由、申上候へば、尤なりとの御意にて、すぐ御筆をとらせられ、奉書の紙へ隸書して、文明夫人と御認、外は御小書等被遊進候へば、御簾中様も御満悦にて、是は史

館へあづけをくべき杯御意にて、御封し被遊候、其節又御意に我等
 諡は何よて可然と御意被遊候故、是は史館へ御かけ可然と申上候
 へは、うれはうれ、其方よ何の字を以相當と存候やと御意故、定の字、
 宣の字、杯申上候處、いづれも宜しく候へども、われらは神の字に致
 し度存候、が如何と御意故、乍恐御事業の上には、神の字の御意味有
 之候得とも、神の字は、極最上の字にて、古の明王と雖も、神より上は
 無之故、あまり御宜しすぎ可申と申上候へは、實に最に候へども、わ
 れ等平生の志は、其方存候通り、尊王室攘夷狄敬神排佛輔翼宗室復
 神洲之大道の微意故、日夜苦心、公邊へも建議致候事も有之候へど
 も、世の疑のみうけ、万分一も御用ひに不成は、實に遺憾よ存候、しか
 し夫れはさしねき、わが敬神の意味を以て、神の字をかくとり、百
 歳の後は吾志を以て神を諡に致度と御意故、御尤至極の義故、御認
 史館へ御預可然由申上候をりから、御側に居候老女衆杯、面白から

ぬ御咄杯、さよやき候故、御はなしも其切になり、半切へ神の字一兩
 字御むた書に被遊、すくよ御火中被遊、其方覺居れとの御意を蒙り
 候、不肖のやつかれ假初にもか様の御意を蒙候も、實に生涯の面目
 故、退て窃に認置候と記せりとあり、然れども公薨しける時、有司議
 ありて、御墓地を下する、公意の如くなること、能はざりしは、遺憾な
 りし、後までも床几をすゑられし處の四面よ、杉木をうるゑて標とし
 たりとなむ、已れさきに友人武石克之允と云者にあどらへて、其
 あどの滅せざる様に、杉の木をうるゑつがせ置たり、今はいかにな
 りけむ知らず、又御諡號も烈字になりて、公意の如くならざりしか
 は、元善等相謀りて、京師二條鷹司近衛の三公よ請申せることあり
 しも、思ふ如くならずとて、うれたみしことありしが、後數年常磐神
 と祭られ給へるは、いとくうれしき事なり、烈公の神に祭られ給ひし
 時、の事は常磐物語に委し
 く、記したれど、
 此にはいはず、

御祖先を追念しては、旌櫻寺に頼義義家の祠堂をたて、楠公の誠忠を

感じては、湊河の碑を建て、關東風俗尙齒の事を知らざるをうれたみて、往々賀筵を開き、國中の孝弟節義の者を稱揚したるの類、皆風教を植るの事也。

系祠堂のことは、元祿四年九月、久慈郡花の木村旌櫻寺中に、祠堂を建立し、賴義義家の兩鎮將の神主を安置せらる。賴義朝臣の位階、諸系譜等に皆從四位下とありしに、吟味を加へし處、朝野群載に、正四位とあるを證據にせられ、神主の書法を定め、脇書に遠孫光圀奉祀自筆にて記し給ひ、神主入堂の規式も、嚴重にせられ、烏帽子道服に着座あり、導師は增井村正宗寺の雷啓和尚なり、桃源遺事僧雷啓が源賴義公義家公靈堂營構入牌安座小松香の文に、後冷泉院御宇康平五壬寅年源賴義公義家公奉勅征伐奥州之逆徒、而凱旋之時、立旌旗於此村、植山櫻而遺戰功、故此地名旌野也、樹下創營東光寺、雖然物換星移、此寺斷絶、而山翁野民爲村田樂之地、樹亦動遇斧斤之難矣、時至哉

慶安四年辛卯年、候王前黃門源威公憶其舊靈跡、再建立而改號旌櫻寺、堅不使遊客折枝條、自爾月繁茂、歲蔽蒂矣、誠謂訪甘棠者乎、今茲元祿四年未秋九月、候王西山黃門源公、命匠氏營構一字靈堂、輪奐盡美、而安置於賴義公義家公之牌、而欲使萬世之後傳、兩柳營懿德也、嗚呼偉哉、候王之守大道、如此乎哉云々、文苑雜纂とみら、又元祿十三年四月六日、孫王に正一位權現の勅ありし時、公より法眼立菴醫伯に賜へる狀に、六孫王御墳墓年久廢頽之處、今度新被加御修復之由、珍重之事に存候、誠源家氏神御孫々迄、御繁榮御事、過之御事、御座有間敷と、皆人一同奉存候事に候、唯今迄は、義家一人被致信仰候とて、無益之八幡を源家之衆用來候、多田滿仲は、源家と申計にて、御正統にて、も先之をさへ、多田院なき御取立被成候、今度は各別之儀、如我等愚老も、數十年來の鬱積、一時に伸、披雲望天、不堪雀躍歡抃之至に候、續略人傳とあるにて、追孝の事を知るべし、又楠公の碑は、盡簪錄に、昔夫子過吳

季礼墓、題曰「嗚呼有吳延陵季子之墓」。宋蔡西山卒，朱子書其墓碣云「嗚呼有宋蔡季通之墓」。倣夫子之意也。趙章泉輓西詩云「嗚呼季子延陵墓，不待饒辭行可知」。盖用其事。常藩義公於攝洲湊川楠正成戰亡處，建一隆碣，題曰「嗚呼忠臣楠子之墓」。其陰勒明人朱舜水贊詞，亦追延陵之制。とあるにて、義公の嗚呼と書給へることの故よしを明にし、又楠公の贊を碑陰に彫みし事は、佐々宗淳か書狀に、頃日文恭文集、御閱覽被遊候所、楠公贊御見出し被成、碑陰に彫申候て、尤當に被思召候内に、楠公碑陰に、文無之候段、御遺憾に被思召候所、此贊を御見出被遊、殊の外御喜色に御座候由、唐山大儒如此褒賞之文、楠公も一入手柄成事に御座候へば、大幸之事に御座候間、於此能書の者に書せ可申候由、能書似合敷も無之候は、宗淳手跡にて、不苦候間、筆おとに深く彫付、漫滅不仕候様に可仕候旨、逐一奉得其意、扱扑躍之至、たとへ可申様も無御座候、則楠子之贊御寫被遺、慥に請取申候。一文恭之

姓名之書様、御吟味被成、御書付被遺候、就夫少々拙者存寄御座候間、申上候、御伺被成可被下候、唐宋人之文人の作申候碑、石摺に仕候を見申候而寫し置き申候、又韓文之古注にも、古石本を引申候而、姓名有之候、是をも寫置申候間、一所に寫申候而進上申候、何れも官銜姓名に而、字無之候、但道因法師之碑文に、隴要李儼字仲恩と有之候へば、間には字を書申候事も有之と相見へ申候、然は先生之字、石に彫付申候へば、不朽に傳り申事に御座候間、字御入被成、尤當奉存候、扱字の下に父の字付申候事、詩文集之序、又小説等之撰號は、往々見申候、屹度仕候文字には無之歟と奉存候、碑陰と申候ても、碑銘同前之事に御座候間、父之字御除被成、魯瓊と被遊候而は、いかゞ可有御座候也、字之下には父之字加へ申事は、餘り懇懃に無之候事の様に見に申候、右之段存寄申候に付、乍憚寸志を申上候、石に彫申事は、大事の事に御座候、重て改申候事不罷成候へば、能く御吟味可被遊奉存候

とかく父の字無之分は、少も難無之候と奉存候。一楠公贈官之事、古牌に在之候へば、勿論是に過たる明據は無御座候、然共牌は萬一災火にも罹り可申物にて御座候、此度碑陰に御彫せ被成候は、自今以後は、此碑陰明據に成申候而、楠公贈官之事、萬世に傳り可申候、然は楠公現在の銜と贈官と、具に御彫せ被遊候而、可然奉存候、故に別紙に書付奉伺候、先生之撰號御出し被成候而は、いかゞ可有御座候哉、とかく今一往御伺被成御意候趣、早々可被仰下候、とあるを以て、公にも宗淳の議を採り、楠公官銜と舜水の字を、右に彫せられたる事、明かに知られ、又碑陰の文字は、京人岡本元春の書なることも、宗淳の書中にみゆたり。尙齒賀筵のことは、家老中山楓軒の七十を賀し、又儒臣人見卜齒七十の賀筵にも臨み給ひて、鳩杖の賜あり、其師とする所の朱舜水七十の賀には、之を後樂園に召して、錦帛白金幣帛几杖明酒鮮魚を賜ひ、其徳を稱せらるゝの類、なほ多し、因に云、公

嘗て學校を建るの意あり、延寶中神田の別庄に、假りに大成殿を設け、家臣を擇み、舜水に就て釋奠及祠堂墓祭の禮を習はしめ、且梓人一命し、舜水の指揮に従ひ、關里の制に模倣し、門墻器物に至るまで、盡く之を造らしむ、舜水の死するや、公歎して曰、舜水死しては、世に學者ありとも覺へず、舜水こそ眞一經濟の學問なり、たとへば、今廣莫無人の野にて、都邑を一つ興起せんとするには、士農工商のことに通したらんもの、さまざま、集めすは、成就し難し、如何様の賢哲ありとも、一人にて萬事を備へたらん人はあるまじ、先生一人おはさは、恐らくは不足なく、都邑成就すべし、詩書禮樂より、田畠の作りやう、家屋造作、及酒食鹽醬のことにても、細密に極めたる人也、此人さへあらば、人間の所作に於て、不足なく教導すること、心やすしと仰せられしこともみゆたり。

先代より水戸東照宮の祭儀には、僧徒之に與ること、日光東照宮の

例の如くなりしを烈公の時には、盡く唯一の神道に改め、靜吉田二社の神官をして、専ら其祭祀に與らしめしこと、次に云を見るべし、また南朝に仕へて功ありし那珂彦五郎通辰本國の金砂山に戦ひ負け、三十餘人同じ枕に腹きりける遺跡、今久慈郡増井村正宗寺に其墓あることをさかせ給ひ、楠子の忠は人みな知る所なり、小民も卑賤の人も、王事に死たる志は、同じかるべし、其志を後世に残し置たしとの仰にて、豊田亮に碑文を命せしかば、國事多難の折柄、遂に其の事を得果さざりしかば、其旨意のある處、全く符節を合するが如し、また好文亭を作り、西は筑波の峯、東は仙湖より磯邊の松原まで見渡され、景色甚佳也、藩士一瓢を携へて此に吟咏する者の爲に、書冊を設け置きて、其詩歌を記すべくものし給ひ、或は樂器を置き、圍碁の具をも備へて、游賞を恣にせしめ、老人の樂み壯士の慰み所にせらる、其園を各て偕樂と云、民と樂を同ふる所以也、あるときは

士族より郷村の男女老人を召して、酒菓を賜はり、又縮緬の羽織を給はる、すべて節儉を好み給ふことなるに、老人をかへ惠ませ給ふこと、實に養老の義にて、是亦義公老を敬するの道にひとし

以上今井惟典筆記による

當時の人佛法に溺れて、敬神の事を知らず、公ことよ於て延喜式神名帳にのする常陸吉田神社靜神社を修造し、社僧を廢して神官を置き、祭奠を定め、樂器神寶を納め、又稻田神社の衰頽を痛みて、種々の物を寄進し、領内の淫祠三千八十八を除て、正しき神社をは修覆を加へ、新地の寺院九百九十七を除きて、破戒の僧三百四十四を諭して、平民としたるは、正道を掲げて、邪説を排したるなり、

義公の時、吉田靜など云る名神にも、いつの頃よりか佛寺のつさまとひてありしを、寺を遠ざけ僧をはらひ、宮社すがしく正しき神道をもて齋ひ奉り、一郷一社と云ことを定めて、一村の鎮守とし、

國中の民一とすちに神を尊ひて、直なる道に従はしめんことを計り給ひしが、百年餘の間に、正しき神を尊む人よりも、故なき淫祠なを祈る者多く、僧徒の行ひは日々に悪しくなり行て、政の妨げになりければ、中納言の君に至りて、又西山の君の志をつがせ玉ひ、破戒不如法の僧徒は、うれは、是を沙汰し玉ひ、古寺の破れを造修むべき便りなきをは、是を毀ち、或は同じ宗門の寺所々にあるを合せて一つになし、一向門徒の妻子ありて、民に歸らんと願ふ者をは、夫れくは許し玉ひ、正しき神社の衰へぬるをは、是彼と其故由を正して、之を助け起し玉ふ、中にも常磐山なる東照宮の原廟は、國中の人尤も尊敬し奉るべき理りなるに、其別當と云る法師、いつも江戸にありて賤しき僧徒等仕奉りなは、不如法の事のみありて、神威を汚し奉り、自ら人の崇敬薄くなり行ん事を歎き玉ひ、其別當職を止め、賤しき僧徒等宮の廟當りに住しを、残りなく拂ひ、領中にて諸人の

貴びぬる社家二人を撰みて、奉仕職を命せり、其他數多の社人に命じて、遷宮の式を行ひ、年々の祭儀に至る迄、都て清潔嚴重に改正せり、此遷宮の時は、君齊明盛服し給ひて、日蔭の蔓をかけ、忌衣を襲ひ、宮廟に詣りて御自ら神事を行ひ、神官祝詞を讀み、伶人樂を奏し、其様古雅清潔にしてしかも、嚴重端莊なること、言葉に盡し難し、斯くありてこそ、神威もいと尊かるらめと、心をさもものさへ感じあへり、さて宮廟の奉仕職に、社家を仰せぬれども、其祭主は君自らものし給ふ思召なりき、又領中村々の鎮守に氏子帳と云ふものを作らしめ、國中の人皆神の氏子に漏るゝことなく、冠婚死徒の類、必ず鎮守に告ぬること定め給ひき常陸世には公の佛法を嫌ひ給ふを以て、私情に起りしならんを思ふ類もありて、佛寺の改正をあしき様に云ふ學者の僻説も聞ゆれど、是一己の私情を以てせるよあらず、天下の上より見を起されし御事なり、其は公の論に、王室家は、すべ

て古昔に復せん事を思ひ、又左なき者は、王室家を悪みて、さまざまの説を云處、復古するは、君臣の大義に似たれど、文武一致の難きが故に、盡く復古する時は、必ず文に過きて、武衰へ、又々天下の難事起ること、鏡に掛て見るが如し、左る時は、反て 天皇の御危難をも引出るの害あり、將軍にして天下の政をあつかり給ふときは、將軍の權ある様なれども、悪しければ將軍をうらみて、天皇を怨むる者なれば、是 王室の全き所以と云へし、されば我東照宮の明智にましく、しも、天下の政務を復古し給はぬは、御深慮と云べし、依ては王室家のものも、此處を發明すべきこと也、王室を初、親攝公家に至るまでも、安樂にして古實を守り、美麗にして文道能備はらば、よきこと也、將軍家初、武士たらん者は、質素を守り、武道手厚、訓練能整、其領國の人民を安ずる時は、他事なきことなり、されば、東照宮の深慮尤の御事なり、然る所、中世以來、天下萬民困窮、田畑も荒、山林も淺

間に成行は、手足を不勞して今日を營む者多、尙遊民の僧侶等は如以前大伽藍修復すれば、次第に天下の財用は乏く、物價は上り、我天皇の大内裏さへも出來ぬは、嘆かしきことならずや、大内裏はなくても、今御事かひよはならずと云人も有べけれ共、一天下の君の大内裏なくて濟程ならば、夷狄の佛像入置大伽藍は、尙なくてもよきこと也、たとへ釋迦藥師等の佛像に、利生有之にもせよ、伽藍の大小には寄まじき事にて、佛像入置小屋たにあらは、足ぬべきこと也、皆大伽藍を作るより、總て大壯に見するは、見せかけにて、愚醫の門がまへを立派にして人を欺き、藥取を求と、同様なり、右様の寺々日本國中に繁茂すれば、何程將軍家にて質素儉約の政を示し給へども、不行届、無己惡政とは知られながら、近來金銀吹かへ等迄に至り、益物價は引上りたれども、昔の御見通しにて、公家武家を不論、天下下々迄の大難義とはなれり、され共武家は二百年來干戈戰爭の事

なければ、難義とも難言所あれ共、公家の義は、天正の頃より今とて
も同斷なれば、只物價の上騰したる爲めに、難義するは、實に氣之毒
なること也、王室家を惡む者も、亦此所を發明すべき事也、されども
將軍家にて、御入用多、吹かへせしめてたにたらはぬ御時節、親攝初、
公家迄潤ふ様に被成兼るは、指見ゆ也、乍去人々勝手難義する時は、
公家も文道を廢し、小給の公家は、手仕事等して、今日を營様に成故、
自ら心もいやしく成行、中には人道に違へることも出來間敷者に
もあらず、我家職を忘るゝ程の心に成行は、自ら人道に違へること
も出來間敷者にあらず、人道に違へるは、不相濟事なれども、其本を
いはゞ、勝手に窮迫するより、心まで賤しく成、心いやしく成が故に、
違ふことも出来る者也、第一 天皇の御側近く勤る者、左様相成て
は、不相濟事なれども、其本を直さばして、道に違ふ者のみ咎る時は、
おとし穴を設るにひとし、されば神祖の御代より見る時は、物價二

三倍も高直になりたれば、親攝を初、夫々の祿を加増して、神祖の御
時代の節に協ふ様にして、文道を勵む様になし、又告朔の餼羊にひ
としく、少々たりとも、位田職田等の御設有るは、可然御事なれども、
前に云ふ如く、日本國中出家の害により、天下窮迫、將軍家にも御勝
手御不足にて、吹替に至程なれば、可出やうもなし、依てつらつら考
に、宮門跡を初、夫々に御歸俗とし、又御歸俗の上には、夫々御祿を定
め、親攝方を初、足はぬ處をは足し候様する時は、親攝御初、公家共迄、
格別の潤にも可相成也、其餘を以て補は、將軍家の御益も出れば、御
武備も御手厚く可相成、大小名も領國領分知行の寺々に、餘地等を
減じ、収納せは、少は武備の手當も厚可相成、以來伽藍の手入等なく
は、山林も年まし繁茂すべく、民間も僧侶の害を失ひ、大幸なるべし、
大仁政といふは、己一人を思ふにあらず、たとへ己の方少々は減る
共、一體の潤となり、今上の御爲、將軍家初の爲、天下の爲になる所

を以、大仁政とはいふ也、こゝに四親王御攝家は三千石、華族大臣諸公家は千三百五十石より高下を立、祿制を定め給ふべき由を云へり、今略之。云々、右様なし給はんには、此世態とても、成ぬ事は有間敷事也、輪王寺の宮を初、王孫にましましなから、異端の道を學ひ給ひ、御剃髮にて、夷狄の服をかけられ、夷狄の像を本尊として拜したまひ、僞を以て天下の人民を惑し、金銀を貪り給ふこと、天照大神御初神靈に叶ふべき哉、譯もなき御事ならずや、されば法親王初、不殘御歸俗にて、法親王は准攝親王と唱へ、其祿千石つゝ付給ひて、四親王の御連枝となし給ひ、攝家門跡は歸俗せしめて、准攝家と唱へ云々、こゝにもそれく、となし給ふがよき御事也、又天下の害になる僧侶も除の祿制を云り、となし給ふときは、獨り怠ることもならず、何れも文道勵むべきこと也、一體御所へ穢しき異端の坊主杯、近くべき筈にあらざれども、推古天皇女帝なれば、佛道を眞の道と思ひあやまり給ふより始りて、聖武帝孝謙帝の頃より盛になりたる事也、總て狐狸

出家の類は、正論の者は、欺かれぬ故、婦女子より取入事は、貴賤にはよるべからず、右の論は、暫さし置き、異端の道にて穢るゝが故に、御神事の節は、今も出家を御所へは入給はぬ御事なるに、仕來りとは乍云、今上帝は、則天照大神の御血統にて、則生神なれば、常々御所へ穢しき出家を入給ふは、不祥なる事なれ共、宮寺を初め、貴人の捨所なれば、出家は御所へ不入時は、御一生御目見も不相成姿なれば、常には無御據、御入に相成れ共、御所には内侍所も有之は、前に記る如く、御歸俗に相成時は、外に入べき出家なければ、御所内も益清淨にして、天照皇大神御初の神慮には、可協御事也、扱又御所の御爲を初、公邊御爲、大小名より下々の爲に相成事は、東照宮の尊慮にも可叶御事にて、於今上もなされずんは有可らず、於將軍家もなされずんは有べからず、出家初も日本へ生れ出たる上は、御所公邊を初、國主領主等より下々の爲に相成義は、勘辨せずんは有べか

らず、こゝに坊頭共を百姓にするの説あり是迄は宗旨改を以て、人別をも知ることなるが、何經文にも人別を改むるが爲に、佛を信心する事もあるまじき事にて、たとひありとも、以來神國の義は、氏子改にするときは、何の指支も有之間敷也、我神國に生れながら、神國の道にたがひ、且手足をも不勞して、口先にて人を欺き、居ながら金穀をかすめ取、釋迦達摩等の主意にうむき、樹下石上の意をわすれ、民の艱難辛苦して作り出せる米穀を、飽まで食ひ、外へは一食二食など云て、聞へよき様なれども、三度の食をため食して、二度に食ふと云迄なり、夫のみならず、衣裳の奢をなし、又下様の出家は勿論、内々に肉食妻帶なきはなく、又婦人をおきて、我子を人の子の如くして、其寺を相續するもありと聞、云々只頭をまるめ、夷狄の服を着し、偽を以人民の金錢を貪る計りが、出家の様にて、ていのよき盜賊也、さて其寺院といへば、埒もなく、莊大の伽藍を造り、夫が爲に山林も淺間になり行、川々も

埋り、天下困窮すること也、云々、僧侶あるが故に、萬民より寺々へど、夫々貢すれば、主君二重に持が如き故、民窮迫する筈也、我東照宮切支丹を防がん爲、蛇の道は蛇が知る故なれば、諸宗を用給ふも、一時の御良策にて、奉感服御事なれども、是等は則東門跡を立給ふの御主意と同斷たるべき事也、乍然つらく考るに、一時の御良策は、一時の事にて、今と成ては八宗共に、切支丹の術拙と云迄にて、異端なれば、止給ふが至當の御事にて、一時の御良策を萬代不易持張給ふべきことにはあらず、東照宮いまし給はゞ、今迄には止給ふべし、人本朝に生れ出ては、我神國の道を學び、今上を奉仰、將軍家に順ひ、此神州を萬々代迄も安國と守らすんはあるべからず、されは將軍家にて、台徳公御代、天海坊主の邪智に心付給はず、宮門跡を彼の附弟として、關東に置時は、萬一非常の事ありても、日光の宮を以て、今上と定る時は、朝敵にはならぬよしを主張したるを、時の

執政共愚昧なりや、但しは天海坊主の悪才にて、文を廻し辯を振たるにや、成就したれとも、予今是を思ふに、全く天海邪智にて、日光の宮を附弟とし置、萬一の節、今上とならんには、已師祖のこと故、尊はれんと、深遠に思ひたくみたる者なるべし、されとも、予つらく思ふに、日光の宮を、今上と定めて、今上に弓を引者あらば、日光の宮ぐるめ、朝敵なれば、有志の武士誰かかゝる叛逆の人に組すべき、其上宮家にて、今上へ弓を引くべくは、其連枝く三家共へも弓を引くべし、況んや他大小名に於てをや、如此は大亂の道と云べし、其大亂の道たるべきを常々設置給ふを、正道とは云べからず、さて正道になきことならば、止給ふべき御事ならずや、扱又非常の節、今上とし給ふ義御用なくは、何程我東照宮尊くましますとも、我主君の家を坊主となし、異狄の服をかけしめ、堂守とし玉ふは如何なれば、止給ひて、東照宮の遺言の如く、日光も唯一に祭給ひ、御直に被

仰付たることなれば、榊原と定玉ふが、神慮にも協ひ玉ふべき御事也、大極論の大とあるを以て、思ひ辨ふべし、世の學者と云ふ者も、多くは淺薄の見識にて、今日美術學なぞ云こと流行する上より云ふときは、佛事あるを以て美術あり、美術あるにより、日本尊ふとし、日本の尊きを、萬國に示すは、此佛寺なり、然れば佛寺あらずんば、美術なく、美術なければ、日本尊からじなぞ云、愚俗を欺くの説も起るべけれど、天地の大道より見を起すときは、決して左様のものにあらず、日本あるが故に佛寺あり、佛寺あるが故に、美術も存するにて、其の根元は萬古一系の、天子にはしまして、古風を棄玉はず、風俗淳樸なり、風俗淳樸なるが故に、善惡ともに保存するの勢なり、是れ佛寺に古來の美術が存せるの譯なり、美術あるが故に、日本貴く、それが爲に、世界に稱せらるゝにあらざるを、然思ふはみな例の狹隘なるの見識なり、伊藤氏の言に、聖人は天下上より道を見る、

佛老は一身上より道を求む、是異端たる所以なり、今の美術を以て、日本の光輝をますなき思へるは、悪きことにはあらざれども、亦小道にすぎざる也、これ等の事を大きくさわくよりは、神聖の彝訓を奉じて、天地の大道に本つき、無用の佛法を破滅し、無用の費用を省き、大に天下不可欠の大費用に供すべきこと也、況んや耶蘇の徒、基督の流、異端邪説大に民害をなすもの、防禦せずはある可らず、驅逐せずんばある可らざるものあるに於てをや。

公少壯より老に至るまで、毎年正月元日に直垂を着し、早朝に京都の方に向て遙拜し、我主君は天子なり、今の將軍は我宗室なれば、思ひ違ふまじきなりと、近臣に諭され、年々勅使下る時、邸中に來らるるを、使者もて報禮あるを不禮なりとて、自ら勅使の邸に往き給ひ、又山陵の荒廢を歎きて、神武陵を修復せんことを計り、朝に請て之を修むるの志ありき、また大風地震の時は、使を日光神廟に遣して、安居

を問ひ、東叡山増上寺また水戸の祖廟、瑞龍の墓所へも、使を遣され、精進の節は、一汁一菜の麁食にて、酒壺を封し、詩歌をもせられず、年忌忌月には、一七日或は三日の潔齋をなし、歸國の時は、しほしも休みまさず、廟參をしたる類、王室を尊とみ、祖宗を敬ふなり。

この正月元旦の京都遙拜と、勅使報禮は、水戸家代々相傳へて、今にかはることなし、毎年三月勅使江戸へ下向の節、御城對顔終りて、御三家へも御出、天子より御太刀下さる、勅使退去の後、御家老を御禮使に遣さるゝは、三家の恒例なり、然るに義公仰に、官位を拜任仕るものは、上京參内なくてはある可らず、況や勅使私宅へ參られ、御太刀頂戴仕候を、使者を以て御禮申すは、不敬の至りなり、尾州紀州は同心なくとも、此は大義にかゝること故、吾は向後定格を破るとも、其度毎に御禮に出つべしとのことなりき、西山遺事予之を友人渡井量藏に聞く、量藏烈公の駒籠に幽閉せられし時、左

右に親近しけるに、每朝公正服して、縁側に出給ひ、西方に向ひ、幾度となく肅拜し、何か口になへ給ふ様にてありしこと、數刻なり、其間左右の人も、皆一同に手をつきて危坐す、其度ことに足しびるゝことなり、又公の坐右に佩刀を置く、刀の置きさま斜にまがりある故、眞直に正しく直しれくに、必ずまけて御直しある故、いかなることと思ひしが、今思ふに、佩刀の先き西に向ふを以て、京都を憚り給ふ御心にて、必ず直しれかれしならんと云り、其朝廷に敬事するの心、念々忘れ給はざること、此の如し。

山陵修復のことは、元祿七年のことにて、其臣森尙謙に命じて、其文を書しめ給へり、其文に云、恭惟吾朝 天孫之正統、自 神武天皇至今上一百十四世、二千三百五十餘年、皇胤相繼、寶祚永保、可謂功德過於三五矣、所恨綿邈之間、陵墓或失、其地舊史所錄、難推求焉、吾朝古先哲王、邦有大事、必告祖考山陵、事之如生、祭之如在、遣使奉幣、置陵戶守之、每

年修理其兆域垣溝、故明德昭々、峻極于天、夫 神武天皇開吾大八洲、殄盡兇徒、創造洪基、其功德巍巍、萬世仰之、宜彌敬其廟、彌嚴其祭、光被威靈於億兆者也、夫上報本追遠之典、未全、則下亦放之、有甚焉者、在昔平清盛當祭其所、出桓武天皇子葛原親王、而何致敬嚴、島明神源賴朝當祭其所、出清和天皇子桃園親王、而何厚信、鶴岡八幡、噫、二子不學之失、延及後世、不辨尊始祖之道、不及藤氏奉崇春日談山之爲、得道也遠矣、且應神天皇者、自宇佐託宣、禦醜類之窺、爾後置宇佐使奉承神勅、其功可與天智天皇討賊撥亂、同奉稱者歟、而源賴信及義家、仰以爲軍神、未詳其義、若論軍神、在古軍帥道、臣命及大將軍、日本武尊耳、凡厥流弊、因襲不改、蓋以其初尊祖之教、有所未備歟、願 神武天皇神殿宏麗、盡美、而又修天智天皇廟、侔壯大於 應神天皇宮、可謂盛德大業、其至者矣、世人知拜 神祖天照大神、而不知拜 帝祖神武天皇、知敬近世之陵墓、而不知敬先王之山陵、夫繼絕興廢、聖賢所褒、伏望追尊 大祖、祭其所祭、追求諸陵、修其可修、示

孝於万世、知報本之道、垂教於不朽、致追遠之誠、謹言とあれども、時世不可なることありしと見ゆて、遂に之を上らずして止みにけるは、遺憾とも遺憾と云へし、

これ公の嫌をうけて、大學を講せし同年なれば、それ等の事を以て、止みたるにもやあらん、而るに烈公にも、神武陵修復の議ありて、幕府老中大久保加賀守に書を贈て、之を論ず、其文に云、拙者如き者にては、申も憚多候へども、御當家御至徳之儀にて、三分天下有其二、以服事殷と申處には無之、日本國中誰有て、將軍家の御下知を受不申人は、一人も無之候所、悉く、天朝を御尊敬被遊、鎌倉室町等とは、格別之御儀に被爲在候故、御武運益御長久にて、二百餘年の太平を被爲保候段、實は偶然ならざる御儀奉存候、るもく、神武天皇は、人皇第一の太祖にましく候へば、凡神國に生候人は、誰迎も尊敬可致段は、勿論の義、且源平其外皇別の姓氏は、皆親王諸王より出、其

欠

MISSING

にいたし、家老御宅へ差出候共可致候、不宣、九月十三日、二白、公邊にて被遊候へば、兎かろ無之候へ共、御故障之儀も不辨候故、強て不申、又拙者より願候て、其義公邊より京へ御申越に相成候上にて、被命候はゞ、天下晴て出来候故、難有事に候、又拙者より願候ても、公邊より事を御起被遊候様にては、不宣と申事に候はゞ、拙者義幼年より川道の事を好み、且日本史杯も拙家にて出来候事故、右のかどを以て、拙者より關白へ申遣、京より拙者へ被仰付候様、表向公邊へ被仰越候ても、難有事に候、又公邊にては、一圓御存不被遊方と申事に候はゞ、内々關白より 觀慮うかゞひ候上、御修復いたし候ても、よろしく、此所は何れにても、出来さへいたし候はゞ、上の御武運長久の御爲は、可相成と存候故、何れとも御差圖有之様致度、くれぐれ御たのみ申候也、かく申遣されしに、加賀守より享保度の文を抄し、日光御門主とは違ひ候といへども、山陵には御手を深く附られさ

る御深意なれば、此事仰せ立らるゝとも、相整ふべきにあらずとて、左の文を致せり、享保四年、要用の所書拔、桓武天皇、伏見谷村の邊に有之候陵、只今迄之通にては、永々荒行、雜人等入込、穢敷まかり成候に付、陵廻り一二町斗も、山門へ御付候はゞ、垣もても圍ひ、未には小庵にて建、陵守をも被附置度、御門主思召候由、御申越候、何も遂相談候處、箇様の品相濟候ては、外に障儀多、寺社等之儀は、新規願候品、難取上事に付、御門主御領に候得共、此儀は決而難成筋に候間、可有御心得候、所司代松平伊賀守宛、連名とありしにより、又烈公より加賀守に遣されし書あり云、畝傍山陵の事に付、九月中内より御問合せ申候處、委細御取調の上、追而御左右も可有之、尙又此度享保年中、の類例御書拔御示に預り、御繁多中、每度御面倒相懸、氣之毒千萬奉存候、右事柄不容易段は、勿論候へ共、御左右如何可有之哉と、且は樂み且は心配いたし居候折柄故、早速御書拔の意味をも相考候處、

欠

MISSING

かや、万々年の後、遠く慮るべきは、外患と内憂との二つに可有之、外患は夷狄のこと、故、姑くさし置、内憂は諸侯歟、流民歟の二つに可有之候、扱諸候にても、流民にても、京都をたてに取候は、前車の轍と存候、御當代の儀は、各別之御儀故、如何なる奸賊有之候とて、京都にてはゆめゆめ御動きは有之間敷候へ共、此上にも、太祖の御祠、唐等此方より御世話被爲在候へば、猶更磐石の御勢に可有之、御武運御長久、是に過候儀は有之間敷と存候、是等の儀、容易に申兼候筋に候へ共、全く無伏藏御相談申候也、仍ては右の處をも深謀遠慮被爲在、此方より其儀を御起し被遊候て、ますます御至徳相あらはれ可申哉、然る所何程心付候とて、平人の身分にては、申立兼、たごひ申立候、迎も、亂民の御見通しに可相成、又大名には心付候人も少く可有之、心付候とて、御譜代の外にては、申立兼候筋、幸ひ不肖の拙者心付、足下にて樞機の任に御當りの折柄、建白いたし不申候て

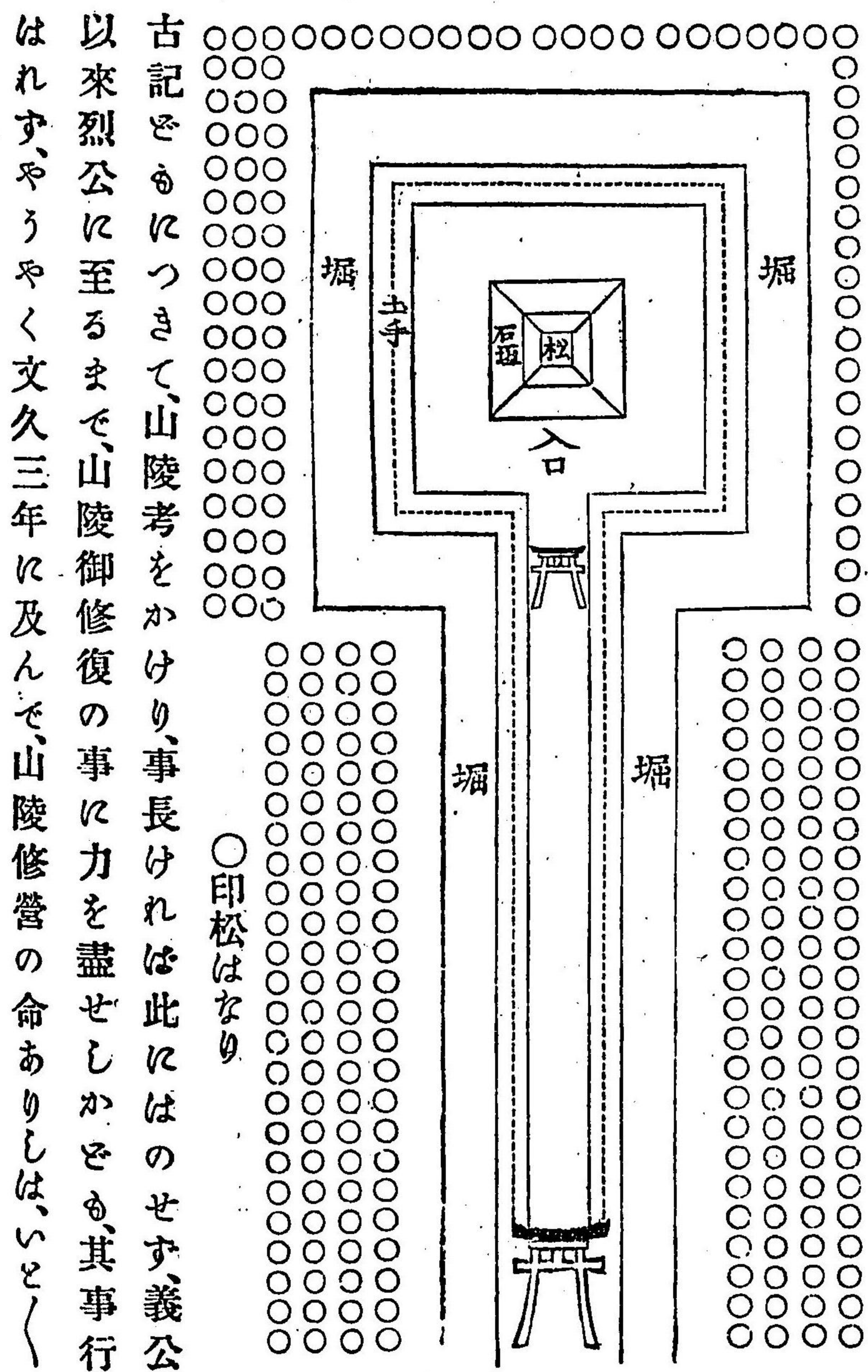
は、永々不叶事と存候故、内々御問合申候事に候へ共、前條の如く、何歟御深意被爲在候所へ、唐突申立、萬一普通の王室家の御見通しも相成候ては、兼々悪み居候道へ、自分陥り候も同様にて、迷惑千萬候處、御蔭にて薄々御摸様も相分り候段は、實に致大慶扱右の御摸様にては、此上如何程厚く存入候とても、所詮御六ヶ敷可有之、猶更彼是いたし居候内、最早御厄年も被爲明候へば、當年發願之事、追て申立候ては、取締ひの様相成、かた／＼愚存も空しく相成候儀と、遺憾不少、茫然といたし居候事に候、仍ては何とも重々の御面倒には候へ共、右の意味、今一應御推察之上、此振も有之候は、萬一整も可致との時宜、御示諭有之候は、相成間敷哉、其上よて整不申候は、人事を盡して、天命を待とやらん、少しも遺憾無之候、折角事情御示諭有之候を、又々御すがり申は、あまり事の辨も無之様よて、重氣之毒いたし候へ共、何分御推恕有之様致度候、不具、十一月十七

日。本文相認致一閱候處、肝要之事書落候故、又々別紙を以申進候。一山陵之儀、拙家にて引受候云云は、御示諭之通り御尤至極奉存候、右は年來是迄の姿にて被差置候御儀は、何歟御故障の筋も難計、もし拙家より願出候は、可然歟と存候故、及御相談候事に候處、公邊にて被遊候事に候は、恐悅無此上奉存候。一差出間敷申分は候へ共、御入用の儀は、三家始御普代の者へ高掛に被遊候て可然御事の様存候、是上の御入費を厭ひ候には無之、右様相成候へば、本文士民は領主を尊び、領主は公邊を尊敬奉り候意味にも、叶ひ可申哉。一畝傍山陵之義、今は其地も不詳候を、御定め相成候も如何之様に候へ共、古圖舊記等御糺之上、尙又九重之進止により、御決定に相成候は、異議有之間敷、夫以如何どの御事に候は、一二ヶ所山陵の申傳等有之疑はしき地へ、一通り御圍にても御出來、碑碣等にて其四至を表し、扱神武田邊可然地へ、宮庶御創建被遊候は、猶以恐悅

奉存候。右等之趣了簡違ひも可有之候へ共、宜御推察御周旋致度候中も恐多候へ共、東叡山等御建、其外萬事深遠の意味、一つとして御手ぬけ不被爲在候故、此大平を被爲保候御義と存候、三代將軍様より此方追々世中に著述の書も出來、順て人氣も其頃とは色々に移りかはり候事故、申さば百年以前には、左のみ無之事も、今は御手の届候たけは、幾重にも御ぬけめ無之様いたし度候、萬々年の末迄、事起り不申様にと存候は、臣子の至願に候、山陵等の儀、上より御手始め被遊候へは、夫たけ御つよみに相成候段は、本文之通と存候、其上應神帝石清水、鶴岡、其外諸國にも祠唐有之候て、上にも格別の御尊敬と存候得は、深く御手を不被付候、御深意も、乍恐事にもより候半歟、もし武神の譯にも候はゞ、神武帝にこれ候武神は有之間敷哉、しきりに愚説を張候様にて、如何敷候得共、右之事御手始めも被遊候はゞ、實に千古の盛事と存候故、不可言の事迄、無伏藏申過し候、勿

々火中、とみわたり、かく懇切に山陵を修復し、朝廷を尊崇し、勤王家の口實とせられざらんことを計られしかと、老中の議、之を排して用ゐず、されども公には猶撓みたまはず、修復の命あらん時には、かくもあらん歟との經畫ありて、三段は石垣を築き、廻りに土手を作り、其上に忌垣を設け、正面入口の道路を除きて濠をめぐらし、入口に鳥居を建て、其前面の入口にも鳥居を建て、其濠外の四方に松樹を植んとて、圖を作れり、

これに事書をうへて、山陵は、下の石垣は四方十間、四方位、高さは三丈位、中上の石垣は、下の石垣より可然作る、三段の上へは、松を殖る、山陵廻り土手の上へは、忌垣を可作、入口と認所は、忌垣へ付さして開く様に可作、入口より内は、不殘石を敷可申とあり、此時家臣藤田彪、桑原信毅、川瀬好徳等をして、其地形を考へしめ給ひき、信毅は京師にあり、實歴して畝傍東北山陵考を作り、彪は其書及び



古記にもいつきて、山陵考をかけり、事長ければ此にはのせず、義公以来烈公に至るまで、山陵御修復の事に力を盡せしかども、其事行はれず、やうやく文久三年に及んで、山陵修營の命ありしは、いとく

あり難き事也。

義公の心を王室に致せしことは、決して宗家を棄て顧みざると云ふことにはあらず、當時の人、未だ君臣の大義を心得ず、唯幕府あることを知て、朝廷あることを知らず、幕府を以て君と心得る武夫悍卒ともなりし故に、其義を人に知らしめんとて、常に我主君は天子なり、今將軍は我宗室なりと仰せられしなり、さて義公の心事を察し奉るに、朝家の衰微、古に比すべきにあらず、即位の禮も大嘗の祭事も行はれず、百敷の大宮所も、僅か四丁四面に過ぎず、神武以来の山陵も荒廢して修めず、恒例の年中行事もなく、あれどもなきが如きありさまにて、外人より見るときは、山城天皇と云はかりのことなりければ、さぞかし痛憤悲歎せられしなるべきこと、平生の御事業上より見ても、然思はるゝことなり、なほ近代帝系を考るに、公の姫君は、近衛關白左大臣信尋公にて、法名 應山 後陽成院の御孫、後水尾院の皇子にて、信

尹公の養子となれり、其女即水戸光圀御簾中とあり、此姫君下向の時、大岡美濃守より女院の御所へ御對面なき方宜しからん、ありても次第なけれど、御爲めを思し召は、女院に御對顔なき様ほどの差圖ありし事、舊記に見へたれば、頗る嫌疑ありし者、と知らる、義公心を王室にいたし給へるが上に、當時關東の事を憤らせ給へる。後水尾院の御孫女を、水戸に下さるゝは、極めて故ありしならんと思ひはからる、かゝることは、是迄先輩もいはぬ所なれば、愚考のあやまりあらんもはかり難し、後人なほ深く考ふべき者也、又後西院帝には、厚く公の文學をめでもひ、備武兼文絶代名士と御賞賛あらせられければ、公にも深く感激して、後西院天皇より御宸筆を以て、公の作りて奉れる鳳足硯の銘を御褒美ありし詞に、鳳足はさるあやしき器にしあらねど、故院の御硯なれをどて、端溪の秀石にもかへず、爰に宰相中將源朝臣武をそなへて文を兼、絶代の名士也、仍て命じて硯の銘をしるさしむ、文の心忠義をふくみ、言葉金玉の聲をなせり、是にむくゆるに、朕何をかせん、唯遠く此硯を傳へて、久しく此文を殘さんと云、其ことを云つたへゆく、硯の石のよはひもて、世々にのこさん、言の葉をこれ、この御文中に、備武兼文絶代之名士の御句あるを、公感佩ありて、印文とせられたりき、身雖在外、心乃王室、なご仰給ひけんこと、

推して知るべし、かゝるに合せて、世の本意を知らぬ人は、公は幕府を餘所にして、朝廷を崇む志なりと云ひ、或は三家の地位に在りて、非望の念ありしなご云俗論ありしかば、平親王の如きことをなすの意なりなご云りしこともみゆ、さるは人見雜記に、水戸義公、古今の明君なり、皇家へ政を返し奉り、大統を正す御志ましく、池田新太郎光政とは申合せ給ひし書の往來もありとぞ、渡邊昌庵云り、其後水戸出生の盲人直都が語りしは、黃門様には、平親王將門が如きおほしめたちも有りし由、國人申傳ると云り、義公の如き明君、いかぞ將門如き不臣の事、れほしめざるべき、皇代に引戻し給はんと、の御志をとり違へて、申なるべし、上とみゆたるよても、當時の事情を思ひ辨べし、明良洪範に、水戸宰相光圀卿、元祿三年隱居ありし時、中納言に任せらるべしとの御内意有しに、綱條にこゝろ官位は仰付らるべきにとて、固辭し給ふ、此時大久保加賀守申けるは、黃門御官は、御家門にては、水戸の御家

の御先途にてころ候へ、いかゞ御家に疵を付らるゝ事ある可らずと申にぞ、尤に思召とて、御請ありしと也、牧野貞成心付顔に申けるは、中將殿は、只今迄の通りに、御旗本の諸士を召寄らるゝ事は、向後遊はさるまじと云しかば、光圀卿聞給ひ、備後の守には吾家風ををは存せらるまじ、御前なれども、序で故申也、水戸の家は旗本大將軍を承り、何事も有んばは、將軍家の御名代として、再拜を手にかげ、下知を御許し故、旗本の面々常に參會し、其器量を見知ること、則御奉公也、尾州紀州と異なることは、神君以來の定なれば、今中將殿家督の後も、此格は同前たるべしと、まがしく申させ給へば、牧野も赤面して詞なかりしと也、とあるにても、幕府官吏の公を忌しこと見るべく、又常山詠草に、元祿庚午^三年のとし、中納言に任じ侍りける時、位山のほるもくるし、老の身は、ふもとの里ぞ、すみよかりける、とよみ給へる歌あり、これは御隱居の明日のことなれば、贈官同様なりとて、御悅なかりしとぞ、

亦以て公の忠義の情を伸ること能はずして、抑鬱せられし、當時の形況を察するに足れり、かゝる形勢なりければ、幕吏の嫌疑、とかく晴がたく、遽かに公を江戸に召して、大學の講義を命せられし事あり、是時公には、再び西山に歸り給ふことなり難じと思し給ひし由に見えたり、まづ武林隱見録に、水戸黃門光圀卿に、小身より御取立の御年寄八百石被下、御嫡孫菊千代中將吉孚卿へ御附被成ける藤井紋太夫は、佞惡の者なる故、我に賂致せし者には、屋敷等をも能所を與へ、我に敵對ふ器量ある者には、屋敷を召上させ、中將殿へは光圀卿此思召と申上、又光圀卿へは中將殿此思召と申上げ、御父子の間を綾つり、其上柳澤出羽守保里へも、紋太夫がゆかりの者、何者か、しれざる、容色無比の女を姪に致し、妾に出し置き、黃門卿亂心致され候と、件の女は申含め、羽州へ吹込せける、依之御城にて老中列座の節、羽州申さるゝに、氣の毒成事を出し候、水戸に於て黃門卿亂心の氣味に、申出さる、水戸は阿部

豐後守正武御手長故、豐後守申さるゝは、水戸は某請取に候へば、某不承候を、其元には御聞被成候は、某油斷に付、於水戸別條無之歟相尋候へば、替義も無之候所に、其元の御聞被成候は、定て慥成義にて可有御座候、如何様の手筋にて御聞被成候哉と、席を誥めかけ被申云々、又尋出録には、柳澤嫡子伊勢守御胤の由申觸し、天下の主とせんと計り、兎角水戸の御隠居西山公を恐れ、何と無き者にせんと工夫をめぐらし、水戸の御用人藤井紋太夫と云邪慾者をたぶらかし、我望も隨ひなは、後諸侯の列にも執成申さんと云ひ聞せ候へば、紋太夫早速吞込色々惡逆とも働候故、有時美濃守登城し、老中列座の席にて云々、上の録に夫より豐後守は早々宇都宮彌三郎方へ、右の趣申遣し候、光圀卿には、此とき分には御隠居して、水戸西山と云處に被爲入候所、江戸の趣、一々御聞被成、其後光圀卿仰には、久々將軍へも不謁、江戸家中へも老衰故、乍暇乞目見も可申付思召にて、阿部豐後守へ御發駕之御願御

達、早速相濟、御參府登城、綱吉公へ御謁被成候所、前々に何の被爲替候御様子も無之、將軍公より御講釋御望被成候へば、孟子梁惠王の口を御講談孟子は大學の誤りなり被成御退出被成候、其後水戸へ御發駕前、御能被仰付阿部豐後守御招、並家中諸士へも拜見可仕旨被仰出候故、早朝より何も相つめ罷有候、然處光圀卿樂屋へ被爲入、紋太夫を召、御懷中より一條の一通御出し、紋太夫へ御見せ、此條數一々返答可仕旨被仰候處、一言の御返答不申上、平伏して罷在候處を、抜打し紋太夫首を打落給ふ云々、本書事實いささか異同あれども、今は唯前後のありさまを知らしむる爲に、之を引たり、此時の事は、玄桐筆記に云處正しき也とあり、これは元祿七年甲戌卯年六十七三月四日の事なり、是亦當時幕府の嫌疑をうけられし事を知るべし、されば此時公の江戸より久慈郡村卿士大内勘衛門に賜へる御書簡に、十一日書狀令披見候、其元家内、何も無事之由満足申、我等事子今ながらへ申候、せめて存命之内、今一度西山歸申度與原文數字欠不致候様に可被成候、近頃六ヶ敷事無心申候、委細追而可

申入候以上廿日西山。大内勅衛門殿、又大内は七月八日付の御書に、我等いつをいつとなく逗留中うつらくと日を暮し申候、よもや年内は御暇被下候半と、是を命し致し候、左候は、今一度は各へも懸御目可申、と云る文を見て、公の苦心焦慮のさまを察し奉るべき也、然るを上を擧たる人見雜記の書、よも見ゆたる、平親王云々の傳記を證として、公はもとより幕府を差れきて、直ちに王室を回復するの志也、大日本史も、倒幕の旨に出でたり、と云ふに至りては、公をして王室を尊び、祖宗を敬ふの素意にたがはしむる者也、其は何を以て知ると云ふに、藤田東湖が常陸帶に、烈公の深く、義公の遺志を繼述せられしことを述べて、さて云はく、烈公の告志篇に、抑、日本は神聖の國にして、天祖天孫統を垂れ、極を建て給ひしより、このかた、明德の遠き、太陽と共に照臨ましまし、寶祚の隆なる、天壤とよも窮りなく、君臣父子の常道より、衣食住の日用に至る迄

皆是 天祖の恩賚しして、萬民永く飢寒の患を免れ、天下敢て非望の念を萌さず、難有と申も恐多き御事なり、然れども數千年の久きうちに、盛衰なきこと能はず、或は治り或は亂れ、永祿天正の間に至りて、天下の亂極まりしかば、東照宮三河に起らせられ、櫛風沐雨、辛苦艱難ましく、上は天朝を輔翼し奉り、下は諸侯を鎮撫し給ひ、二百餘年の今に至るまで、天下泰山の安さを保ち、人民塗炭の苦を免れ、生れながら太平の德澤に浴し居候は、これ亦難有御事ならずや、されば、人たる者、かりゆめにも神國の尊きゆゑんと、天祖の恩賚とを忘るべからず、又かりゆめにも、東照宮の德澤をゆるがせに心得候ては、不相濟事と存じ候、兎角善政は、上下一致して行ふ心にあらざれば、行はれざることも候間、何とぞ某と共に一致して、風俗を一新し、國家を中興し、某は各のたすけを得て、天朝公邊の御恩を報い、各に於ては、夫々其の持前を以て、不肖の我等へ精忠を盡

し、我等をして、天朝公邊之御恩にうむかしめざる様、心懸候はば、某と各の忠孝この上あるまじく候云々、扱又人々、天祖東照宮の御恩を報いんとて、悪しく心得違ひ、眼前の君父をもさし置、たゞちよ天朝公邊へ忠を盡さむと思はゞ、却て僭亂の罪のがるまじく候云々、申迄は無之候へども、天祖の恩賚にて、萬民生育至し、東照宮の德澤にて國家太平に相成、先君先祖の餘慶にて、面々祿位を保ち居候處、年を経世を歴るに従ひ、本を忘れ恩を忘れ候は、愚なる事ならずや、恐多くも、今の天朝は、まさしく天祖の日嗣に被爲渡、今の將軍は即ち東照宮の神孫に被爲在、乍不肖我等は、威公の血脉を傳へ、各々は先祖々々の家系を繼來候事に候へば、此處よくく相辨へ、天祖東照宮の御恩を報いんとならば、先君先祖の恩を報いんと心懸候外有之間敷候、先君先祖の恩を報いんとならば、眼前の君父に忠孝を盡し候外有之間敷候、萬一右之外に忠孝の道あり

といはゞ、皆是異端邪説と存候間、忠孝一致と相並べ、心得違無之様致度事に候、と在は、幕府を佐けて王室を尊ぶに外ならず、是を以て、義公深意のある所をも推測りつべし、且又烈公より書を老中大久保加賀守に贈り、山陵修復の事を問合せられし時、藤田東湖の公に申上げたる書中に、山陵御修復の儀、何より以て御武運御長久の御基にも可罷成段は、尊慮の通にて、御確論よ御座候へ共、御意味合點仕候人は、中々百人に一人も安心不仕、先づは關東の弊風にて、日光等さへ御立派に候得ば、山陵は如何様にても、嘆き候者も少き姿に御坐候、御當代の儀は、室町鎌倉と同日の論に無之段は、勿論よ御坐候得共、極内實の所を、申上候へば、矢はり鎌倉等の弊風残り居り候類も不少、第一に禁裏の御即位の節、種々の御かざり物の内に、幟様のものへ、大字にて認候文言に、可奉任承久之例者也、原本にこの傍書に、主上島流の御例とあり、○寛云上に後光明天皇の承久の事を云る條に、隱岐國と云ことあり、互に参考すべし。云々と申す文言御坐候

よし、又日光御門主を平日御手に御附け被遊、萬一の節は忽に南北朝の勢をなし候御意味、叡山へ對し、東叡山御建立、其外禁中諸法度等の意味、實に言語に絶し、嘆敷次第、右等を以て相考候へば、京所司代杯は、以心傳心の心得振、密に相傳仕候歟も難計、實意に考へつめ候へば、一日も寢席を安んじ兼候次第、恐多くも萬乘の君の御身の上を恐察仕候に、君上にて龜の間に被爲入候節杯よりも、一段御手詰の儀に可被爲在哉と、兼々窃に想像仕候次第に御坐候、夫れ故、遠くは、後鳥羽天皇御鬱憤に思召候へ共、終に關東の爲め、御手束ね被遊次には、後醍醐天皇千載の英主にましく、御中興被遊候へども、乍恐中途にて御たるみ遊され候故、御難儀のみ被遊、其後は、いよく、關東の權威のみ盛んに相成り、實は最初より更に御手を御出し不被遊候よりも、一段あしく相成候勢、何共可申様無御座候、近くは、後光明天皇英明被爲渡、種々格別の御事に被爲在候故、大

猷院にも餘程御氣遣に被思召候事、のよし、不幸にして、天皇御早世被遊候故、關東にては御安心被遊候得ども、實は此時に又々一段、京都の方をさびしく被遊候様にも奉存候、右の通り英明の天子様被爲在候度毎に、却て一段々々、關東の御用心は深く相成候姿、是非もなき御儀に奉存候、此處西山公には御深慮被爲在候と相見ゆ所詮力づくに被遊候へば、益々京都の御難儀に相成候故、まづ天下一統の人心を御直し被遊候半と、日本史の御目論見被爲在候歟、是はかけはなれ候事故、公儀にては御手の付け様無之、將軍傳杯は、誠に御耳のいたき事許り、御坐候得共、御當代の事には無御座候故、是れ以致方も無之、扱右日本史御開板には不相成候得共、私に天下へ流布仕候ゆへ、志ある者、一同に興仕候次第、一向に目には見ゆ不申候得共、其源は西山の學風に本づき候段、勿論と奉存候、扱其節は公邊にては、いまが京都の御用心深き折柄に御坐候故、悉く西

山公を御忌み申上候儀と相見、御隠居迄御位官無之一條にて、相分り候様奉存候、西山公には、第一 天朝の御爲め、御忠節の思召に被爲在候へども、幕府の方へは、ひたすらに京都へのみ御傾き、四方の修驗僧徒等密に御かたらひ被遊、又は快風丸杯の事、すべて京都へ御力を御合せ被遊候御道具とのみ、どれ候半歟、並々の大名にも候はゞ、餘程の御不通り、可有御坐處、御三家様ゆるまづ御任官御延引の御儀に御坐候歟、扱其後太平打續候、隨ひ、關東にて京都の御用心も次第に薄くは相成候得共、明和年中の頃、山方大貳と申す者、大罪の由にて、御仕置に相成候由、尤大貳は全くの忠臣には無御坐候へども、平人の身にて、京都を尊び候次第、悪しく心得違ひ候故にも、可有御座哉、近くは蒲生君平と申すもの、浪人の身分にて、山陵志を著述仕候段不届の由にて、既に遠島にも可相成處、君平儀西山公の御儀を以て、引事に仕り候故、御役人もあぐみ居候内、林大

學頭中へ入り、いらざる主意申立候は、學者の常と申す事に相成、御免に罷成候由、段々右等の意味を以て相考候に、京都を御用心被遊候儀、ひかし程には無御座候へども、やはり其弊風は残り居候ゆる、加州杯別段の人には御座候へ共、元來御譜代たちと申し、且所司代をも相勤候上と申し、うはべは分り候ても、君上の御深意をは吞込不申、乍去さす、がに悪しきとも申上兼候故、決て云云と申す類例をさし上げ、まづ御なきね入に仕候手段と奉存候、當時第一番の加州さへ、右の通りに御座候ては、其外は勿論の儀、たゞ上様には御厄年云云の所にて、御動き被遊候歟も難計候へ共、是以年來の御儀定を申上候はゞ、御見合に可相成候半と奉存候、左候へば、第一は幕府年來の御心得振を御直し不被遊内は、君上の御正論は、中々入り兼可申奉存候、然る處、右の意味をば、さらに御心付不被遊ふりにて、又々被仰遣候はゞ、又々何と歟、御故障を申上候のみならず、實心御忌

み申上候半も難計、何共恐懼仕候、尤天朝の爲に、御忠節を御盡し被遊、夫れにて幕府より御忌まれ被遊候、迎も、少しも御耻しき御儀は、無御坐候得共、同くはまづ機會を御待被遊候歟、又は自然と幕府にて京都を用心仕候弊風を御直し被遊候方、御手順にも可有御坐哉、西山公の節は、未だ時代わか候故、日本史位の事にて、爲御響被遊候外、有御坐間敷候得共、只今は、やはり其事をさし付け、御論じ被遊候とても御よろしく可有御坐奉存候、甚如何敷儀には御座候得共、二百餘年の太平、誰あつて幕府の命に背き候もの無之は、勿論に御座候得共、萬々年の後、憂ふべきは、外患と内亂との二つに出申間敷奉存候、外患は夷狄の事故、姑くさし置、内亂は大名歟、百姓起り立候外は有御坐間敷奉存候、扱大名にて、百姓にて、京都をたてに取候は、追々の見合せに御坐候、其時に至り、京都の御世話御十分に御届き被遊、山陵等も御修復に相成居候へば、如何なる奸賊の

者有之候ても、京都をたてに取候儀不相成、京都にて、幕府を忝く被思召候故、御動き有御座間敷、左様も相成候てこそ、尊慮の通り御當家御武運は長久の基、有此上間敷奉存候、しかし是等の意味、筆紙にはゆめゆめ、相認兼候筋に御座候へば、何程加州へ御懇意被遊候、迎も、容易に御文通には罷成兼候様奉存候、御獨語の様に御認め被遊、遠廻しよ御認め被遊候儀は、さして御六ヶ敷事にも有之間敷候へば、いづれ右様の事にて、まづ加州の腹を御直し被遊、其上にて加州も共々に尊慮を助け奉り候は、二千五百年の御間には合可申歟、もし又更に御かけはなれ被遊、たゞ後日の御響き合ひ迄に被遊候歟の二つの内と、愚慮仕候、下十一月十四日、臣彪拜上、といはれたる、一通にて、我水戸藩の天朝と幕府の中間にたちて、種々の苦心ありしことを推さは、決して幕府を疎外にするなどの意なきを知るべきことなり。

又貴となく賤となく、書籍を藏る者あれば、家士を遠國に遣し、零簡斷冊と雖も拾収し、和漢の書をあまた集められ、彰考館を設け、又天下有識士を徴して、神書歌書歴史禮典の類聚をはじめ、種々の書物を編修増補せらる、神道のことを云るは、神道集成十七卷、續神道集成十三卷あり、六國史亦古事記舊事記の校本あり、歌詞を注釋せるは、古萬葉集古事記日本記の歌を集めて、之が注釋を加へたるもの也。釋萬葉集あり、延喜以來の假名を集めたるは、扶桑拾葉集あり、朝家禮典の廢絶を憂ひて、禮儀類典五百卷あり、この總裁は、安藤爲實にて、之に屬せる考勘十五人書寫二十八人、校合十人、出納四人、檢察三人を置れたり。諸氏の系譜を集めて、祖先の出自を詳にせしは、諸家系圖纂七十餘卷あり、藩士の世系を記して、親疎の別を明にし、昭穆の序を正せるは、水府系纂あり、徳川祖宗以來の履歷世系三家三卿の本支を詳記せしは、源流綜貫あり。

斷簡零冊を集められしことは、史館舊話に、御編修の御用に付、西國筋國々古記文書等多可有之と思召に付、御尋求させ被遊度との旨、

公儀へ御願被遊、思召之通相濟、貞亨二年丑之春、佐々介五郎、丸山雲平、兩人を被仰付、四月廿六日、兩人江戸發足、山陰山陽西海北陸四道之國々、凡る五十五ヶ國を巡り、神社佛閣都鄙在々に至るまで、舊記文書末々之書付等迄、無殘所尋求、海陸一千四十餘里を經歷し、同年之冬江戸に歸り申候、元祿四年末四月、出羽奥州兩國之舊記文書、古き書付共搜索の爲、丸山雲平津輕へ湯治被仰付、各所舊跡寺社在家之舊記文書、悉く御尋求被遊候、雲平兩國之地津輕松前蝦夷境迄、四百十餘里を巡り、求得て歸申候、寛云多賀城碑のわやまりあり直見屈、委細に申上候、凡關東の諸國は申に不及、北國四國壹岐對馬に至る迄、御手の及國々は、先達て段々御搜索被遊、尙又残り候分も御座候に付、公儀へ御願被遊、佐々介三郎丸山雲平を被遣右之通御座候、凡十六ヶ國之古書舊錄、古き書付等迄、一葉片紙を不殘、悉く御手に入申候に御座候、と見ゆたり、釋萬葉集の事は、同書に義公様御壯年よ

りの思召にて、萬葉集の御注釋被遊候、最初は清水宗川、山本春正と申歌學功者の人を京より御呼下し、御賴被遊、尊慮之趣御注釋之仕形を、とくと被仰付、手傳二三人御付、江戸京橋町屋にて下組書寄等仕候内、板桓宗膽金五十兩十人扶持にて被召出、史館に於て釋萬葉御用相始り申候、又大坂今里村眞言宗妙法寺の住持契沖後隱居して圓珠菴と云と申僧、名譽成萬葉達人のよし、御聞及被遊、御招被遊候得共、達而御辭退申不參候に付、重き御合力被下、大坂へ宗膽を以御注釋御指圖被仰遣、萬葉御用御賴被遊候、此契沖大氣根者、物覺つよく、歌學の博學多識、幾人よも無之英才にて御座候間、義公様にも殊之外御感賞被遊、彌御注釋御用御賴被遊候、宗膽契沖數十年の間、精力を盡し、釋萬葉草稿二通り迄出來候得共、義公様尊慮に相叶不申、種々の御議論御指圖數多御座候而、御逝去前に、漸く一二冊成功を遂げ、入御覽候所、無殘所尊慮に相叶ひ、段々如此に御注釋仕立可申候、全部出來

候はゞ、宮様方が當時有才の御方へ御序文御賴被遊、扶桑拾葉集の通に、禁裡々御進獻可被遊と御意被遊候、其頃安藤右平京都に罷在、萬葉御用相勤候所、草稿一二冊を密々に清水谷大納言殿へ懸御目候得は、清水谷殿被仰候者、當代萬葉熟學の人、堂上にも無之候所に、此度水戸家より傳授を被得候はんとて、御悅不斜、堂上方へ御吹寵有之、遂に法皇様へ觀覽に被入候所、法皇様甚觀感被遊、未代迄の重寶不可過之候、何とぞ全部成功いたし、觀覽被遊度の由、勅諭有之、義公様至極御本望被思召、尙更無間斷出來立候様にと被仰付、其年の暮、御逝去被遊候とあり、かの契沖に萬葉代匠記をかゝしめ給へりしも、此時のことなり、此公の萬葉を好み給ひけることは、其序文に、歌の中には、わきて萬葉集をもてありびて、弓とともにとり、つるぎとひとしく身をはなちたまふ事なし、うもくふるくより此集をば、しはすの月夜見る人稀にして、たまさかに見る人も、

峰のしら雲たゞよろめなりければ、中をろ之を解くとせし者も、蛇に足を畫きて、いとゞ狐のうたがひをむすべり、此ことをよしみ給ひて、下河邊の翁長流と云もの傳へれける文ありて、よく此集を多く由を聞給ひて、是が抄つくるべき由を仰せらる云々とあるよて想ひやり奉るべし。

烈公は、尤も神を敬するの心深かりければ、なほ義公の志を繼て、敬神録を著さんことを謀り、藤田彪に其事を命せらる又耶蘇教の神州の害をなさんことを患ひて、息距篇二十餘卷を述べ、其他上古以來の古文章祝詞の類より、近世の文章に至るまで、國文を集めしは八洲文藻一百十二卷あり、又八洲文藻後編八十七冊あり、また扶桑拾葉集釋あり、言語を集めて之が注解を加へしは、倭言集成四十二冊あり、倫理を明にするを主として明倫歌集をあみ、祖宗の治國の大意を論せしは、明君一班抄あり、防海の策を論せしは山海二策あり、幕府より嫌

疑をうけしことを憤りて、ろの冤をのべしは、不愠錄あり、婦人の教戒をものせしは武家女誠あり、丙丁の厄運を論せしは、丙丁錄あり、種々の藥方を集録せしは、景山藥方あり、其文思を發せしは、景山詩文集あり、景山詠草あり、其他山海庶品、仙傳秘方、不忒雜纂、潜龍閣雜錄等の類、殫く記すること能はず、後人其書に就て推究せば、其用意の周悉と、徳業の廣大を窺ふべきに庶幾らん。

其尤大典と云べきは、大日本史なり、故に其體裁筆削みな親しく史臣と反覆商推して、至當に歸し、又其書を編する考據の書目を一々注出し、神代の事は、天神本紀と地神本紀とを作るべく、大祓の類の祝詞は、神祇または藝文の志に收むべく、齋戒鑽燧の類、火を忌むの類、異邦になき事は、禮儀志にのせ、佛教、氏族、兵馬の志、及諸年表をも草すべし、其書一出典を引注すべしとのことにて、本紀列傳の體を創め、我皇國文字ありし以來、紀傳の體例あるは、此に始るなり、さて元祿十年

に百王本紀成功あり、十三年に公七十三歳にて薨じ給ふ、此時群臣列傳草稿組成しが、校訂全からず、二十年の後、享保五年に至て、本紀七十卷、列傳一百七十卷、修史例、引用書目各一卷、總二百五十卷、繕寫功を竣て、幕府に献りき、かくて年山紀聞に、神武天皇より後小松帝まで、本紀ならびに公武諸臣の列傳を、史漢の體に撰はせたまふ、其中に神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたまへるまで、南朝を正統とし給ふなん、西山公の御決斷なりけらし、彰考館の諸儒たち、さまざま議論あり、御顔はせを犯したる輩も有しかども、これ許は、某よゆるしてよ、當時後世われを罪することをしるといへども、大義のかよる所いかんともしがたしとて、他の議論を用ひたまはず。とある皇統を正閏し、人臣を是非し、事に據て直書して諱む事なきは、尤公深意のある所なればなるべし、是史文の闕逸を歎きて、不朽の大典を作るの事也。

かよる義公の修史の大意を貫徹する事は、今日に在りて、新奇の説を出して、一世を愚弄し、忠臣義士を誹笑するが如きの、よくなす所にあらず、幕府は朝廷に説を入れて、今日は北朝の御血脉なるを、正統にあらずと云は非なり、と云ひて、實は天朝を尊崇することを忌嫌ひしなり、唯公を忌嫌ひしのみならず、當時の輿論みなかくの如きの俗論、行はれしこと、今日の状まを見て知るべし、然るに公の説の終に世に行はるゝ様よなりしは、則ち其誠心の貫徹する所、天下の人の我を罪するも此書にあり、我其衝にあたらん、天下の人の我を知るも此書にあり、我其人と、同く公正の議を執て、屈する事なからん、當時の宗室なる徳川の幕府が、いかよ云ふとも、少しも其志を折かずして、我は我たり、我が書する所の史は、神聖の彛訓よ原けり、天地の大道に倍くことなし、たとひ我を罰するものあるも、我を咨むる者あるも、決して畏れ憚ることなき也、昔し孔子の

春秋を作るや、亂臣賊子懼る、我も亦天下不臣の奴原を筆誅し、今日の王室にうむき、王室を輕蔑する者共を畏懼せしめん、たとひ今日に在りて、大將軍の權威をとるも、太政大臣の勢力即今の總理大臣に同じあるも、其行匹夫なれば、之を匹夫とし、君子ならば、之を君子とし、其爵位祿秩は天子の授る所なるも、其賞罰黜陟は、史筆の專らにする所れなば、彼れ我を如何ともすること無のみ、大史の簡、董孤の筆、人の之を曲るを許さず、と云にありける事明けし、唯君公かくの如きのみにあらず、修史にあづかる臣僚も、其心にてありける故に、遂に公の素志を貫徹せしなり、今日我輩不肖といへども、日本史編修の事にあづかる時は、決して其義を忘る可らず、是孔子春秋を作るの志なり、義公本史を修むるの深意也、世には其始末を知る者なく、俗儒曲學此を捨て彼に從ふ、林家の説や、近世某々の北朝を主として、南朝を閏位とする類の説を聞て、實に正理なりとし、終には足利尊氏

は楠正成よまされり、眞に正統の大勳臣なご思ひあやまる者なしとも云がたし、嗚呼今日の明世なほ阿部仲麿、吉備眞備なしと云べからず、余甚た之を懼る、因て世の知らざる人の爲めに、日本史の精神貫徹せし所以を舉て、苟も史臣たる者、世に阿諛す可らず、曲從す可らず、忠義慷慨、死を見て歸するが如きの氣象なくは、ある可らざること、此に示すと云、當時近衛准后より其臣進藤氏をして、安積澹泊に贈れるの書を見て、其大意を知るべし。

六月十八日之御細書、七月三日に相届、拜見仕候、先以當夏中より七月中迄、近年不覺大暑に而御座候、彌御御清福御勤仕、御家内御安全、珍重奉存候、此元兩御所御安全被爲成候、拙者儀持病不相替痛甚候而、難義は仕候得共、折々痛所やはらき申時分は、兩御所へ御呼出に而參候、准后度々其元御噂被仰出候。
一宰相様御事被仰越候、御紙面准后入御覽候所、當如此之御人品は、

有之間敷と御感被成候、日々武藝又は御學問被入御精力候由、目出度御事思召候武藝は勿論、御學問御成就被遊、西山様之御志を御繼被遊、續日本史も又々出來候に、御願思召候よし、准后仰まき打申候事は、此許にても承及候、よくの御上手にて無之ては、如此は有まじく候。

一平野源衛門序并貴公書兩通共に寫させ候て入御覽候、議論面白事に思召候、則二通共に返進仕候、日本史之事に付、林大内記殿物語之趣、准后御心得無之候、日本史 京都へ被差上候事々、大きに虚説に候、此書とも指上候得は、早速准后御聞に及申筈に候と、仰にて御座候故、拙者申上候は、中院殿へ直ま承候人有之、中院殿之側にて、本紀を一二卷見申候由、成程體成説にて候と申上候に、もし江戸より中院殿、中山殿斗へ御見せ被遊候哉、且以 觀覽

には入不申候段、准后御存被成候、准后仰まは、日本史 京都へ者不、被進候事、體成よし再三仰に候、此度大内記殿物語之趣御聞、何とも御得心不、被成候、其通りに成行候ては、昔し林春齋などへ被仰付候て、出來候本朝通鑑などの如く、さたなしに成候ては、至極御残念のよし、何とぞ此書江戸より 京都へ被進候て、世に施行せられ候様に被成度、准后思召候、日本史之凡例、本紀之末卷、且又南朝より 後小松へ正統歸申候段々論贊、神功皇后を后妃傳に被入、大友皇子を本紀に被立候段の論贊などを、密に准后へ被入御覽候様に被成度候は、御取持被成候て、京へ日本史被遣候様に、随分ならぬ迄も、御勘辨被成、此書官府へ被納候様に、可被成候、此段御家老中へ御相談被成候事は、難被成哉、御工夫可被成候、先年禮儀類典を江戸より被進候も、法皇様より公儀へ御願被成候て、被進候事に候、日本史も又此例にて、禁中より江戸

へ被仰進候はゞ、定て可被進候、公方様には記録類を御好被成候由よて、京都へも度々御尋の書共有之由に候、かやうの事を承候ては、日本史杯は、殊の外御稱美にて、世にひろく被行候様に可被遊事之所、南朝は正統よて、北朝者統にて無之、當今は正統にて無之、哉との兩傳奏衆へ高家衆を以御尋、何とも御得心無之事と、准后仰に候、林大内記殿へも御尋可有之儀に候、准后常に被仰候は、三種神器南朝に有之内は、南朝、正統、神器北朝へ歸候時は、北朝正統、是にて相濟申事に候、不及異論事と仰に候、三宅九十郎殿先年被申候者、日本史先は出來候得共、南朝を御立候故、當世に者出し難き書にて御座候、少々仕方を替候へば、當世へ何のさわりも無之様に成候へども、九十郎殿存念の様には、成り不申と被申候、林大内記殿なごも、九十郎殿存念に一同にて候哉と被存候、寛云三宅九十郎殿觀瀾は、此の如き俗見なりし故に、水戸を辭して幕府に仕へ、大に汚名をとりしなりけり、穴あさましの人や、右申進候論賛、准

后へ被入御覽候事、成候はゞ、何とぞ細に點を御付可被遣候、點付不申候本にては、よめかたく候、日本史出來候て、公義へ被上候事、京にては、もはや人々能聞傳評判仕候、とかく南北朝の事を、とやかく申候、南朝を正統に御立被遊候は、至極御尤其筈之事にて候得共、當今は北朝の御裔にて候故、此書は當世へは御出し被成候事、難成なごも申衆も、過半有之候、皆々九十郎存念と同様候、春齋の撰被申候王代一覽なごも、南朝を外に致し、北朝を立申候、定て日本史は此通りにては有之まじく候、日本史の事、准后仰之趣は、別紙申進候。

一此御返事殊之外延引に相成候、此御所忙敷事有之、准后一切御隙無之、可親申事共、相滯申て、心外に無音相過候、猶追て可得御意候、恐惶謹言。

八月十三日

奏、(花押)

安積覺兵衛様

進藤 夕翁

夕翁は、近衛准后の御家臣也、進藤大藏大輔と云隠居して、夕翁と號す、名は泰の一字なり、若し花押も名か、栗山潛鋒名の文集に、上刑部侍郎進藤君書一篇あり、近衛公の大石良雄復讎事蹟の世に明瞭ならざる事を憂ひ、忠義碑を建て、世綱民彝を扶植し、不孝不義の者をして心を憐め、行を易しめんと謀り、給へる事を載せたり、これより由て之を觀れば、近衛公の心事、平生忠義の事を好み、深く亂賊を惡み給ひし事知るべく、又進藤氏の啓沃の功もありし事、思ひやらるゝ也、かゝれば南北正閏の論に惑はずして、義公の素志を貫徹せられし者、近衛公の功巨多と謂べし、嗚呼大義名分を明にするの大日本史ありと雖も、若し赫赫たる廟堂の上に居て、至尊に親近し奉り、風教を振ひ、徳化を宣るに汲々たる、此公なからしめば、或は義公修史の志も、俗

論の爲に抑壓せられて、世に伸ることなく已みしならん、余潛鋒の文を讀て、深く斯に感ずる者あり、附て参考に備ふ。

近衛准后には、もとより義公編修の大意、神器の所在を以て正統とすることを承知せられし故に、林道春や春齋などの北朝を正統とするの非を論じ、又三宅九十郎の俗論を嫌ひ、安積覺兵衛の持論正確なるに感じたる趣にきこゆ、こは安積氏さすが老儒にて、深く義公の正閏皇統、是非人臣、輯成一家之言との御主意を守りて、其志を動さざるより、かくの如くありし也、蓋當時の情實を察するに、義公嘗て本朝通鑑吳泰伯の後なる事を御辨論ありし、其書刊行さたなしになり、世にも憚りて出さず、さて林家、大學頭と名て、幕府の學柄をとりしにより、後には大日本史進獻のことに付きて、問合することとなりしかば、此時にあたり、自家北朝を主に立てたるが如くならでは、今日の朝廷にさはりありと云ふ議を主張せしならんこと、大かた察知せらる

るなり、其議一般の俗論となり、引て近世にも及びし也、享保十六年の
 議論、其さま見たり、上に記せる進藤の書翰と合せ見るときは、思半
 一過ぎなん、我水戸舊藩の林家と種々の關係ありて、烈公の時一至り
 ても、其人々の内より、公を讒する人も出でたるは、みな學術の議論よ
 り起れることにて、多く我水戸を敵視せしに出でし事亦知るべし、
 先年大日本史柳營へ御進獻之節、禁裡へは障り御座候様に御座候、
 此段自分之間に仕、林大學頭殿へ罷越候節、承り可申旨、先日蒙仰候間、
 先日其段自分に承合候處に、年久敷事に候間、大内記へ承置可申候間、
 其内参り候様にと被申候、今日大學頭殿へ罷越申候所に、右之趣大内
 記殿へ被承置候由にて、被申候者、先年柳營へ大日本史御進獻被遊候
 砌、柳營之思召者、板行に罷成可然義かと、大内記へ御尋に御座候間、大
 内記申上候は、板行に罷成候へは、天下へ遍く罷成候御事に御座候間、
 禁裡へ御窺御座候而以後、板行に罷成可然儀と申上候に付、禁裡へ

御窺御座候、其節加納遠江守殿老中は伊賀守殿、此儀を被仰付傳奏衆
 迄申参り候所に、傳奏衆より申來候趣は、南朝を正統に御立被遊候哉、
 當今に事の外障り申儀に御座候間、板行の儀は御無用に御座候と、申
 來候、先年之始末は、如此一候間、左様に相心得可申旨、大學頭殿直に今
 日私へ被申聞候、以上、

享保十六亥十月十七日

依田喜左衛門

立蕃殿、去歲御下り之砌、我々共へ被仰聞候は、大日本史義公深き御志
 を以て、成就之書之儀、既幕府へは往年御進獻相濟候得共、禁裏へ之
 御進獻障候儀有之由にて、相濟不申候、千萬遺憾之御事に候、南朝を正
 統に御立被成候儀、相障候趣にも相聞候へ共、後小松本紀御立被
 成候へは、右之障は曾て有之間敷事に可有之候、三月中坊城殿御下向
 幸之儀に候間、備後より坊城殿へ御申達被成内々に而取持被申候様
 に御頼、禁裡進獻御調被成候様に、被成度由有之候間、内々其用意致、

日本史之内、關係多き冊爲登可然候、備牧より坊城殿へ被懸御目、件之趣御頼御覽可被成由に御座候、依之此度日本史之内三冊、則爲指登申候、外に日本史の來由書付に認、一通差添申候、次にのするもの即この一通なり、備牧へ被仰達宜様御取計可被成候、尤右の書付、於此方、立蕃殿へも懸御目候處、左大夫殿へ委細被仰遣候由、左候へは、左大夫殿へ先被仰達、其上に而備牧へ御達被成候而も可然被存候、勿論立蕃殿水戸同役へ御咄之趣に付、此御書物並書付參候由にて、備牧へ御出し被成候へは、とくと御合點之前にて、滯無之事に而候へ共、爲御心得有増申進候、以上、

二月廿九日

三人

喜左衛門殿

大日本史本紀神武至後小松七十三卷、列傳百七十卷、序目、修史例、引用書目、共に總計二百五十策、神功皇后を后妃傳に列し、大友を帝紀に立てられたる事は、主意おのゝ其論賛に相見の申候、南朝を正統に立て

られたる事、當時朝廷へさはる事の様、に議する者も可有之歟、然ども此事は、後醍醐天皇三種神器を擁し給ひ、御子孫相承、大位に據給ふ事なれば、其統を帝紀に立たれたる事、天無二日の理にて、自然の勢なり、全体大日本史の編次、南朝亡迄に限るべき事なり、然るに、後小松紀を立たれたるは、深意有之事歟、其故は神器の在所に正朔を歸せらるゝ心にて、明德三年南朝亡、神器入洛の時より、後小松に年號をかゝけ書せられたる事、南北兩朝いづれも同く神裔にて、輕重なく、神器北朝に歸したる時は、今日の天下北朝すなはち嫡統たる事、日月の如くあきらかに世にしらしめんためにて、朝廷を推尊はるゝことろなり、たゞへば、安徳天皇西海播遷の時も、正朔を安徳にかけられたり、されどもあやしみ議する者無之候、南北の間に至ては、南統相分れ、皇胤數代に及たるゆゑ、世に是非を辨別せられたるやうに議する者も可有之候歟、源平南北年月の久近は有之候へども、神器の在所

に正朝を歸せらるゝ主意は、同一揆にて御座候以上。とあり、右著述の主意を明瞭に申せしかば、朝廷にも異議あらせられず、さきに傳奏と幕府諸有司の間にて、北朝を閏位にせしと云俗論も、自ら破れて、其後六十九年文化七年、專據國史博考群書爲一大部之書、昭代之美事、堂構之業、勤勞可想との勅諭を蒙り、本史の卷頭に掲げたるが如く、義公の深意も、此に至て徹底せり、然るに俗儒曲學の徒、なほ俗論を唱へ、當今に對し恐れありとて、北朝を正統の如くに記せる書も、世にあるは、笑ふべきの甚しき也、又義公は、この日本史を國文にて人のやすらかに讀得らるべくものせんと思ひ、史臣に命じ、假名書に作りしめたる鎌足傳、今に尙存せり、されど當時古學未だ開けず、文章も漢文の直譯體にてありければ、公の意にかなはざりけん、專ら今の紀傳の體にのみなりしと見たり、今の世に當て、始めて目の覺たる如く、國文國語なご云噪ぐなれど、今より二百年前よりありて、

此に注意せられし聰明の見識、實に感服に餘りあり。

常陸帶に、義公述給へる大日本史本紀列傳は、舊くより出來て、近頃の誤りなご正し、板にもちりはめぬるに、其志類と云もの備らず、代々の君是を志し給ひて、其時々、の史臣に仰せぬれども、いと易からぬわざと云ひ、且つは是彼障ある事、杯ありて、徒らに年月を過ぎにしを、君烈公弘道館を開き給ふ後、史臣に仰せて、是を撰はしめ給ふに、其史臣も力を盡してものせしかば、三年許りが内に、半は過ぬる許りに出來けるとみわたる、又繼述の事なり、又烈公より弘道館總教佩弦青山延光に賜へる書。

○神武天皇

御諱は彦火々出見の尊と申奉る、御小名は狹野と申奉る、天祖大日尊、高天原を治め給ふ、是を天照大神と申奉、此御神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の御女栲幡千千姫を娶り給ひて、天

津彦々火瓊々杵尊を生給ふ、天祖群神等に命じ給ひて、土地を平け定給ひ、天孫を葦原の中つ國に降し居しめて、主君となし給ふ、しるしには、八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍の三種御寶物をさづけ給ひて、仰らるゝよは、豊葦原瑞穗國は朕が子孫王たるべきの地なれば、爾能治よとの仰なれば、寶祚の隆天壤と窮りなく、瓊々杵尊天の磐座を離れ給ひ、日向の高千穂の峯に降りましまし、遂吾田に至り給ひ、大山祇女、木華開やひめを娶り給ひて、彦火々出見尊を生給ふ、彦火々出見尊、海神豊玉彦の女、豊玉姫を娶給ひ、彦波瀲鷗ニギハヤヒ草葺不合尊クサツクハヒを生、瓊々杵尊より葺不合尊まで、世々天津日高の號ありしを、後世尊ミコトノササノひて皆天祖と稱奉る、天祖の御胤萬々世の末までも無窮故是を日嗣ヒコトと崇め奉るなり、上つ世の年代はるかに測り知られぬは、凡て神代と稱奉るなり、天皇は葺不合尊第四の御子にましまし、御母をば、玉依姫と申、午庚の歳に御降誕なり、物事に明達し給ひ、御意も動

なくればはします、御年十五の時、太子に立給ふ、吾平津姫を妃とし給ふ、甲寅歳、天皇御年四十五歳、高千穂宮タカチホノミヤに在、此時に西の國に神道の化をかふむると雖なも、東國は未だ神教に不服從云々、寛云以上の文は原書は平かなに認めたるなり、杯といふ風ハ認候は、女童子を初讀候故、自ら衆人本朝の尊く難有事も辨へ可申候へば、此先き天主教杯持込れ不申爲には、勿論佛法の異端をも、人みな不信様にも可相成哉と存候、日本史の漢文、神道者儒者杯へは、向可申候所、是等はたとへ日本本文なきとて、も、追々の國史等も有之、まさかに夷狄に付候様なる人は、有之間敷候へ共、出家には勿論、日蓮の如く、此國を亡候様のろひ候者有之位故、申迄は無之、下々下賤の人には、此國の學事不辨候は、非常の節は、異國へ付候も難斗候へば、武許に無之、文を以ても異端を防候様致度、夫には假名にして、廣く致し候外無之と存候、一神儒の方にては、漢文等にて全四角の文字に而認候へば、俗人女童子はよみ不申、又

佛者の方にては、學問よろしきは少く、又貪慾の爲めに衆人を多欺候が利益故、かたぐ、僻名書多候へは、中以下の人は、假名日本史をこしらへ、誰にてもよみよく分り易き様いたし、板にひて廣く出し候ては如何可有之哉、左候時は、神儒の人、又中より以上の人は、漢文の方見可申、中より以下下賤の者又は女童子は、假名の書見可申候へは、兩様にて人を教導候は、可然存候、此間中日蓮坊主の認候書、又は夫を誹候談義等見候、實に日蓮は天下に無比類の惡僧に候、依心付に任せ便、出前一片如此に認爲見申候、是は誰よても出來可申事にて、認候上にて、三輪友衛門杯へ申付候か、又は此地鶴峰か夏蔭か、誰にても假名のちがいをき様直し候へは、其分の事、本が日本史にて出來居候へは、誰にても出來可申存候、竹木會安、石等へ相談にて、可申聞候、竹木は藤田彪なり、會安は會澤安を云ひ、石は石河幹忠を云り、とあるは、又義公假名紀傳を書しめんと思したる事を知り給ひてのことにては、あらざれども、全

く符節を合するが如し、眞に奇と云ふべし、名君の天下國家を患ふるの至誠、此に至れる也。

其學識深遠、多く如此なるを以て、議論も亦正確なり、公尾紀兩公と幕府ありし時、弘文院學士林恕本朝通鑑を上り、刊行を請ふ、公數卷を翻閱し、吳大伯を神州の始祖なりと云ふに至り、大に駭きて申されけるは、此說異邦附會の説に出で、我正史よなき事なり、昔後醍醐帝の時、妖僧此說を唱へしよ、詔して其書を焚しめ給ひき、今天下文明、遙に昔に超々たるに、もし此說一たび行れなば、神州の大寶、外國の附庸とならむ、甚歎かはしき事なり、と申されけるを、尾紀二公も其議に服して、刊行を止め給へりとぞ。

この事は、寛文九年林家にて疑問を以て、其門生中に議論をかゝしめたることなるが、當時林家は、學柄を掌りて、神武は泰伯の子孫なりなき云ふことを、兼て云ひ置しものと見ら、其徒の答辨、みな我

神武は泰伯の子孫なり、或は泰伯が即 神武なりなど云ふに止れり、豈奇怪ならずや、此時の論文一卷、文苑雜纂にあり、澹伯文集に、答寒川辰清問、膳所人梅野寒川子、舉鶴峯文、集自問中數條來問、故答之。中華之書、中華云々、これはもろこし人が國の事を云るにはあちす、名分を知、かけるものと云意なるべし、我が國の事のかけるもの此類多し。或曰、本朝爲泰伯之後、然神武馭萬當周惠王、則上距泰伯可爲三四百年、而本朝之開闢自神武以前、天神地神七五之運、過億萬載、何待泰伯之來哉、如何、とあるに、答へて、異域之人、非我氣類、任其亂道、本邦之人、倡爲此說者、宜與叛臣同科、鸞峯之論、不亦差乎、往時東山僧圓月、撰日本紀、爲泰伯之後、終觸 後醍醐之震怒、而罹祖龍之烈火、譁張爲幻、王法之所必誅也、近年難波書生五井純淵、著論以爲宇宙萬國、各有其主、泰伯爲之主、是奪也、聖人豈爲之乎、亦頗剗切痛快とあり、是は早く義公辨論あり、後のことなれば、さまで珍らしきことにもあらねど、義公の辨じ給ひしは、いといと世にめづらしき痛快なることにありしならん、故に同座せられし尾張公も紀伊公

も、一言なく、幕府有司も異論なく、此書刊行す可らずと定りて、世に出すこともあらざりしなり、是れ上よ記せる近衛公の家臣進藤氏の書に、公の言をのべて、本朝通鑑の如くさたなしになりては、相成らぬと、云へりし情實を見るべし、年山紀聞に嚴有公の御治世、西山公宰相中將にものし給ひける頃、尾州侯光友、紀州侯光貞と共に、朔日年月御登城まじく、御對面御よろこび申終りて、御休所に退きたまひたる時、執政のいしく本朝通鑑全部をもたせ參られて、此書成功し侍るまじ、梓行の命を下すべきよしの御事につけて、各位へ知らせ奉るべきとの上意にさふらふと申されければ、たのしく珍重のよし、御しきたい有けり、とばかりして、西山公一二巻を電覽まじく、たれば、本朝の始祖は、吳の太伯の胤なるよし書きたるに、おどろきたまひて、うもく、これはいかなる狂惑の所爲ぞや、後漢書已下よ日本を姫姓のよししるしたるは、往昔我國亡命のもの、あるは

文盲の輩など、かしこに渡りて、杜撰の物語せしを、彼方のものはまことになんか意得て、書傳へたるなり、吾國にはおのづから日本紀古事記等の正史あり、うれにうむきて、外策妄傳によりて、神皇の統をけがさんとす、甚たかなしむべし、むかし、後醍醐帝の御時にや、魔僧ありて、此流の説を書きしをも、制禁ましく、て、其書を焚きすてられしとかや承る、かの既戸皇子の頃は、學問未熟ありしすら、日出所天子日没所皇帝とかきて、同等に抗行せられしぞかし、吳太伯の裔といはゞ、神州の大寶、長く外國の附庸をまねかれがたからん、されば此書は吾國の醜を萬代に残すと云ふべし、はやく林氏に命じて、此魔説を削り、正史のまゝに改正せらるべし、さは侍らぬかとのたまへば、尾紀の兩君も、うなづかせたまひ、執事の人にも、御確論に伏せられて、梓行をとゞめられ侍りぬ云々とあり、これよりかかる愚説は絶へたるを、近來に至り、洋學者の西洋の書籍に

沈醉するより、畏くも、我皇祖を以て東韃の人種なりなど、云ひ唱ふる者も出来る、世のさまなるにつれて、儒生學士と稱せらるゝたぐひも、務めて新奇の説を出して、世に街ひ、伊勢太神宮を輕蔑し奉るのみか、西山公の本朝通鑑の梓行を停められしことも、實はなきことなるを、公の美德をなさんとて、捏造せる説なりなど、とかく正しきことをは、排ぞけて、妖説をのみ逞うする輩の起れるは、國家の爲に慨嘆すべき極み也。

又漢唐は、有國の號なれば、万世の通稱にはあらず、震且支那と云ふは、西洋の稱なりとて嫌ふは、偏見なり、外國は外國の語にて云こと例なきに非ず、當時俗語のまゝに、我よりは云べからず、本邦帝王の都をこゝ中華とは云べけれ、外國をば中華と云がたし。

これ内外稱謂あやまるまじきことを云り、苟も内外の稱謂を誤るときは、天下の大法を紊り、國家の大體を辱しむることあり、故に國

史を編修するに就ても、官位薨卒等、たやすくすべきにあらず、日本史稿本の時、是等の議論種々ありて、史臣互に往復問難して、義公の裁定を仰ぎしことあり、佐々宗淳より、安積覺中村願言に致せる書に、先日御伺被成候、薨卒の書法の事、未だ何とも仰出無御坐候、畢竟上裁にて決定仕候事に御坐候へども、加様の事、人々意見を申、往復議論仕候て可然事と存、拙者少存寄有之候間、左に書付申候、一令の文を御改被成候、如何可有御座候やと、奉存候、令は古昔帝王の勅定、朝廷千古の恒典にて候、勿論官職等に少々の沿革は有之といへども、薨卒の稱謂に於ては、古今改革無之候故、六部の正史にも、皆々令文に據て書申候と相見申候、然所今新に異邦の史を考へ、令文の内、薨卒の稱號を御定候事、天子に非ずして禮を議する、と申す物にては有之まじく候哉、たとひ令文いかほど無稽なることにしても、其朝廷に在て、違背する事は、決して有之まじき事にて候、たと

へは姓を易へ命を改たる世になりて、前朝の史を修むる時、前朝にて定置たる稱呼を、ほしいまゝに改め、改候事は、罷成申間敷候、姓を易てさへ如此に候、況や一姓傳受、萬古不變の朝廷にて、恒典を私に改候事、大なる誤たるべく候、元史に、蒙古の國語を往々載せ申候、あれほどの大手筆の文章には、蕃夷の語を載せ候事、稻莠混糅、金沙乱雜の様にて、さぞいやなる事にて可有之候へども、夷語を載せざれば、實録に非る故、載申候と見申候、兎角毎事ありのまゝに、毛頭偽飾無之候事、史法たるべくと存候、上古より稱し來り候事を、今改申候は、實録に無之候、悉く異邦の史の如くに書申たさとして、國體をつくりかへねはなり不申候、朝廷の恒典を私に改め申候と、異邦の史法に合ひ不申候とは、いづれを輕重となすべきや、不言してしれたる事にて候、一无官の人に傳を立て、其人の傳に命終を死と書候ては、傳を立てたる規模無之との事、此段一圓曉得不仕候、いかに

無官の人なりとも、絶代の功業徳行有之人は、傳を立申候、道理至極仕候、さありとて、無官の人を官人の様に、死を卒と稱しては、誤たるべし、无官无位にて、命終を死と書し候程の人、大官顯職の人と同く、名を青史に留る事は、大なる榮にて候、死と書たるとても、其人の功業は一毫一髪も損減すべからず、虞人を招くに旌を以すれば、虞人いたらず、虞人は一介の賤士、大夫のまねきを以て招かば、虞人一旦の榮たるべし、然れども、此虞人庸流に非るゆゑ、中々招に應せず、しかれば、傳を立られたる无官の人、其傳に於て官人のごとくに稱呼せば、是虞人を招くに旌を以するなり、傳を立られたる无官の人に、虞氏が志の如くなるものあらば、泉下に於て、榮とはせずして、却て辱とすべし、又官女或は三公の子に、官位分明ならざる人有之、是を死と書する事、いかゞとの事、官位分明ならざるは、史の闕文、今何ともすべき様無之候、官女又は三公の末子とて、官の崇庠しれざる

時は、死と書より外の事は、有之間敷候、是は其事わりを凡例に書て、事すみ可申候、畢竟、朝廷の恒典を私に改ると、古の稱呼を改て實録の體に違ふと、此二件大なる事にて候、猶更議論有之候は、可被仰越候、薨卒の書法の事、其元に可申遣と存、如此相認候て、備御覽候所、御熟覽被遊、其上暫時御議論被遊被仰出候は、令文に違背して、別に書法を定候事は、決して不可然候、若天子皇后はかりを崩と書候て、其より下は尊卑を論せず卒と書候ては、如何と御意故、左様にかき申ても、令文に違申事は、同事に候と申上候へば、左候はゞ、令文の通し書可申候、猶更能々議論仕候て可然候由、被仰出候、先日御伺の書付御出し被成候故、令還納候とあり、この議論眞に卓越なり、晋高倉天皇嘉應二年、宋明州刺史上書して、物を獻りしに、稱謂無禮なるを以て、大外記清原頼業却くべしと云へるに、法皇聽給はざりし事を、潛鋒栗山愿が論に、華夷何常之有、華而用夷禮則夷也、夷而進

於華則華之古之制也、聊嘗論之、夫地者天根之凝聚于中也、天乃地氣之游環于外也、天地之間、何往而不中、又何往而不天下、故彼此皆自稱曰中國、蓋對外國之通稱、而固非言此土在堪輿之正中也、至其或爲神州、或爲神國、且海內爲天下、而外爲夷爲蕃、則雖俱非九々總域之通言、各國自稱、彼此無相害、是以談海公奉勅撰職員、掌遠人謂之立蕃、万多親王區別姓氏、秦漢之裔、收之諸蕃、源親房亦曰、彼以我爲東夷、猶我以彼爲西蕃也、近學墮乎市井、文不振乎搢紳、惜乎舊典、而不之顧、或呼元明爲中華、自稱爲東夷、殆幾乎外視万世父母之邦、而無蔑百王憲令之著矣、昔隋王贈書曰、皇帝恭問倭皇、廷臣猶疑其無禮、況以一州刺史、上書失儀乎、當從賴業之議、而納信報答、非所以示國體於遐邇、と云るも、義公の意に同じ、又烈公の弘道館記に、漢土の事を西土唐虞三代と書れたる、亦義公の御主意に本づきたるものにて、唐より周に至るまで、五たび姓を易へ、其後廢興一ならず、國號も屢變せし故に、概し

て西土と云へり、西土と云ふことは、孝德天皇大化の詔文にみえたるに、よりにて書れたり、かくの如く華夷内外の辨を謹たるは、國體の上にあつかりて、容易らぬことなれば也、近來實に學市井に墮ちて、かゝることをは夢にも知らず、彼西洋諸國を稱するときは、泰西と云て尊稱し、自國のことを云ふときは、野蠻曖昧の俗とし、東洋の一小國なりと稱するが如きは、萬世帝皇の定め給へる日本の大號を度外視するものにて、不敬無禮の極と謂べし、然るをなまじひに、理論をなして、天地は圓體なり、運て止まず、何ぞ東西上下の別あらん、何ぞ華夷内外の分あらんと云へり、彼何ぞ知らん、洋に東西あり、故に東洋西洋の名あり、坤輿に上下あり、故に南極北極あり、我所生の國に君あり、父ありて、外國には我君父あることなし、且風俗習慣に亦自ら善惡の別あることを、然らば則何ぞ上下内外の別なしと云ふことを得ん、已に東西あり、上下あり、何ぞ内外彼此なしと云

ふことを得ん。

又文王は聖人也、武王は聖と云ひがたし、伯夷が諫めしころ、正道なれ、武王篡弒の議免れ難し、又書經を見るに、殷を伐つ時、さまざま論言多く、殷を伐て後も、民の懷き難かりしいひわけ多く、なためられしこと、堯舜にあるまじきことなり、うれ大義の正道は、いひわけを用うる事なし、又孟子の書をは、御心になはざりしと見ゆて、經書とは云はせられず、史臣に命じては、五經の内各一經を學はしめ、殊に論語大學を講ずることをとめて、小學、孝經、禮記、家禮を講習せしめ給ひき、又史記は、史家の矜式なれとも、忠臣義士の傳を立てざること惜むべし、漢紀信自ら焚て、高祖の死に代りぬ、當時信なかりせば、劉氏の業を立ることあたはず、是漢家第一等の忠臣と謂つべし、然るに其傳を立てざるは、いかんぞや、或人信は唯此一節あるのみにて、其餘事業聞ゆされは、傳なきなりと云へるは、誤れり、即此一事、國士無双の大節、百戰百勝

の功にまされり、蕭曹張陳と義を媿ぶべき人なれば、短縮なりとも、傳を立てずんはある可からず、後來歴史、關係なき人物の傳を立て、短縮なる者あるは、立てざるが勝りぬべし。

此文王は聖人なりと云へるは、孔子が文王のことを三分天下有其二、以服事殷とみえたるにより、武王は聖人にあらずとは、孔子が樂を論せし語に、武王のことを、盡美未盡善と云ひ、史記に伯夷叔齊が、父死不葬、可謂孝乎、爲臣伐君、可謂忠乎、云々の語によれるならん、是等の議論は、漢土の事をよきこととのみ思ひ、彼聖人湯武と云ふ者の爲したることをば、皆理に叶ひたることとのみ思ふ人の云はるべきことにあらず、文王の行ひし所は、甚た君臣の義に叶ひたり、武王のせしことは、君臣の大義に背けりと看破する程の見識あらずは、云はるまじきことなり、然らば義公は、何の道を以て、此義をさとりられし乎と云ふに、我皇國の大道、君臣の大義明らかにして、万古

一系の君に仕ふるを、臣子の常分とし、決して君命に違ふまじき者なることを知らし給ひ、又彼國の如く、禪讓など云ふこともなく、又臣と名て、其君を放伐するなど、義に背きたることなき皇國がらなるによりて、明かに知られし者也。漢土にては、彼孔子につける程の人物也と云ふなる孟軻さへも、聞誅一夫紂、未聞弑君と云ひて、其君に兵を擧げて手向ひし、剩さへ其君を弑逆せる者を、聖人とし、其君をは却て一夫紂と云ふ者と云へる時は、まして其下なる儒者共の之を聖人にあらずと云へる人なきにて、其國がらとは云ひながら、彼國には君臣の大義、眞に明かならぬことを辨ふべし。唯蘇東坡が論に、武王克殷、以殷遺民、封紂子武庚、祿父、使其弟管叔、鮮蔡、叔度、相祿父、治殷。武王崩、祿父與管蔡作乱、成王命周公誅之、而立微子於宋。蘇子曰、武王非聖人也、昔者孔子蓋罪湯、武顧自以爲殷之子孫而周人也、故不致、然數致意焉、曰大哉、巍巍乎堯舜也、禹吾無間然、其不足於湯武

也亦明矣、曰武盡美矣、未盡善也、又曰三分天下、有其二、以服事殷、周之德、其可謂至德也已矣、伯夷、叔齊之於武王也、蓋謂之弑君、至耻之不食其粟、而孔子予之、其罪武王也甚矣、此孔子之家法也、世之君子、苟自孔氏必守此法、國之存亡、民之死生、將於是乎在、其孰敢不嚴、而孟軻始乱之、曰吾聞武王誅獨夫紂、未聞弑君也、自是學者以湯武爲聖人之正、若當然者、皆孔氏之罪人也、使當時有良史如董狐者、南巢之事、必以判書、牧野之事、必以弑書、而湯武仁人也、必將爲法受惡、周公作無逸、曰殷王中宗、高宗、及祖甲、及我周文王、茲四人、迪哲、上不及湯、下不及武王、亦以是哉、文王之時、諸侯不求而自至、是以受命稱王、行天子之事、周之王不王、不計殷之存亡也、使文王在、必不伐紂、紂不見伐、而以考終、或死於亂、殷人立君以事周、命爲二王後、以祀殷、君臣之道、豈不兩全也哉、武王觀兵於孟津、而歸、紂若不改過、則殷人改立君、武王之待殷、亦若是而已矣、天下無王、有聖人者出、而天下歸之、聖人所得辭也、而以兵取之、而放